令和６年３月27日
建設・水道常任委員会資料
都市整備部都市計画課

宇治市景観計画の変更について

報告事項 1

宇治市景観計画の変更について

宇治市景観計画の変更について、景観法第 9 条第 2 項に基づき、宇治市都市計画審議会に、別紙のとおり意見をお聴きします。

令和 6 年 3 月 27 日提出

宇治市長　松村　淳子

宇治市景観計画の変更について

宇治市景観計画（素案）について実施しました、パブリックコメントの結果及び宇治市景観計画（案）について報告します。

1. パブリックコメントの結果及び宇治市景観計画（案）

・資　　料 1　宇治市景観計画（素案）にかかる市民意見について

・資　　料 2　宇治市景観計画（案）

2. 宇治市景観計画変更の経過

第 8 回まちづくり審議会（R4.7.25）	・宇治市景観計画の変更について（諮問）
第 56 回都市計画審議会（R4.8.30）	・宇治市景観計画の変更について
第 6 回景観部会（R4.10.18）	・宇治市景観計画変更の検討について
第 9 回まちづくり審議会（R5.5.18）	・宇治市景観計画の変更について　進捗の報告
第 7 回景観部会（R5.7.6）	・現計画の検証・評価 ・課題（原案）　方向性（原案）
第 8 回景観部会（R5.9.5）	・明文化、誘導指針の提示 ・計画（案）のまとめ
第 9 回景観部会（R5.10.31）	・計画（素案）について
第 10 回まちづくり審議会（R5.12.15）	・宇治市景観計画（素案）について ・市民意見聴取について
市民意見聴取	(1)説明会（R6.1.18、21、23） (2)パブリックコメント（R5.12.20～R6.1.26） (4)まちづくりオープンハウス（R6.1.6、13、18）
第 11 回まちづくり審議会（R6.2.28）	・宇治市景観計画（案）について（答申）
都市計画審議会	・宇治市景観計画の変更（案）について意見聴取
計画変更告示	

資料１

宇治市景観計画（素案）にかかる
市民意見について

1. 市民意見聴取について

宇治市景観計画（素案）について、パブリックコメント、説明会、景観オープンハウスといった様々な方法でプランの周知や説明をさせていただき、ご意見を伺いました。

（1）パブリックコメント

【募集期間】令和 5 年 12 月 20 日（水）　から　令和 6 年 1 月 26 日（金）まで
【対　　象】市内に在住・在勤・在学の方、事務所・事業所を有する法人、納税義務者
【提出方法】歴史まちづくり推進課への持参、郵送、ファクシミリ、電子メール、市民の声投書箱
【結　　果】

意見提出者数　　３人

提　出　方　法	人　数
持参	０人
郵便	０人
ファクシミリ	１人
電子メール	０人
インターネット	１人
市民の声投書箱	１人

意見数　　６件

区　　分	件　数
①景観計画全般に関すること	２件
②景観に関すること	２件
③建築物・工作物に関すること	１件
④その他	１件

【意見及びこれに対する宇治市の考え方】

	ご意見等の概要	ご意見に対する本市の考え方	修正の有無
１．景観計画全般に関すること			
1-1	地区の分割により、地域ごとの特性が明確になるので、良い取組みである。	今後も、地域ごとの特性を生かした景観誘導を図り、良好な景観の形成に努めてまいります。	なし
1-2	景観計画の周知がまだ不十分で、景観問題は他人事と捉える市民が多いのではないか。	景観計画は、市民の景観への関心の高まりに合わせて策定を行った計画です。景観や広告物については、これまでも市政だよりで情報発信をしてきたところです。また、今回の景観計画改定については、パブリックコメント期間中に商業施設等での景観オープンハウスや説明会の開催など、周知を図ってきたところです。 今後も引き続き、景観に関する情報発信に努めてまいります。	なし
２．景観に関すること			
2-1	景観の課題として、重点区域内の観光中心地に至る府道や市道の街路樹の改善を追記してはどうか。 樹種なども四季ごとに色彩の良い樹木を入れることや、既存の街路樹の根元にもマツバギクやセダム類などを植えるとよい。 また、植物公園には樹木の専門家もいるので、景観の会議に参画して観光地にふさわしい文化と自然美のある情風豊かな景観作りを目指してほしい。	宇治市道の街路樹につきましては、道路管理者において樹種の選定を行っており、車両や歩行者の通行に支障を及ぼさないよう剪定などを実施しています。 頂きましたご意見につきましては、関係部局と情報共有を図ってまいります。	なし

2-2	市民や事業者が建築物の屋根や外壁の色彩に気を配ったり緑化に努めたりしても、河川・水路に雑草が繁茂していては景観が台無しである。景観計画を実行するために関係部署に働きかけることを希望する。	京都府、宇治市などの河川管理者において水路の浚渫や除草については、水路内の土砂等の堆積状況などを確認し、必要に応じて実施しているところです。頂きましたご意見につきましては、関係部局と情報共有を図ってまいります。	なし
３．建築物・工作物に関すること			
3-1	巨椋池干拓田を見ると、京滋バイパスが大きな構造物として目立っている。将来塗装の塗り替えの際には、色彩に配慮してほしい。	鋼構造物等の塗装の際には、必要に応じて景観アドバイザーの意見も聴き、景観計画に照らして協議を行って参ります。	なし
４．その他			
4-1	市街地にも茶畑が残されているところが「宇治らしさ」を感じる。生業として茶畑を増やすのは難しいが、「市民茶園」を市街地に設けてはどうか。学校の近くに設けて、ボランティアで管理を行い、「宇治学」などで地域の小学生・中学生がお茶作りに参加できれば、景観とコミュニティづくりができるのではないか。	市街地にも茶園が見られるところは、宇治らしい景観の一つとなっています。 宇治市では、農業を支える５つの柱の一つとして「茶業の継承・発展を支援する」を定め、宇治茶の伝統やブランドを守り、継承・発展を支援しているところです。 また、お茶と宇治のまち歴史公園に整備した修景茶園では、地元の小学生などに茶の木の植え付けに参加頂いたところです。 「宇治学」では、小学３年生で宇治茶に関する学習を行い、校区によっては茶摘み体験や茶工場見学も実施しています。	なし

（2）説明会・景観オープンハウス

【概　要】宇治市景観計画（素案）について

〇説明会

	開 催 日	開催地域	会　　場	参加者数
【説明会】				
①	令和 6 年 1 月 18 日（木）	笠取（山間）	アクトパル宇治	３人
②	令和 6 年 1 月 21 日（日）	志津川	志津川集会所	１２人
③	令和 6 年 1 月 23 日（火）	宇治	ゆめりあうじ	１人
市内 3 会場にて開催　　延べ				１６人

〇景観オープンハウス

	開 催 日	開催地域	会　　場	参加者数
【景観オープンハウス】				
①	令和 6 年 1 月　6 日（土）	宇治・小倉	コーナンＪＲ宇治駅北店	７０人
②	令和 6 年 1 月 13 日（土）	黄檗（宇治）	アル・プラザ宇治東	８４人
③	令和 6 年 1 月 18 日（木）	笠取（山間）	アクトパル宇治	12人
市内 3 会場にて開催　　延べ				１６６人
【プランの周知】				
④	令和 6 年 1 月 6 日（土）	小倉	スーパーマツモト宇治小倉店	６０人

※①、②については、宇治市未来につなぐ都市づくりプラン（初案）のまちづくりオープンハウスと同時開催しました。

【主なご意見（まとめ）】

【内　容（抜粋）】市の考え

①山間部(笠取地域)においても景観形成助成の対象としてほしいと思う。

> 景観形成助成制度は、まずは重点地区から取組みを進めており、重点地区を助成の対象区域と定めています。

②西笠取は工場が増えてきているため、きっちり景観誘導を行ってもらいたい。

> 景観法に基づく届出対象となる場合（建築面積 1,000 ㎡超、高さ 20m 超、最長部長さ 50m 超など）については、景観計画の誘導指針に沿って、山間部との調和が図れるよう誘導を行ってまいります。

③志津川は大規模建築物はあまりないが、資材置場が増加してきている。用途の制限は景観ではかけられないと思うが、これが一番景観を壊していると思う。

景観計画では、土地利用の制限を行うことはできませんが、景観法に基づく届出対象となる場合（建築面積 1,000 ㎡超、高さ 20m 超、最長部長さ 50m 超など）については、景観計画の誘導指針に沿って、山間部との調和が図れるよう誘導を行ってまいります。また、関係部署において、住環境の維持や秩序ある発展など地域振興に向けたまちづくりとして、市街化調整区域の性格を変えない範囲で、地区計画等の活用について地元の方々と検討を進めています。いただきましたご意見につきましては関係部署と情報共有いたします。

④既存の建物は、景観上良くないものは修景させられるのか。

既存の建物に関しては、大規模な修繕などで景観法に基づく届出が必要な場合には、景観計画の誘導指針に沿って、修景などをお願いしています。今後も、景観計画に照らして協議を行って参ります。

⑤その他の意見

・宇治橋通りなどの景観が良くなっているのは、こういう計画がしっかりあるからだと思う。
・改めて写真を見ると、景観が良くなっているのがわかる。
・まちなかに茶園があるのは宇治ならではと思う。
・宇治に世界遺産（平等院）があるのは誇らしい。
・宇治市の景観が好き。まちの景観は大切だ。
・JR 宇治駅周辺が整備されていて良い。

今後も、良好な景観の形成に向けて誘導を図ってまいりたいと思います。

【開催状況】

①コーナンＪＲ宇治駅北店（１）

①コーナンＪＲ宇治駅北店（２）

②アル・プラザ宇治東（１）

②アル・プラザ宇治東（2）

③アクトパル宇治（１）

③アクトパル宇治（２）

④スーパーマツモト宇治小倉店

【アンケート結果】

宇治市の好きな景観では、「宇治橋上流の自然景観」、「茶園のある景観」、「社寺周辺の歴史的景観」に魅力を感じている方が多くおられた。

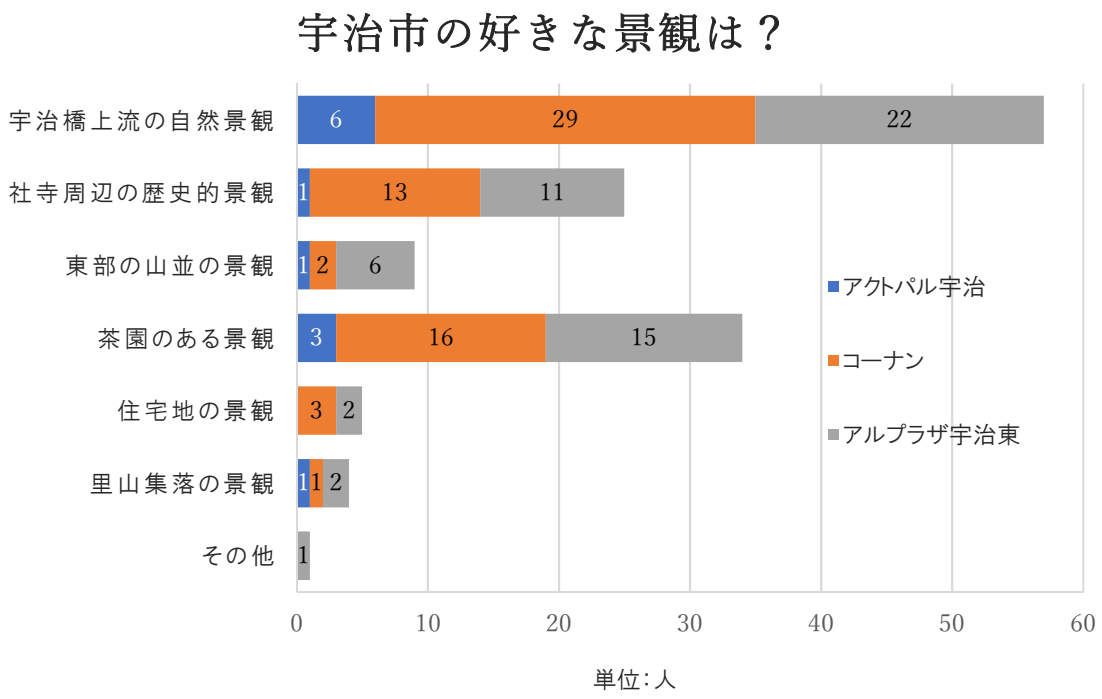

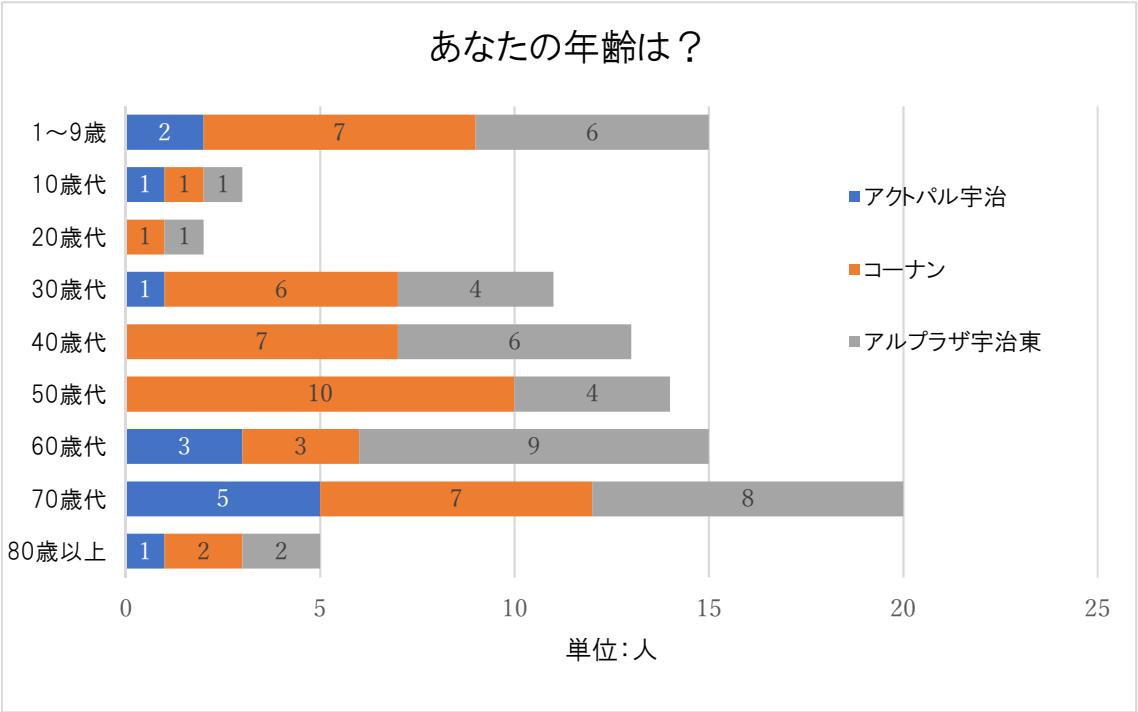

資料２

宇治市景観計画（案）

宇治市　景観計画

目次

宇治市景観計画の改訂にあたって

第１章　宇治市の概況
　１－１．位置
　１－２．地形的特性
　１－３．気候、植生
　１－４．土地利用
　１－５．景観計画と関連計画
　１－６．歴史的変遷

第２章　宇治市の現状と課題
　２－１．現状の検証
　　２－１－１．事業施策の進捗
　　２－１－２．景観の変化
　　２－１－３．意識・行動の変化
　２－２．景観の課題
　　２－２－１．現状と課題
　　２－２－２．景観の課題への対応策

第３章　基本理念と行動指針
　３－１．基本理念と行動指針
　３－２．景観形成の実現に向けて
　　３－２－１．住民主体の景観づくり
　　３－２－２．行政による景観形成

第４章　良好な景観の形成
　４－１．景観形成における基本方針
　　４－１－１．景観法導入にあたっての基本的な考え方
　　４－１－２．景観の類型化
　　４－１－３．類型別基本方針
　　４－１－４．景観計画等により景観形成を図る地区の候補

第５章　景観計画区域と概要
５－１．景観計画区域
５－２．概要

第６章　良好な景観の形成のための行為の制限
６－１．景観計画による行為の制限
６－１－１．景観計画区域における行為の制限
６－１－２．景観計画重点区域における行為の制限
６－２．その他の法令・条例に基づく行為の制限
６－２－１．風致地区・特別風致地区における行為の制限
６－２－２．近郊緑地保全区域における行為の制限
６－２－３．琵琶湖国定公園における行為の制限

第７章　景観重要建造物・景観重要樹木の指定
７－１．景観重要建造物の指定の基本的な考え方
７－２．景観重要樹木の指定の基本的な考え方

第８章　屋外広告物に関する行為の制限
８－１．表示・掲出に関する基本的な事項
８－２．景観計画による行為の制限

第９章　景観重要公共施設の整備

宇治市景観計画の改訂にあたって

1　景観計画改定の背景と目的

「宇治市景観計画」は平成２０年４月に策定されました。景観計画では、特に景観に配慮すべき地区として重点区域を設け、平成２１年と平成２４年には重点区域の拡大を行い、良好な景観の形成に向け、充実を図ってきたところです。重点地区や景観形成道路沿道においては、景観計画による誘導や高度地区による高さ制限、風致地区の許可基準による景観誘導を行っており、良好な景観形成が図られてきました。まちなみの変化が、まちの魅力向上につながり、にぎわいが生まれてきました。

一方で、大規模な開発や太陽光発電設備の設置、基地局の新設・増設などの新たな土地利用が増加しており、開発等の動向を注視するとともに、良好な景観形成に向けた適切な誘導が必要となっています。

このような新たな土地利用にも対応するため、地区の特性に応じたよりきめ細かい景観誘導を図る必要がありますことから、景観計画の見直しを行うこととといたしました。

2　改定にあたってのポイント

２－１　基本理念と行動指針

今回の改定では、計画の基本理念と行動指針については、これまでの景観計画を踏襲しました。

２－２　景観形成における基本方針

今回の改定では、景観形成における基本方針については、これまでの景観計画を踏襲しながら、景観の類型ごとの特性に応じて追記を行いました。

２－３　地域特性に応じた地区の分割と誘導指針の策定

景観特性に応じた G 地区の分割を行うとともに、他の地区についても地区の概要や誘導の視点について、より理解を得られるように追記や修正を行いました。

２－４　これまでの景観行政の評価

これまでの景観計画運用実績や本市の取組み実績、景観の変化、意識・行動の変化について検証を行い、現状と課題を明確にしました。

宇治市の景観行政の経緯

1994(H 6) 年	12 月	平等院、宇治上神社が世界文化遺産に登録
1996(H 8) 年		平等院背景に15階建て高層マンションが2棟完成
1997(H 9) 年		
2002(H14) 年	3 月	宇治市都市景観条例を制定
2003(H15) 年	3 月	宇治市都市景観形成基本計画の策定
2004(H16) 年	3 月	宇治市都市計画マスタープラン策定
	12 月	景観法が施行される
2005(H17) 年	3 月	宇治市が景観行政団体となる
2006(H18) 年	1 月	都市計画法：宇治都市計画高度地区の変更
2008(H20) 年	4 月	（略称）宇治市まちづくり・景観条例の施行
	4 月	宇治市景観計画の告示
2009(H21) 年	2 月	国の重要文化的景観「宇治の文化的景観」に選定される（都市景観として国内初）
2010(H22) 年	4 月	宇治市景観計画改定（景観計画重点区域の拡大（白川地区））
2013(H25) 年	4 月	宇治市景観計画改定（景観計画重点区域の拡大（黄檗地区））
2015(H27) 年	4 月	宇治市風致地区条例施行
2018(H30) 年	10 月	仏徳山を中心とする丘陵群が名勝宇治山として国指定を受ける

1994(H 6)年、平等院と宇治上神社が世界遺産に登録され、1996(H 8)年と1997(H 9)年には、平等院の背景に15階建ての45mの高層マンションが2棟建設されました。

これを受けて2002(H14)年に自主条例である宇治市都市景観条例を策定し、翌年3月には宇治市都市景観形成基本計画を策定し、これをもとに2004(H16)年4月に一定規模以上の建物について届出をしていただくための大規模建築物等誘導基準を定めました。その後、2006(H18)年には、都市計画法に基づく宇治都市計画高度地区を変更し、平等院背景地に15mと20mの高さ規制を行いました。2008(H20)年4月には、条例の施行とあわせ、宇治市景観計画を策定しました。

第1章
宇治市の概況

第１章　宇治市の概況

１－１　位置

宇治市は京都盆地の東南隅に位置し、市域の西北部は京都市、西側に久御山町、南に城陽市、東に大津市、宇治田原町に接しています。面積は 67.54 km^2 で、東西に 10.0 km、南北に 10.7 kmとコンパクトな都市であり、京都市中心部や大津市に 10～20 km、奈良市まで約 25 km、さらに大阪市中心部には約 35 kmと近接しています。

ＪＲ奈良線、京阪宇治線、近鉄京都線などの鉄道が走り、京滋バイパス、国道 24 号、府道京都宇治線、府道宇治淀線、府道城陽宇治線などが道路交通網を形成しています。

すなわち、周辺大都市への交通が至便な地であり、大都市近郊の住宅地としての性格が強く、それは 1960 年代（昭和 30 年代後半）からの市域の急激な宅地開発の進行とそれに伴う人口の急増に現れています。

１－２　地形的特性

宇治市は地形的にみれば、東部醍醐山地、中央部山麓丘陵地帯、西部沖積低地に概ね区分することができます。また市の中央部を南北に宇治川が流れ、沖積低地と山麓丘陵地に現在広がる市街地を大きく二分しています。

宇治川右岸の東部醍醐・笠取山地には山中に入りこむ川沿いに山間農地が発達し、現在でも田畑や杉の植林地などの広がる山里の風景を見せています。

宇治川右岸の中央部山麓丘陵地帯には、標高 200～20m程度の一帯に 1960 年代以降に開発された住宅地が広がり、山の辺住宅地景観をみせています。

京阪宇治線から宇治川に至る沖積低地では、自衛隊施設や工場、学校などとともに、住宅地や旧集落、田畑等が混在する地域となっています。

宇治川左岸は、主に標高 100m以下の丘陵地、低地で占められており、150～100m の間には、山城総合運動公園や植物公園があり、100～50mには比較的新しい住宅地が造成され、20m以下の地域には宇治橋商店街やユニチカ宇治工場などがあります。

それらの西側の低湿地帯には、埋め立てられた巨椋池干拓地をはじめ、大久保、伊勢田、新田などの旧集落とそれらが外延化した住宅地、自衛隊施設、工場群などがあります。

１－３　気候、植生

垂直的変化に富む宇治市の気候は、平地と山間部でかなり異なります。平地部は、平均気温は京都市よりも高いが、気温の年較差がきわめて少なく、京都市のような準内陸盆地的性格は見られません。降水量も京都市より少ないが、湿度の平均は京都市よりも高く、特に冬季に高くなり、それが「宇治川の川霧」を発生させ、茶の生育にも役立つといわれています。

市域の現存植生は、概ね代償植生であり、山地のそれは地域の「里山の景観」を代表する植生といえます。標高 500～300mといった東部山地では、常緑広葉樹のコバノミツバツツジーアカマツ群集（アカマツを代表とし、タムシバ、コナラ、リョウブ、ヤマウルシ、コバノミツバツツジ、ヒサカキ、ヤブツバキなど）および落葉広葉樹のアベマキーコナラ群集（コナラ、アベマキ、クリ、リョウブ、ヤマザクラなど）が卓越し、杉の植林地も多く見られます。

西部低地はほとんど市街化されていますが、農地などではカラスビシャクーニシキソウ群落（畑地雑草群落）がみられます。また、宇治陵やいくつかの社寺林は、いわゆる照葉樹林（シイ、カシ、クス、ヤブツバキなど）で覆われているところもあり、市街地の貴重な緑の景観となっています。

１－４　土地利用

市域のおよそ東半分は山間地であり、農村集落が各河川沿いに散在しています。このエリアは概ね山林、田畑となっています。

山地から西に向かって丘陵地、段丘、一般低地、干拓地や低湿地と移行するが、丘陵地以西は大半が宅地化されています。

北西端には、水田を中心とした大規模な農地が広がっています。

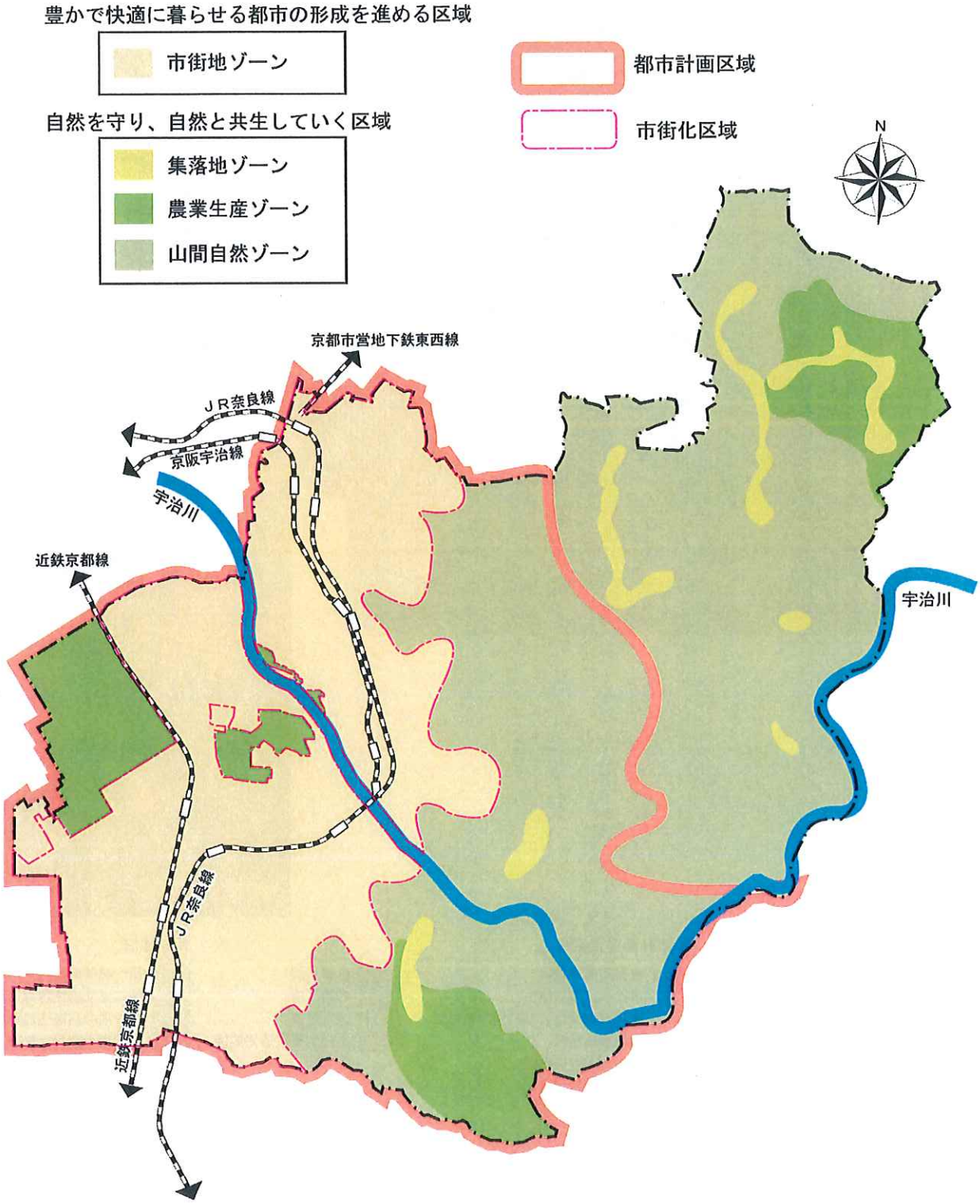

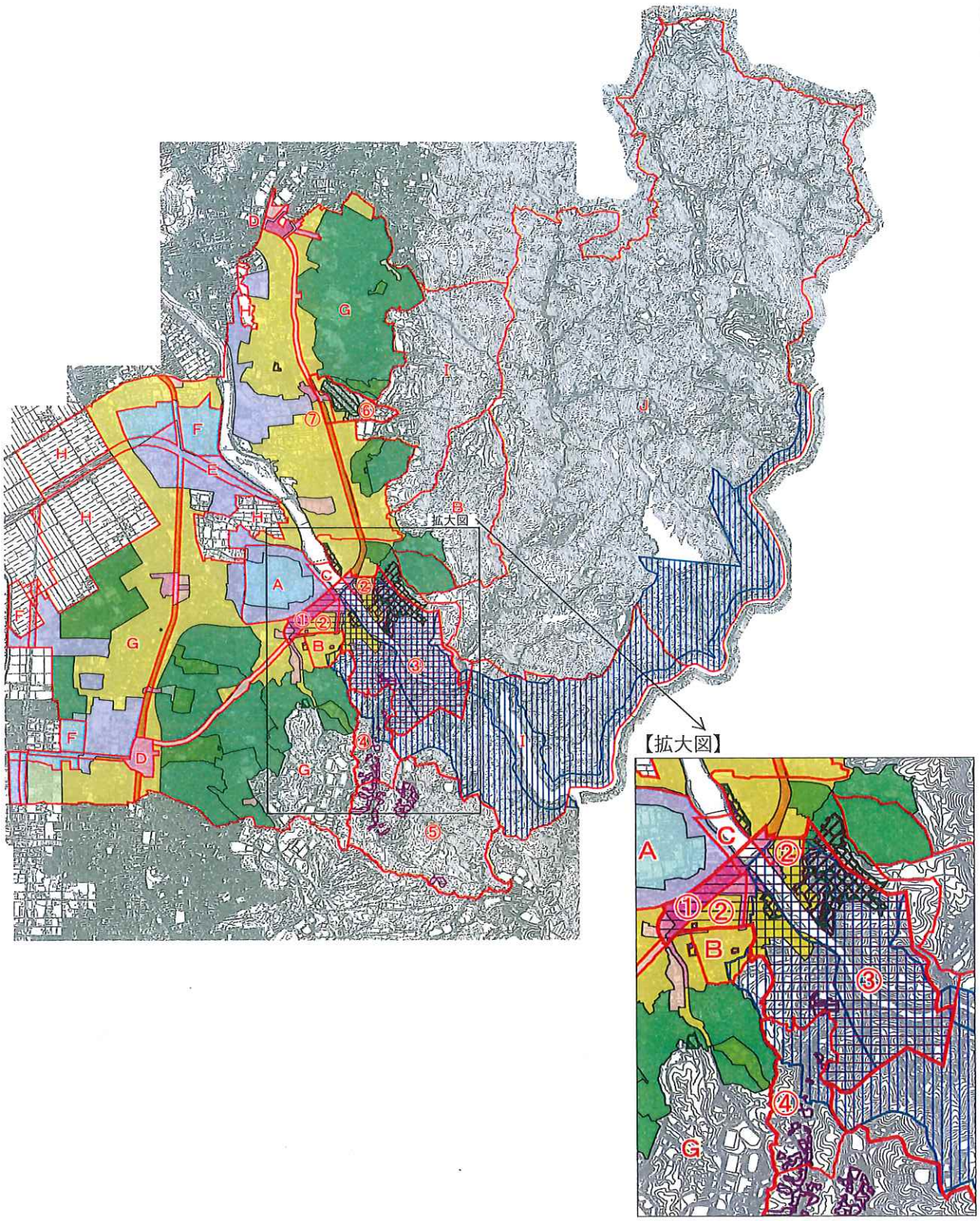

景観計画区域

- A 世界遺産背景地地区
- B 歴史的遺産周辺地区
- C 宇治橋下流地区
- D 市南北玄関口地区
- E 主要幹線道路沿道地区
- F 工業地区
- G 市街地地区
- H 田園地区
- I 山麓地区
- J 山間地区

景観計画重点区域

- ① 中央玄関口地区
- ② 世界遺産周辺地区
- ③ 世界遺産保全及び特別風致地区
- ④ 白川集落地区
- ⑤ 白川集落周辺地区
- ⑥ 萬福寺周辺地区
- ⑦ 黄檗駅周辺地区

- 名勝（国）
- 名勝（府）
- 国定公園
- 文化的景観選定範囲

用途地域

- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域

１－５　景観計画と関連計画

既存計画（上位・関連計画）との関係

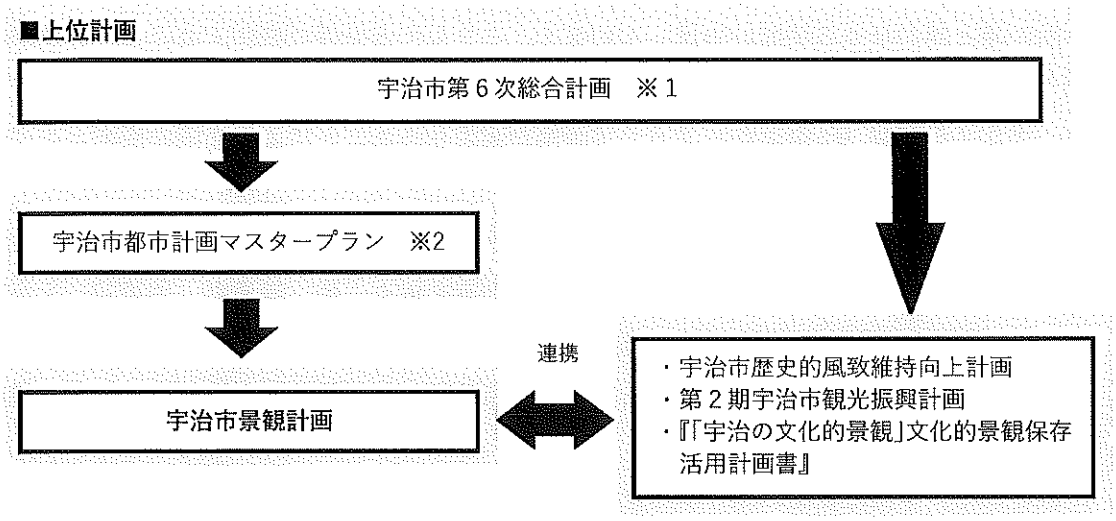

※１　宇治市第６次総合計画（令和４年度（2022）～15 年度（2033））

宇治市のまちづくりの最上位計画であり、「一人ひとりが輝き 伝統と新たな息吹を紡ぐまち・宇治」を目指す都市像としています。

※２　宇治市都市計画マスタープラン（令和４年(2022)～24 年(2042)）

都市計画の将来方向を示す計画で、都市計画の基本となる土地利用や都市施設、都市景観形成、市街地整備など「ともに築く 魅力ある未来への都市」を都市づくりの基本理念としています。

【景観計画とは】

景観法に基づき、景観行政団体が景観行政を進める上で定める基本的な計画。景観行政団体が策定し、区域や一定の行為に対する届出・勧告の基準等を定める。

※【景観法】（平成 16 年 6 月 18 日法律第 110 号）

都市、農村漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等所要の措置を講ずる我が国で初めての景観についての総合的な法律。

※【景観行政団体】

景観行政を担う主体。政令市、中核市、都道府県は、自動的に景観行政団体となり、その他の市町村は、都道府県知事との協議・同意により景観行政団体になることが可能。

１－６　歴史的変遷

宇治の歴史は古く縄文時代にさかのぼります。市内の遺跡からは縄文式土器や磨製石器片が出土し、この時期には居住が始まっていたことが確認されています。また古墳時代には、豪族の墓と思われる古墳群が出現しています。こうした古墳群が存在することは、奈良、京都の中間に位置する宇治が地理的に重要な位置のひとつであったことを物語っています。特に、大化２年(646 年)僧道登によって宇治橋が架設されたことにより交通の要衝としての宇治の重要性は高まりました。

また、単に交通の要衝であっただけでなく、宇治は風光明媚な地として貴族の別業地でした。平安時代には、藤原道長が宇治川の西岸に別業を構え、後、頼通が「平等院」を建立しました。現在も阿弥陀堂（鳳凰堂）は当時の建築物としての全容をとどめています。さらに、世界的にも優れた女流文学と評される紫式部『源氏物語』の最後の十帖が宇治を主な舞台として展開されています。

ところで、宇治は要衝の地であったがゆえに戦の場ともなりました。特に、中世には「源平合戦宇治川の先陣争い」で有名な宇治川の合戦や承久の乱、応仁の乱、山城国一揆等が起こり、室町幕府が滅ぶこととなった槇島の合戦が戦乱をしめくくりました。

しかし、豊臣秀吉が伏見城を築城し城下町を建設するにあたり、宇治の環境は一変しました。伏見に交通を集中させるため太閤堤築提の大土木工事により、巨椋池に流れ込んでいた宇治川が切り離されると、半ば独立した湖沼となった巨椋池の洪水の被害は増し、農地の水没を繰り返すようになった。宇治橋を一時撤去したことで、京都奈良間の交通は宇治を経由することがなくなった。（この撤去された宇治橋は５年後慶長４年（1599 年）徳川家康によって元通りに復旧されました。）

こうした不利な状況を克服し、宇治の繁栄を支えたのは茶業でした。室町時代以降、宇治は茶の名産地として全国に知られていましたが、江戸時代には徳川幕府によって手厚く保護され、御用茶師の頭取が宇治代官を勤めるという、行政と産業が一体化した特殊な支配のもとで「宇治茶」の繁栄がもたらされました。

明治に入ると、宇治川改修事業等が進められ、昭和の初期には、巨椋池干拓事業の推進や鉄道交通体系の形成などにより、宇治市の都市としての基盤が築かれました。そして昭和 26 年(1951 年)３月１日には、東宇治町、宇治町、槇島村、小倉村、大久保村の２町３村が合併して市制を施行、宇治市が誕生しました。

以上のように、古くからの由緒ある歴史が物語れる宇治市にあって、1994 年 12 月には「平等院」と「宇治上神社」が世界遺産として登録されました。世界遺産は、次のような選定基準に基づき、数多い文化財の中から選ばれています。

世界遺産の選定基準 （「古都京都の文化財」より）	①世界遺産が不動産に限られているため、建造物、庭園を対象 ②国内で最高ランクに位置づけられている国宝（建造物）、特別名勝（庭園） ③遺産の敷地全域が史跡に指定されているなど、遺産そのものの保護の状況に優れていること

【古　代】

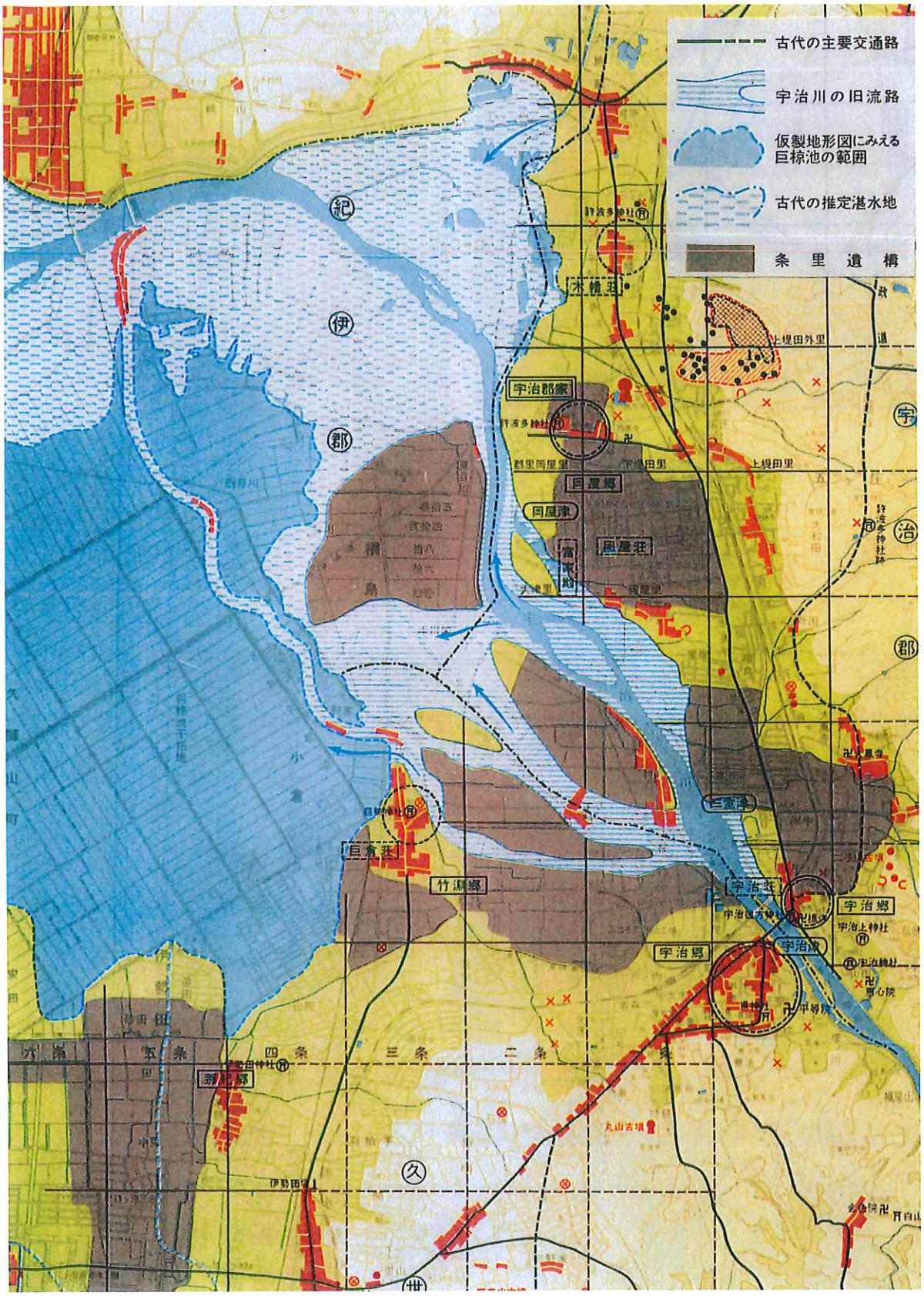
古代の主要交通路
宇治川の旧流路
仮製地形図にみえる
巨椋池の範囲
古代の推定湛水地
条　里　遺　構
紀
伊
郡
宇
治
郡
久
宇治郡家
木幡荘
巨倉荘
竹淵郷
宇治荘
宇治郷
宇治津
那紀郷
上堤田外里
上堤田里
丸山古墳

（出典：宇治市史）

【近世初期】

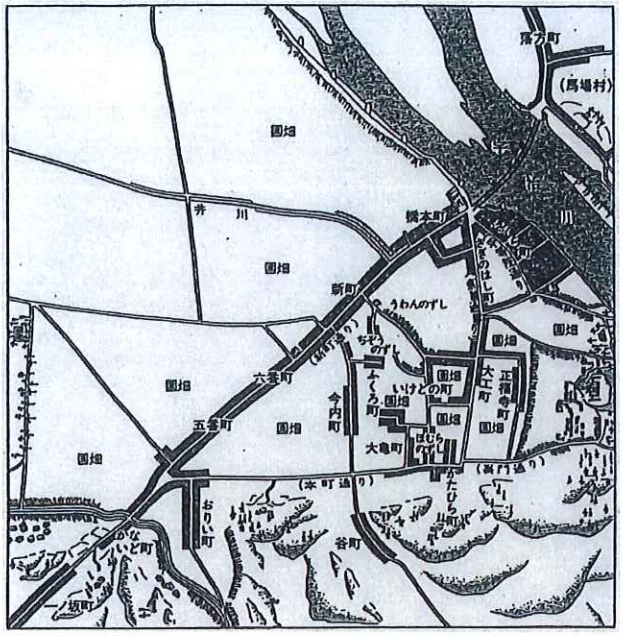

（出典：宇治市史）

【大正末～昭和初期】

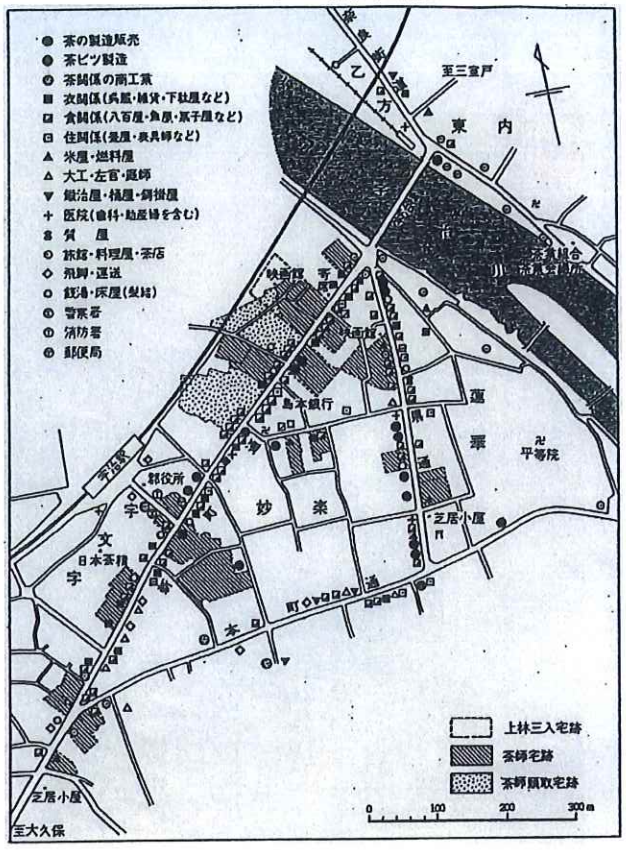

（出典：宇治市史）

【18 世紀前半】

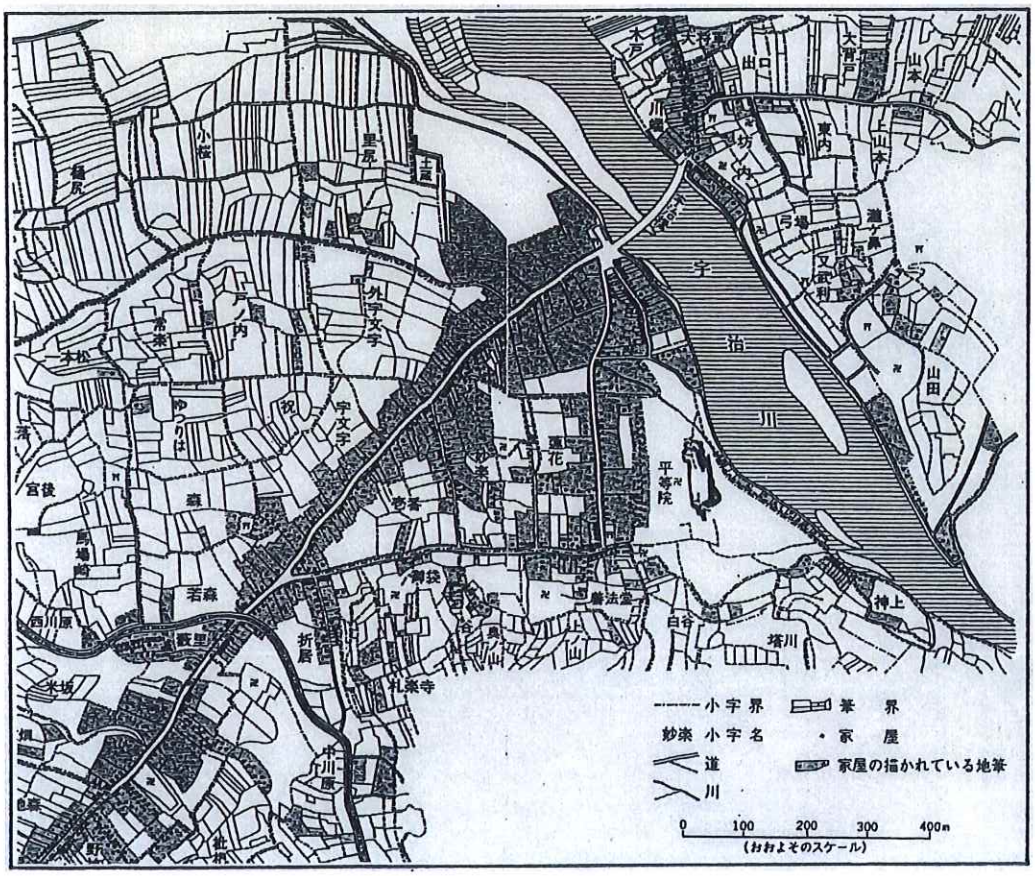

（出典：宇治市史）

【昭和７年】

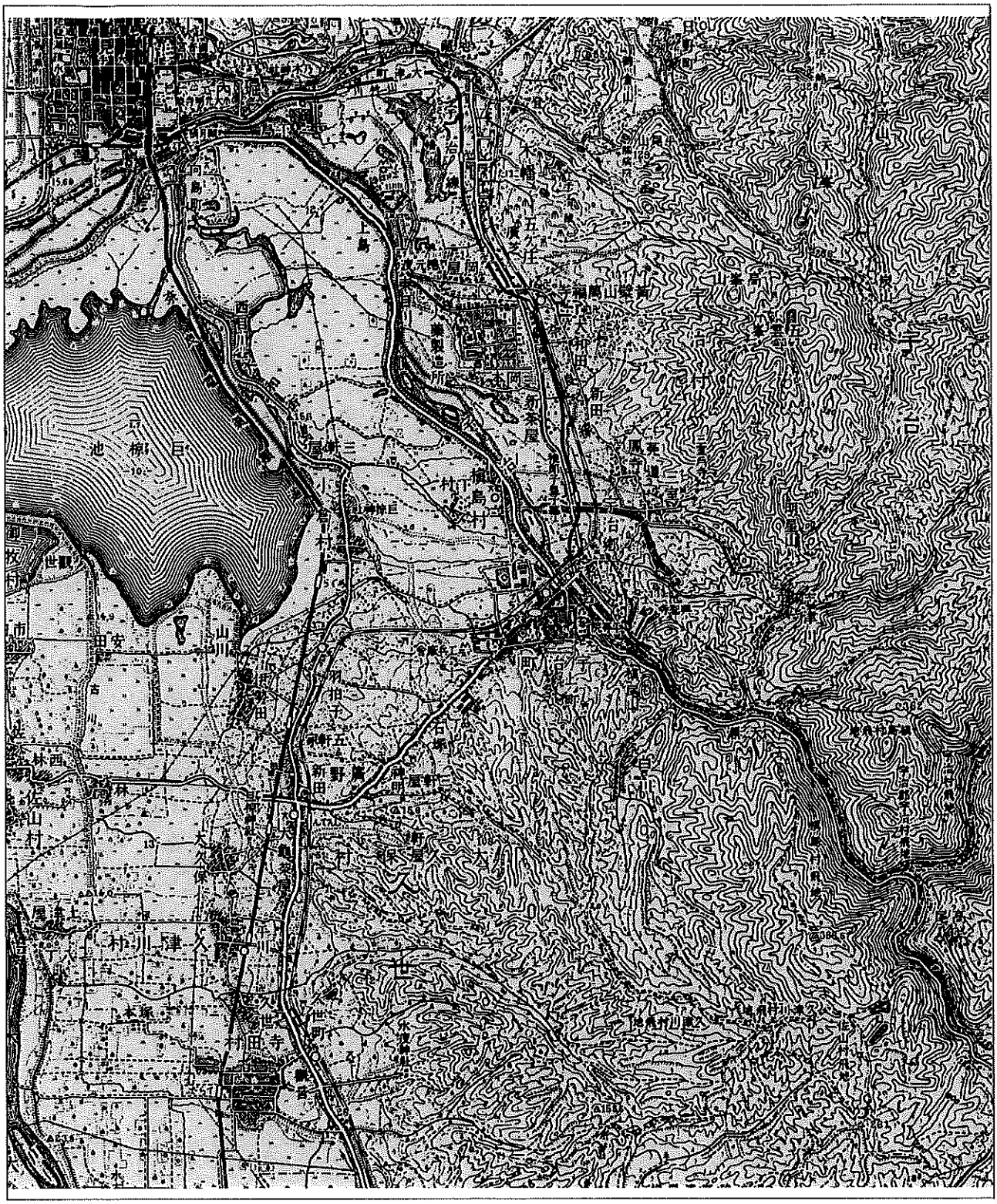

出典：『日本図誌大系 近畿Ⅱ』（山口恵一郎編集者代表. 朝倉書店）

昭和７年の地図(5万分の1)では、巨椋池が存在し、奈良電鉄（現近鉄京都線）ならびに大和街道沿いに小倉、伊勢田、大久保等の集落があり、奈良街道沿いにも北の六地蔵から南の新田まで街道沿いの町並みが形成されています。山麓には木幡、大和田、大鳳寺など集落もみえ、平等院一帯は既に大きな町を形成しています。

【昭和 27 年】

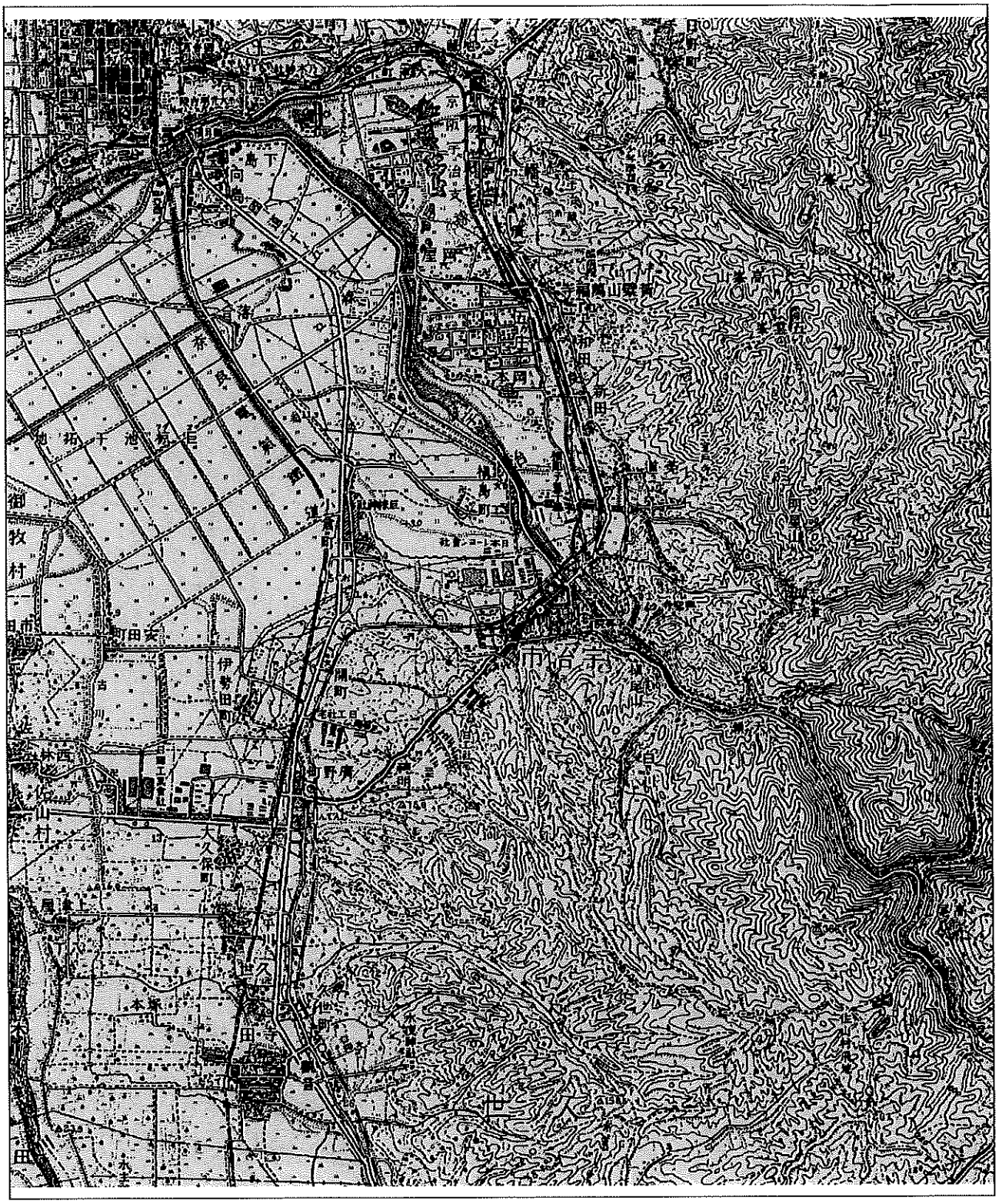

出典：『日本図誌大系 近畿Ⅱ』（山口恵一郎編集者代表. 朝倉書店）

昭和 27 年の地図(5 万分の 1)では、巨椋池は埋め立てられ、干拓地となっています。これは、巨椋池の水位の低下とともに水質が悪化し、漁獲量の減少やマラリアの発生などの弊害が起こり、水害も繰り返されたためです。このため、生活の安全向上を願う周辺住民の運動により国営干拓事業が開始され、昭和１６年に農地へと転換されました。木幡池周辺も施設が形成されるとともに工場の立地がなされはじめています。

【昭和 44 年】

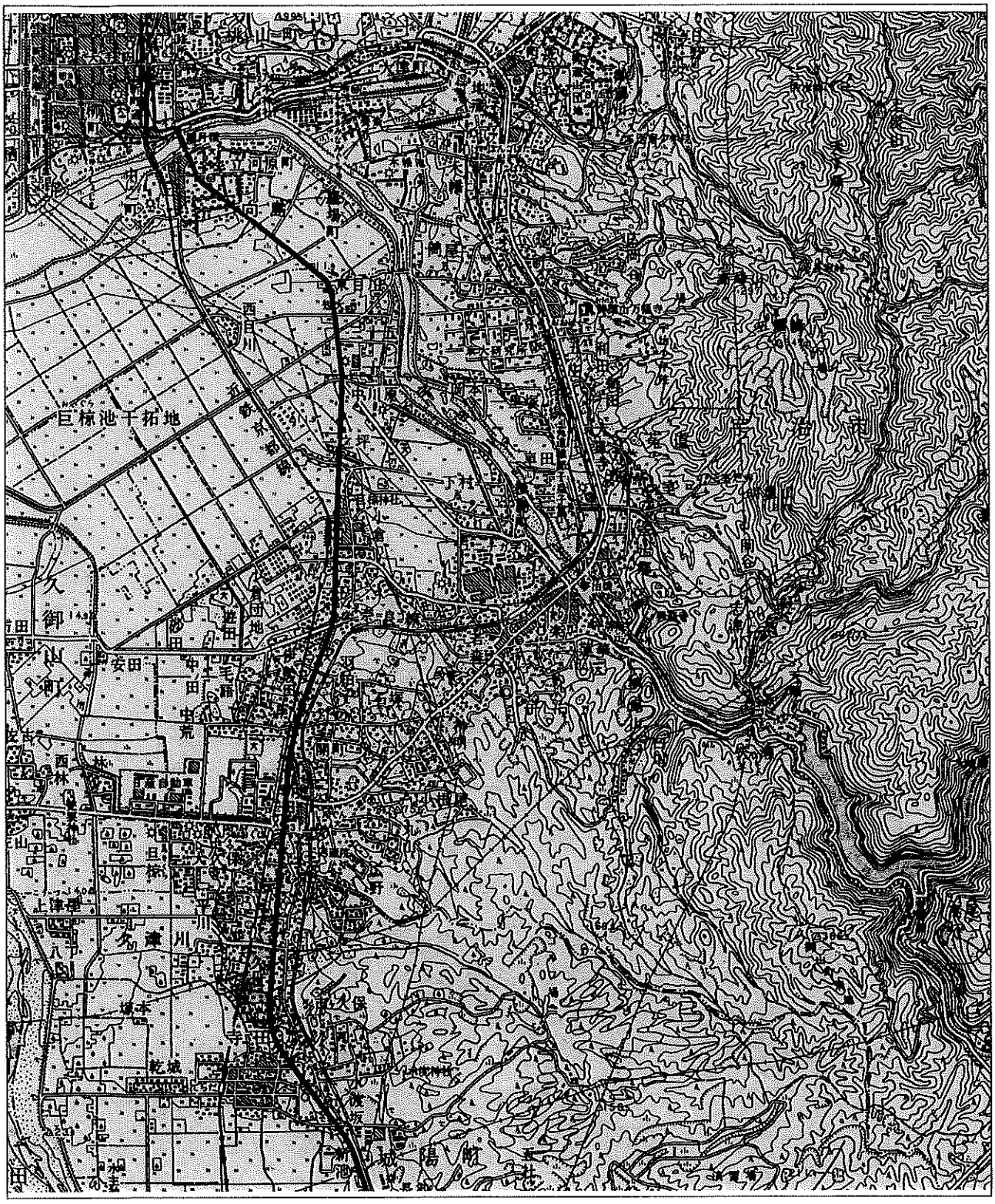

出典：『日本図誌大系 近畿Ⅱ』（山口恵一郎編集者代表. 朝倉書店）

昭和 44 年の地図(5 万分の 1)では、かつて農林地であった低地から山麓地にかけて市街化されはじめており、特に山麓景観の変化が著しく現れています。六地蔵東山麓一帯、JR 奈良線と近鉄京都線に挟まれた一帯、大久保の東山麓一帯の開発が顕著です。また、天ヶ瀬ダムができあがっています。宇治市の人口は約９．７万人となっています。

【平成５年】

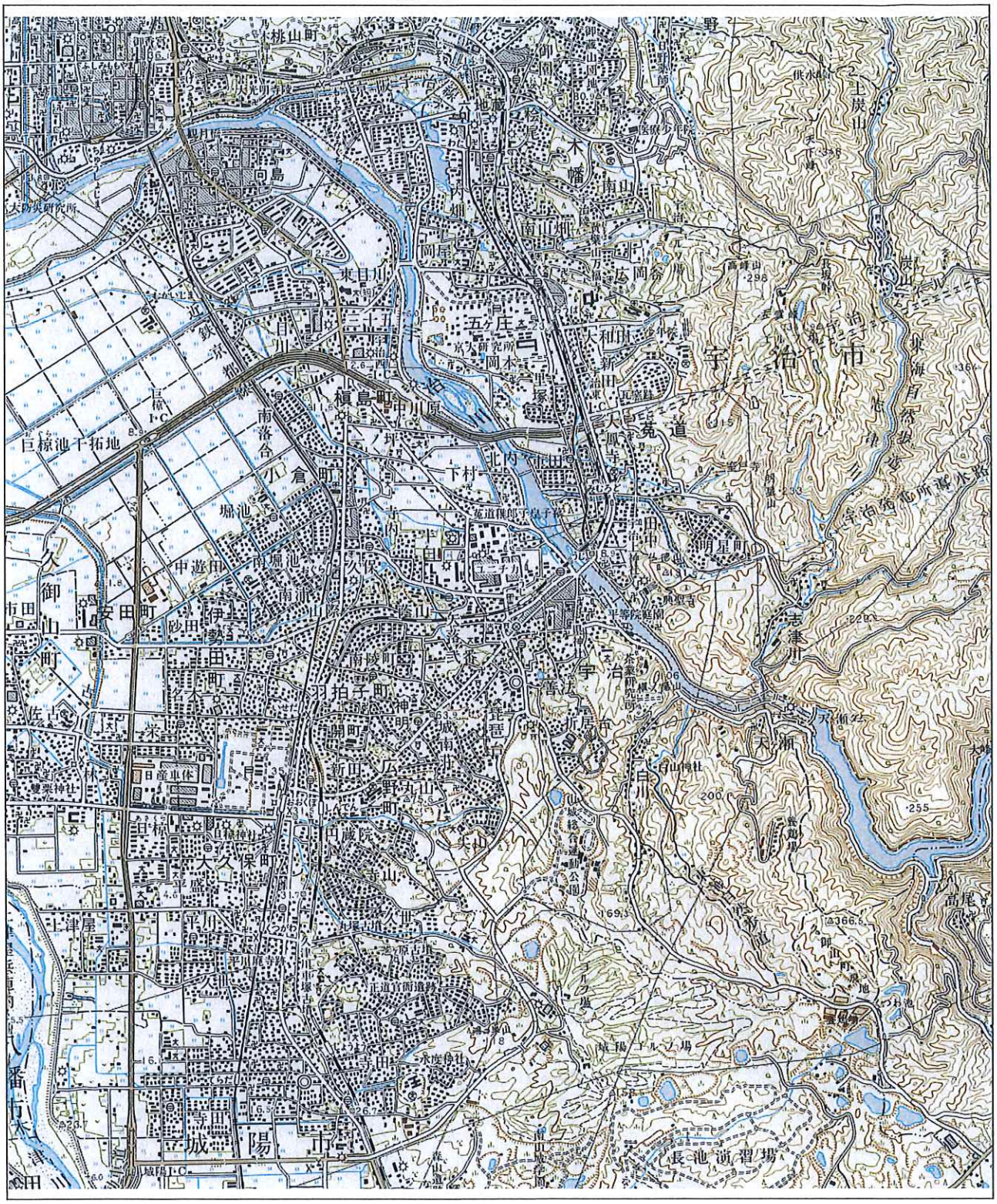

平成５年の地図(5 万分の 1)では、巨椋 IC が完成するなど交通の利便性が向上しました。昭和 30 年代頃から都市計画法が施行（昭和４４年６月１４日）されるまでの間、無秩序に開発が進められ、市街化が広がりを見せています。また人口は約１８．２万人となっており、昭和 44 年と比較すると約 1.9 倍に増加しています。

【平成３０年】

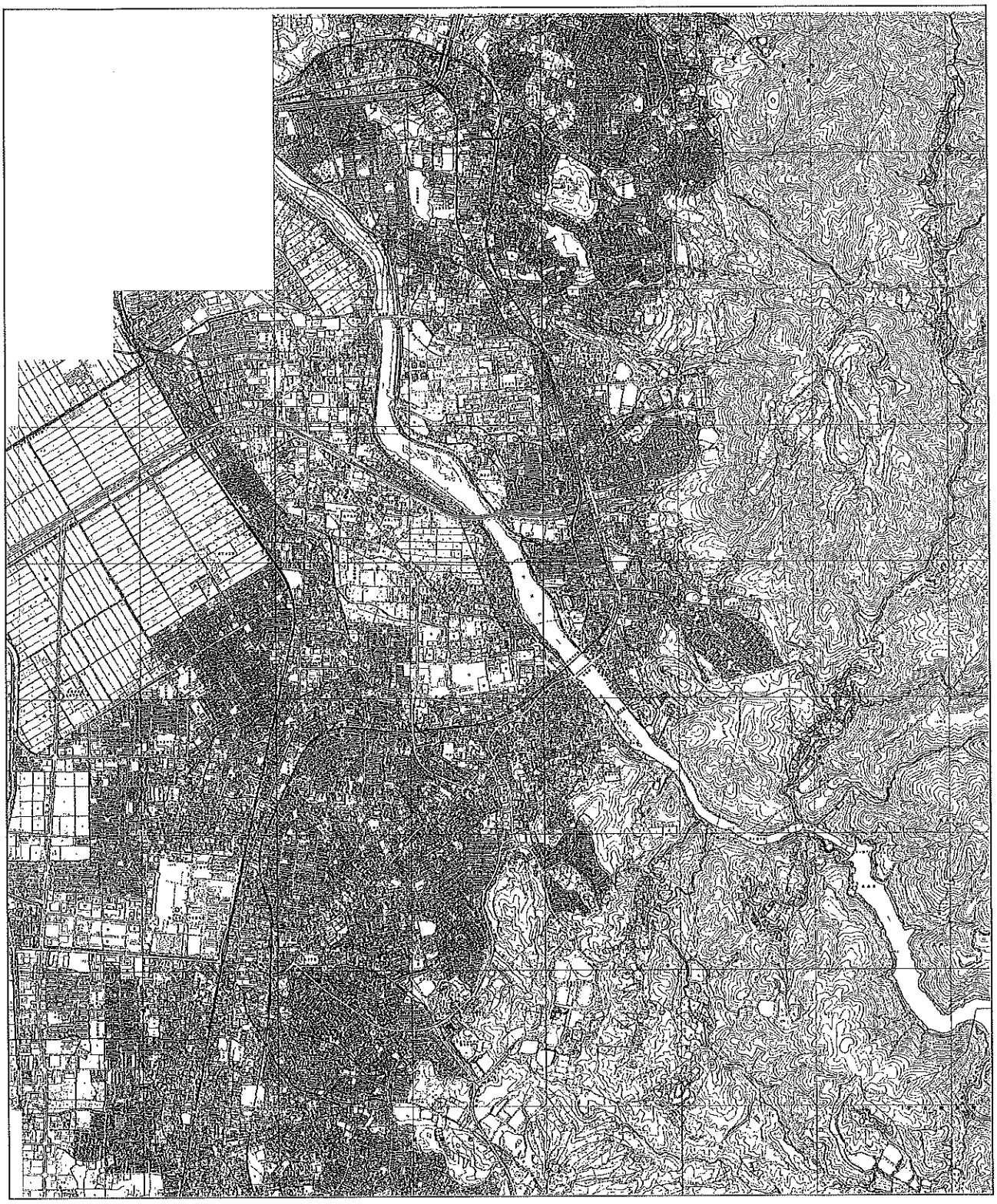

平成３０年の地図では、ほぼ現在の姿がみられます。近世初期に見られる奈良街道や大和街道などの旧街道筋は今も残り続けています。人口は約１８．７万人で、平成５年と比較すると微増となってます。

第2章
宇治市の現状と課題

第２章　宇治市の現状と課題

景観計画策定以降の計画において、３つの視点で検証を行いました。計画の運用実績や本市の景観施策の取組み実績による事業施策の進捗状況や、景観の変化、意識・行動の変化の３つの視点での現状についてまとめます。

２－１現状の検証

１．事業施策の進捗	２．景観の変化	３．意識・行動の変化
●景観計画の運用実績 ・届出件数 ・指導等の実施件数 ・是正件数 ●本市の取組実績 ・景観形成助成 ・景観重要建造物指定	●建築物、工作物、屋外広告物や是正指導に伴う変化を写真比較	●地区まちづくり協議会や建築協定など団体の景観に関する取組内容や、市民の観光動向の変化

１　事業施策の進捗

これまでの景観法に基づく届出件数などの運用実績や、景観形成助成並びに景観重要建造物の指定を行うなど本市としての取組実績の検証を行いました。

２　景観の変化

建築物や道路の整備など本市の景観の移り変わりについて写真で比較を行いました。

３　意識・行動の変化

地区まちづくり協議会や建築協定などの市民団体の取組や観光動向の変化を軸に、意識・行動の変化による検証を行いました。

景観計画区域図（令和5年度まで（2023年度））

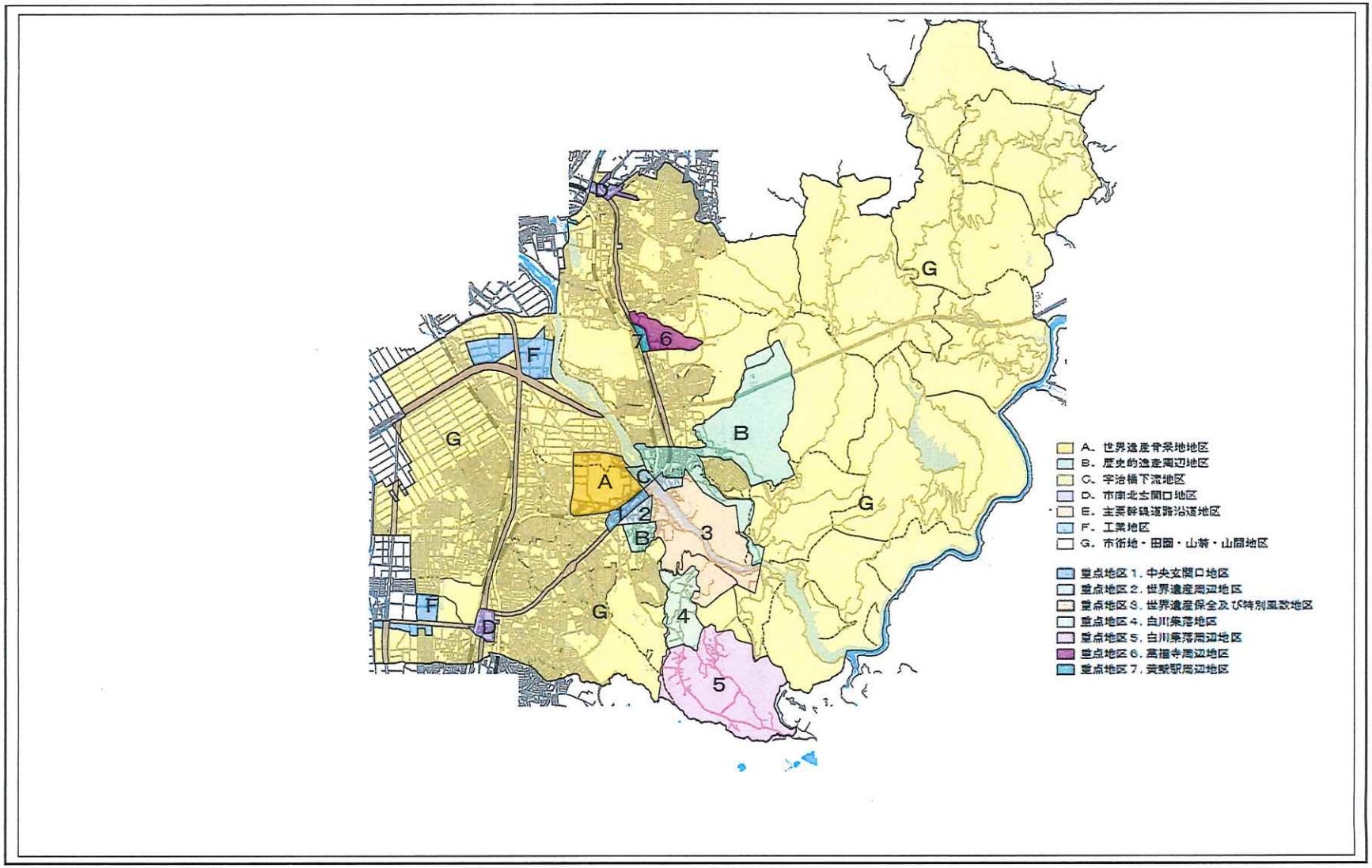

２－１－１　事業施策の進捗

これまでの景観法に基づく届出件数などの運用実績や、景観形成助成並びに景観重要建造物の指定を行うなど本市としての取組実績の検証を行いました。

（１）景観計画の運用実績

①Ａ～Ｇ地区の景観法に基づく届出状況（平成 25 年度～令和 3 年度）

Ａ～Ｇ地区

建築物

【考察】

・建築物の届出用途は共同住宅が最も多く 35 件、次いで工場の 30 件である。

・高さ別の推移は、いずれの年度も 19m以下が大半を占めている。
40m以上の届出は平成 25 年（病院）、平成 26 年（共同住宅）、令和 2 年（共同住宅）となっている。

Ａ～Ｇ地区の建築物の届出の用途　（件）

用途	共同住宅	事務所	教育施設	病院	福祉施設・介護施設	スポーツ施設	店舗	集会所	工場	倉庫	駐車場・車庫	鶏舎	社寺	施設その他	合計
新築	11 (4)	2 (2)	5 (5)	1 (1)	2 (2)	2 (1)	12 (7)	1 (1)	6 (4)	1 (0)	1 (0)	1 (1)	0 (0)	3 (1)	48 (29)
増改築	3 (3)	4 (2)	10 (8)	1 (0)	1 (0)	2 (2)	3 (1)	2 (0)	17 (7)	4 (2)	1 (0)	1 (1)	1 (0)	5 (3)	55 (29)
色変	21 (18)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (4)	3 (1)	7 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (5)	49 (28)
合計	35	8	15	2	3	4	21	6	30	5	3	2	1	17	152

※( )カッコ内はG地区の件数

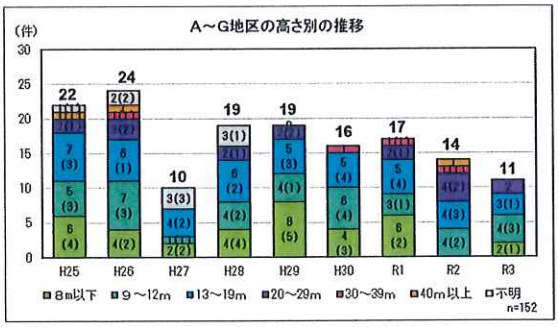

工作物

【考察】

・工作物の届出はＧ地区が多く、次いでＥ地区、Ａ地区と続く。

・種類別の割合はケーブルが最も多く 76.8%を占めており、次いで基地局の 10.7%となっている。

・太陽光発電については、設置場所が山林やゴルフ場などのまとまった跡地、空き地や耕作放棄地等を中心に設置されることから、景観阻害や災害リスクの観点から動向を注視する必要がある。

・届出の高さとして 20mを超える工作物の種類別の推移をみると、平成 29 年度以降が増加傾向にあり、その種類は主に携帯電話基地局である。

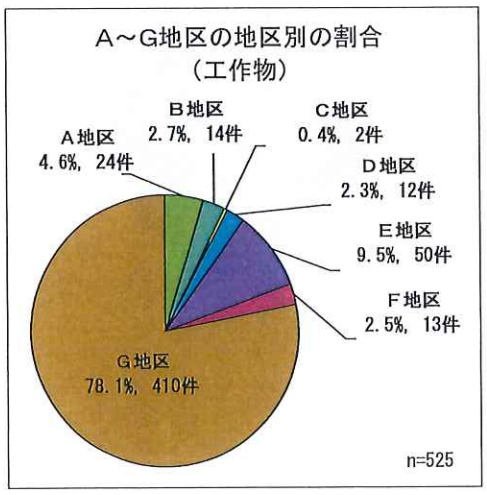

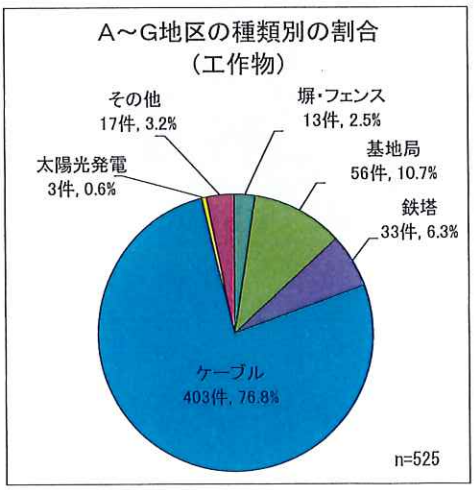

②重点地区の景観法に基づく届出状況（平成 25 年度～令和 3 年度）

重点地区

建築物

【考察】

・高さ別の推移をみると、主に 8m以下が多い。

※重点地区 3 は全域が特別風致地区に指定されており高さ制限が 10m、重点地区 2、6、7 地区の大半やその一部区域は普通風致地区に指定され、高さ制限は 15mとなっている。

・建築物の届出用途は 102 件のうち 72 件は住宅が占めており、新築や色変の届出が多い。

景観計画重点区域の届出の種類　（件）

用途	住宅	共同住宅	事務所	教育施設	病院	宿泊施設	福祉施設・介護	スポーツ施設	店舗	集会所	工場	倉庫	車庫・車場・駐	鶏舎	寺社	その他施設	合計
新築	55	2	1	0	0	1	1	1	0	1	0	0	0	1	0	1	64
増改築	3	0	1	0	1	0	0	0	1	0	2	0	1	0	4	2	15
色変	14	2	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	3	23
合計	72	4	2	1	1	1	1	1	2	1	2	1	1	1	5	6	102

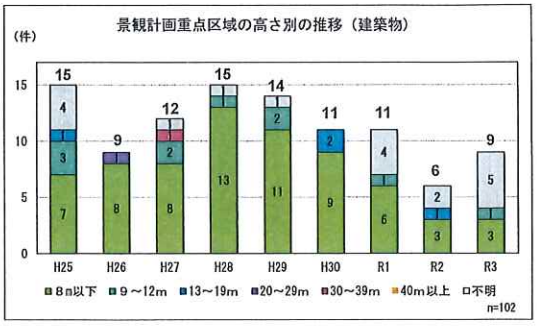

工作物

【考察】

・工作物の届出は重点地区 3 が最も多く、次いで重点地区 2、重点地区 7 と続く。

・工作物の届出は重点地区 3 が最も多く、次いで重点地区 2、重点地区 7 と続く。

・届出の種類別の割合はケーブルが最も多く 62.7%を占めており、次いでその他の 21.6%、太陽光発電の 5.9%と続く。

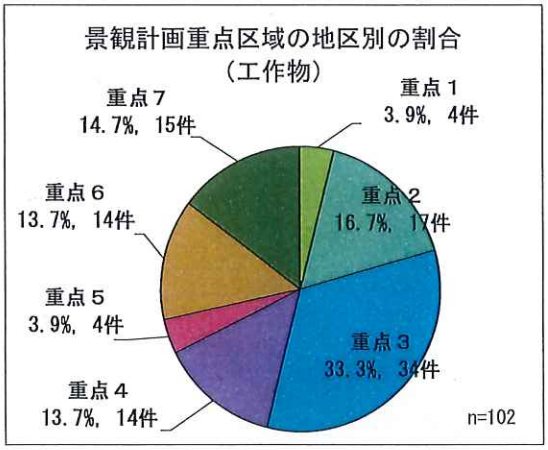

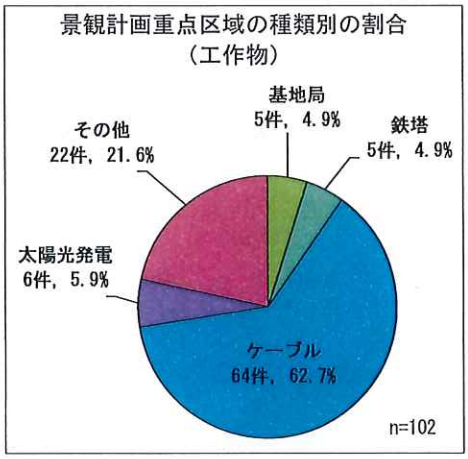

③景観形成道路の景観法に基づく届出状況（平成 25 年度～令和 3 年度）

景観形成道路

建築物

【考察】

・景観形成道路は景観計画の景観計画誘導指針、高度地区の高さ制限、風致地区の高さ基準によって規制及び誘導を行っている。

・高さ別の推移をみると、8m以下が多く、30m以上の届出はない。
20～29mの届出の建築物は平成 25 年度が共同住宅、令和元年度が宿泊施設となっている。

・建築物の届出用途は住宅が半数を占めており、次いで店舗となっている。

景観形成道路沿道の届出の種類　（件）

用途	住宅	共同住宅	事務所	教育施設	病院	宿泊施設	福祉施設・介護	スポーツ施設	店舗	集会所	工場	倉庫	車庫・駐車場	畜舎	寺社	その他施設	合計
新築	13	2	2	0	1	4	0	0	8	0	0	0	1	0	1	2	34
増改築	12	0	0	1	0	0	0	0	5	0	0	1	0	0	0	3	22
色変	25	4	0	1	0	0	0	0	19	0	0	2	0	0	0	4	55
合計	50	6	2	2	1	4	0	0	32	0	0	3	1	0	1	9	111

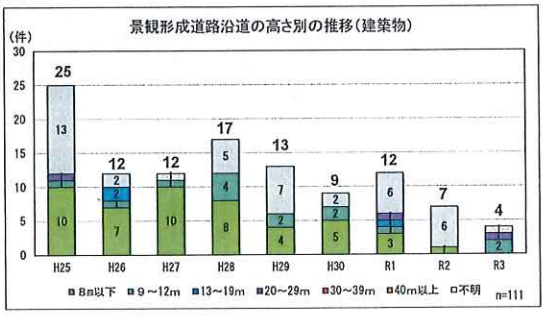

工作物

【考察】

・工作物の届出は、あさぎり通り・さわらびの道周辺地区が最も多く、次いで本町通り地区、宇治橋若森線地区と続く。宇治橋東詰地区と平等院周辺地区の届出はなかった。

・届出の種類の割合はケーブルが最も多く 44.4%を占めており、次いで基地局とその他が同数で 25.9%と続く。

・種類別の推移は年度によってバラつきがみられるが、A～G地区及び重点地区と比べると届出数は全体的に少ない。
なお、形成道路は重点地区と同様に光ファイバーケーブルの長さに関係なく届出が必要となっている。

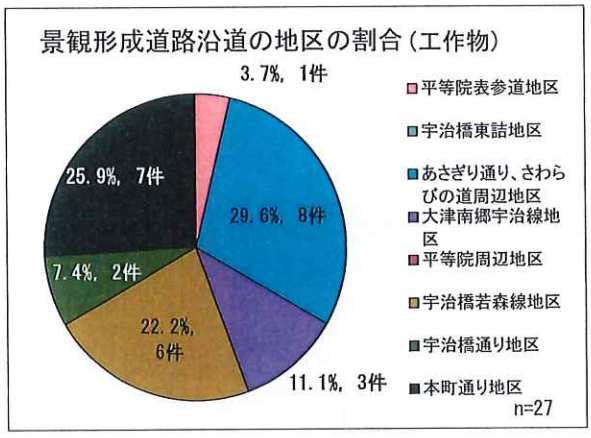

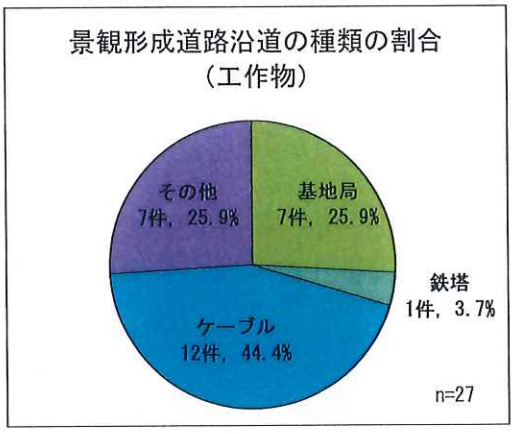

（２）本市の取組実績

景観形成助成

○宇治橋通り

改修前

改修後

JR 宇治駅南側のモニュメントの撤去。

○平等院表参道

改修前

改修後

店舗駐車場の入口の門の修繕。袖壁は漆喰塗とし、腰壁は杉板風の材料を使用している。

○白川

改修前

改修後

外壁や塀等の改修。

景観重要建造物

景観重要建造物とは、景観法に基づき地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、地域の良好な景観の形成に重要なもので、宇治市長が所有者の意見を聴いて指定する。

指定を受けると適正な管理が必要となるほか、増改築、移転、除却、外観の変更を行う場合は市長の許可が必要となる。

○第１号　寺川家土蔵（重点地区２）（指定年月日　H31.3.28）

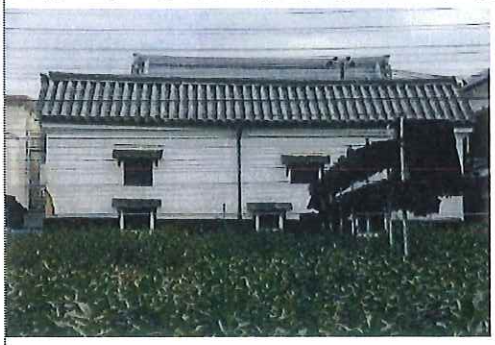

宇治茶の産地として名高い中宇治地区の三角街区に残る唯一の茶園と、かつて茶工場として利用されていた土蔵が一体となり存在している。本市の伝統産業である茶業が生業として継承されていることを象徴しており、本市の歴史と文化を伝える景観として非常に高く評価された。

○第２号　昇苑くみひも宇治本店（重点地区２）（指定年月日　R3.5.11）

昭和６年に料理屋として建築され何度かの増改築を経ながら、昭和初期の宇治の町家の姿を今に残す貴重な建物である。切妻造平入りで、正面に出半間の下屋を設けた、立ちの高い２階建てで、軒はせがい造りである。建物正面は真壁造漆喰塗りで、妻面は杉板張りである。

また、平安時代から続く伍町通りに面して立地しており、周辺には昭和初期以前に建てられた伝統的な家屋がまだ残っている。周辺の良好な景観を維持していくうえで、本建物は１つの良いモデルとなる。

○第３号　共栄製茶株式会社　宇治森半店、森下家（Ｇ地区）（指定年月日　R4.3.16）

1836年（天保７年）に創業した森半製茶所が、今も代々の暮らし・地域の伝統を受け継ぎつつ本建造物を活用した新事業展開を重ねてきている。

巨椋神社を擁し、茶の製造卸業が集積する小倉村旧集落の、大和街道沿い西側に面し、外観は、茶農家から茶商への転換・変遷期の特徴と、巨椋神社の祭礼のための表構えが残されている。旧街道沿いの歴史的町並み、通り景観、茶に関わる生業といった総合性ある景観を形成している。

２－１－２　景観の変化

建築物や道路の整備など本市の景観の移り変わりについて写真で比較を行いました。

道路及び建築物整備

○宇治橋通り

改修前

改修後

無電柱化、道路舗装の高質化

○平等院周辺

改修前

改修後

一部無電柱化、道路舗装の高質化、堤防と街灯の修景整備

○京都府茶業会議所

改修前

改修後

外壁：漆喰塗の塗り替え及び板張り　　屋根：瓦の葺き替え

２－１－３　意識・行動の変化

地区まちづくり協議会や建築協定などの市民団体の取組や観光動向の変化を軸に、自主的な地域を守る行動の取組みによる検証を行いました。

●地区まちづくり協議会

地域のまちづくりを進めていくために、地域に住む住民が主体的にまちづくりについて考え、話し合える場をつくっていくための組織として、（略称）宇治市まちづくり・景観条例に基づいて市が認定するもの。

・南陵町地区まちづくり協議会
・南御蔵山地区まちづくり協議会
・白川区まちづくり協議会
・宇治市北の玄関街づくり協議会
・志津川地区まちづくり協議会
・明星町地区まちづくり協議会
・炭山地区まちづくり協議会
・平等院表参道まちづくり協議会

全８協議会

活動の様子

●地区計画

地区計画は、地区の街並みや特性に応じたきめ細やかなまちづくりを行う制度です。この制度により、地区内の敷地の広さや建物の使い道・大きさ・色等のルールを定めることができます。

宇治市では、10 地区で地区計画を定めています。

・JR 六地蔵駅北周辺地区地区計画
・平尾台地区地区計画
・吹前地区地区計画
・石橋地区地区計画
・大久保地区地区計画
・折居地区地区計画
・大開地区地区計画
・尖山地区地区計画
・里尻地区地区計画
・東隼上がり地区地区計画

全１０地区

●建築協定

土地所有者等同士が建築物の基準に関する一種の契約を締結する際に、特定行政庁が認可することで永続的な効力をもつ制度。

- ビーバーハウス宇治
- コーポラティブハウス「花の木坂」
- あじろぎ横丁
- 栄泉「宇治黄檗台」住宅
- 東御蔵山住宅地　第１地区変更
- 東御蔵山住宅地　第２地区
- 東御蔵山住宅地　第３地区
- 東御蔵山住宅地　第４地区
- 東御蔵山住宅地　第５地区
- 洛陽台２期住宅地
- 木幡南山東住宅地
- 木幡南山住宅地
- 葵荘苑白鳳台住宅
- シテ・エスポアール　宇治黄檗台住宅
- シテ・エスポアール　宇治黄檗台住宅（その２）
- 宇治三室戸友が丘
- 宇治・やまぶきの丘
- 宇治・米阪ハッピータウン
- 小倉花水木通り
- 宇治市広野町成田地域住宅地
- 宇治友が丘西町第１地区
- 宇治友が丘西町第２地区
- 宇治友が丘西町第３地区
- 宇治折居台地区
- 宇治琵琶台地区
- 宇治広野小根尾地区
- 宇治友が丘東町中央北地区
- 宇治友が丘東町中央地区
- 宇治友が丘東町

全２９協定

地域活動取組図

- A. 世界遺産背景地地区
- B. 歴史的遺産周辺地区
- C. 宇治橋下流地区
- D. 市南北玄関口地区
- E. 主要幹線道路沿道地区
- F. 工業地区
- G. 市街地・田園・山麓・山間地区
- 重点地区1. 中央玄関口地区
- 重点地区2. 世界遺産周辺地区
- 重点地区3. 世界遺産保全及び特別風致地区
- 重点地区4. 白川集落地区
- 重点地区5. 白川集落周辺地区
- 重点地区6. 萬福寺周辺地区
- 重点地区7. 黄檗駅周辺地区

地区計画

地区計画

1. JR六地蔵駅北周辺地区地区計画
2. 平尾台地区地区計画
3. 吹前地区地区計画
4. 石橋地区地区計画
5. 大久保地区地区計画
6. 折居地区地区計画
7. 大開地区地区計画
8. 尖山地区地区計画
9. 里尻地区地区計画
10. 東隼上り地区地区計画

地区まちづくり協議会

地区まちづくり協議会

❶. 南陵町地区まちづくり協議会
❷. 南御蔵山地区まちづくり協議会
❸. 白川区まちづくり協議会
❹. 宇治市北の玄関街づくり協議会
❺. 志津川地区まちづくり協議会
❻. 明星町地区まちづくり協議会
❼. 炭山地区まちづくり協議会
❽. 平等院表参道まちづくり協議会

建築協定

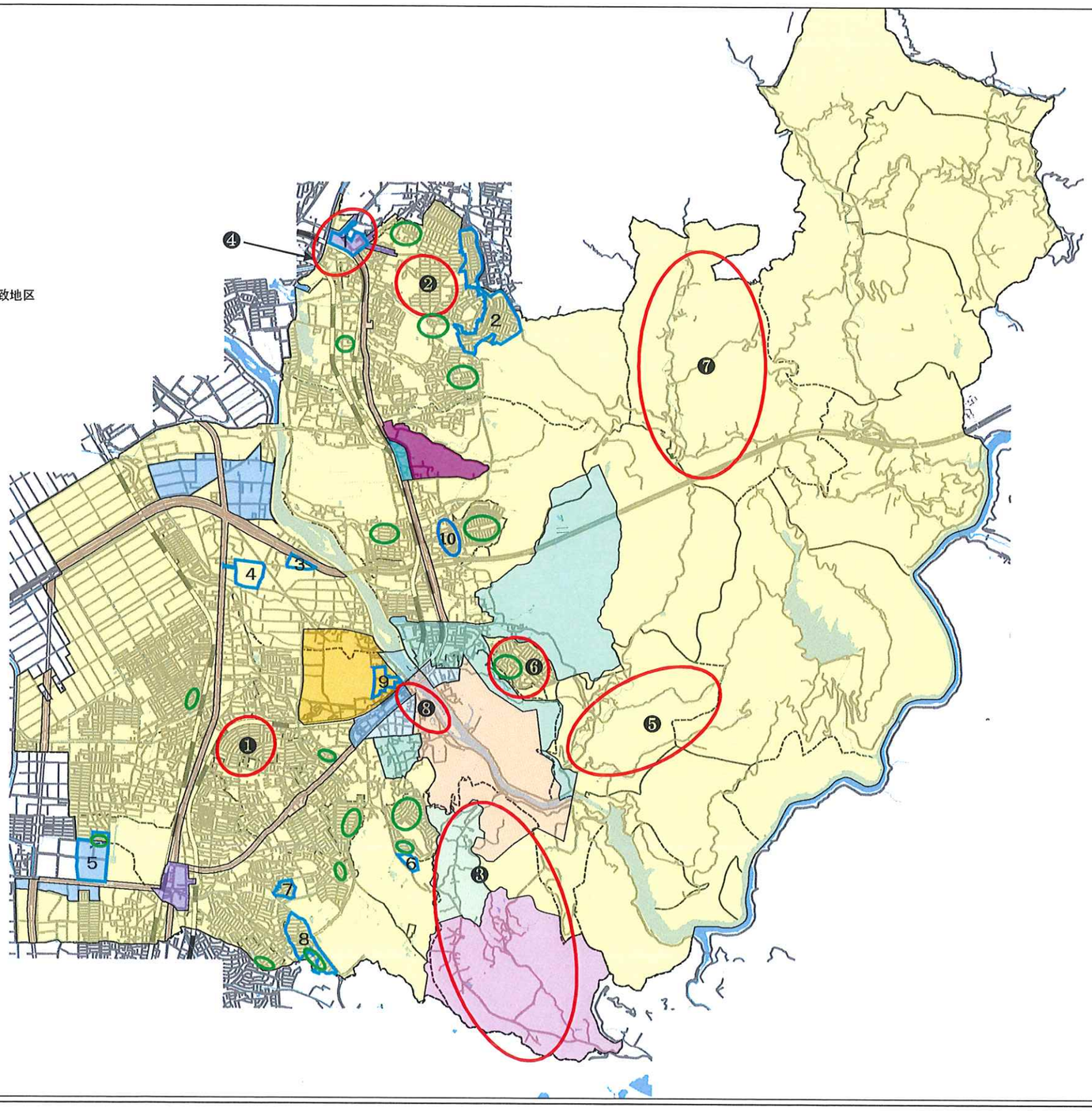

①宇治市都市計画マスタープランの改定に関する市民意見

（1）次期「宇治市都市計画マスタープラン全体構想（素案）」に関するパブリックコメント意見

○実施日：令和3年5月24日～令和3年6月30日
令和4年2月10日～令和4年3月14日

○意見

・将来都市構造図を見ると農業生産ゾーンに産業立地検討エリアのマークがあるが、「身近なみどりを守る」という基本目標に反すると思う。

・全体に農業に関する目標がぬけている。「茶業など資源を活用した個性ある都市づくりを目指す」とあるが最近もあちこちで茶畑がなくなって宅地などになっている。

・宇治エリアの景観保護条例を強化し、進出してくるコンビニ等の看板の色を黒や白をベースにし、景観をグレードアップさせるべき。

・宇治中地区の三角ルートの景観を良くする。

・市民、来訪者の視覚効果は高く「人づくり、町づくり」にもなるので、街路景観を市民参加型デザインに改める。

（2）まちづくりオープンハウス＆意見交換会での意見

○実施日：令和3年10月～11月

○意見

（宇治地域）

・宇治橋から見る上流の景観を大切にして保存・継承してほしい。

・道路から見た景観も大事である。道路から見た風景がその街の印象を決めてしまう。

・道路のデザインも画一的にならないようにする必要がある。

（白川地区）

・重要文化的景観地区の取り組みを頑張って欲しい。

・白川には歴史的遺産や街並みがあり、それらの白川の良さを活かしたまちづくりをして欲しい。

・白川の茶園は、規模や周辺の環境を含めて観光客に見てもらえる市内唯一の場所だと思う。お茶の白川として頑張れるようなまちづくりをして欲しい。

・若手茶農家と宇治市が意見交換を行う場を設けて欲しい。

②宇治市観光動向調査報告

○実施日：令和４年度(1,025 件)、平成 28 年及び 29 年度(2,153 件)、
平成 23 年度(2,481 件)

○内容

（年代別来訪者）

・令和４年度の年代別では、20 代が一番多く、次に 50 代 40 代と続く

・10 代以下と 20 代は、平成 23 年度より平成 28 年度、平成 28 年度より令和４年度と増加傾向にある。一方、60 代と 70 代以上は減少傾向となっている。

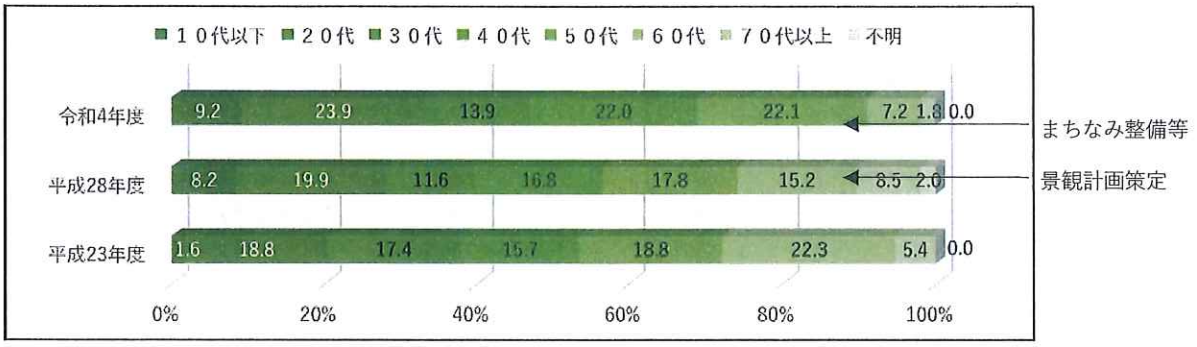

（観光目的）

・どの調査年においても寺院･神社が最も多くなっている。まちの景観･自然や風景は年々減る一方、宇治茶関連は年々上昇している。

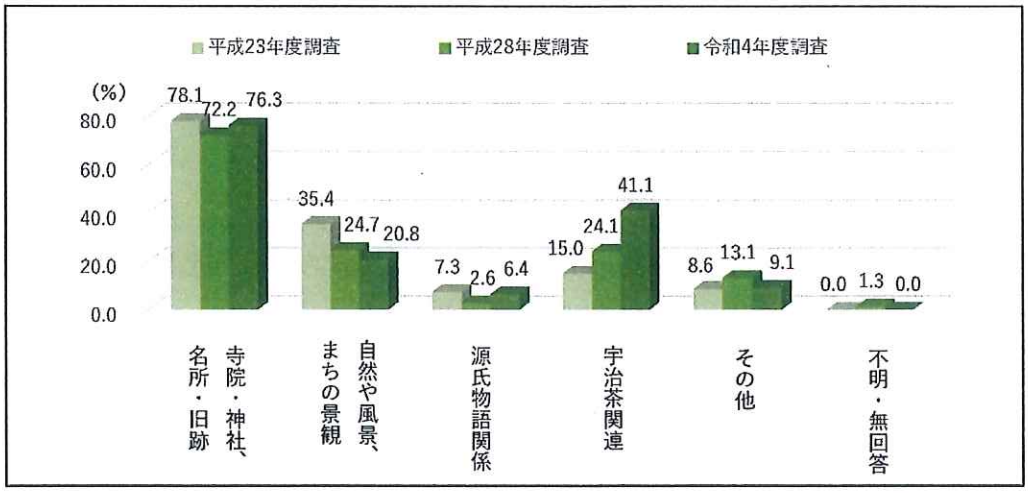

（宇治市のまちなみの満足度）

・平成 23 年度は 81%、平成 28 年度は 81%、令和４年度は 88%となっており、平成 28 年度調査と比べて満足度が大きく向上している。

２－２　景観の課題

２－２－１　現状と課題

１．現状の評価

土地利用の変化や開発整備の近年の傾向と対策について、事業施策の進捗、景観の変化、意識・行動の変化の３つの視点で景観の現状をまとめると以下のとおりとなります。

①　事業施策の進捗

重点地区及び景観形成道路

・すべての建築物等が届出対象となることから、住宅の新築の届出が多い。
・高度地区や風致地区による高さ規制や必要に応じて景観アドバイザーの意見を聴きながら意匠や色彩の誘導を行うことにより、良好な景観が形成されている。
・工作物では、携帯基地局や鉄塔、太陽光発電など新たな土地利用もみられる。

Ａ～Ｇ地区

・大規模建築物等が届出対象となることから、共同住宅や工場の届出が多い。
・必要に応じて景観アドバイザーの意見を聴きながら意匠や色彩の誘導を行うことにより、良好な景観が形成されている。
・２０ｍ以下の建築物が大半を占めるが、４０ｍを超える建築物もあり、世界遺産等からの望見について注視が必要である。
・工作物では、携帯基地局や鉄塔、太陽光発電など新たな土地利用もみられ、山麓や山間地域では、山並みスカイラインの保全などが必要である。

②　景観の変化

景観計画に基づく誘導や景観形成助成制度の活用、道路舗装の高質化、電線地中化などにより、良好な景観形成に努めてきました。景観重要建造物の指定により、地域の景観にとって重要な建造物の保全も行っています。

特に重点地区では、空き家や空き店舗の改修や利活用も進んでおり、まちのにぎわいも創出されてきました。

③　意識・行動の変化

市内には８つの地区まちづくり協議会があり、景観保全をはじめ様々な活動をしており景観に対する意識は向上しています。また、地区計画や建築協定を締結している地域もあります。アンケート等の結果からも、景観に対する関心や景観の満足度が高いことがうかがえます。

２－２－２　景観の課題への対応策

①　新しい土地利用

景観計画策定以降、景観の誘導や市民の意識や行動の変化により、良好な景観の形成が図られてきましたが、携帯基地局の設置や太陽光発電設備の設置などの新たな土地利用に対しては、特に、山麓や山間地域、山並みスカイラインでの適正な景観の誘導が必要となっています。

②　対応策

重点地区以外では、７つの地区に区分し景観特性に応じた誘導を図っているところですが、市域の大半を占めるＧ地区は市街地・田園・山麓・山間という異なる景観特性を含み、同一の基準で景観誘導を図っており、景観特性に応じた区域の再編が必要です。

市街地については、緑豊かな住宅地景観の形成や旧集落のまちなみの保全が必要であり、田園については、広大な田園地を貴重な景観として保全していく必要があります。また、山麓については、景観類型として骨格軸景観と位置付ける東部丘陵の山並みスカイラインや宇治川から山頂に連なるパノラマ景観を、山間については、山間樹林を保全しながら里山景観を保全する必要があります。

今回の計画改定では、市域の大半を占めるＧ地区を再編することで、景観特性に応じた景観誘導を図っていきます。

③　Ｇ地区再編後の誘導の方向性

それぞれの地域特性ごとにきめ細かな誘導を行うためには、地区の概要や誘導の視点を、明確に示すため４つの地区に分割する必要がある。

（市街地）
現在の基準で誘導を図る。
（田園）
生産活動を維持し、田園の景観を保全していく。
（山麓）
宇治川からのパノラマ景観の保全のための視点場が必要。
（山間）
地区まちづくり協議会の景観に関する取組と協調しながら地域の特徴を活かした景観を保全する必要がある

第3章
基本理念と行動指針

第３章　　基本理念と行動指針

基本理念と行動指針については、平成２０年に策定した宇治市景観計画の内容を引き続き継承します。

３－１　基本理念と行動指針

宇治市において脈々と伝えられてきた歴史性や固有の風土を大切にし、住んでよかったと思えるまちづくりをめざして、私たち市民一人ひとりがより良い景観の形成に取り組んでいくための「基本理念」を次のように提唱します。なお、宇治は『源氏物語』最後の十帖（宇治十帖）の舞台となっており、また古代から歌にうたわれた景観を今日に伝えているところから、和歌調で言い表すことにします。

基本理念

悠久の歴史と自然を今に活かし
ふるさと宇治を誇り伝えん

その基本理念を私たちが具体化していくための行動指針として、次の 4 つを心にとめていきましょう。

行動指針

① 住民主体の景観づくり

② シンボル景観（景観重点地区）の保全と継承

③ ふるさと宇治の景観の保全と創造

④ 快適でうるおいのある景観づくり

３－２　景観形成の実現に向けて

宇治市は「宇治市景観計画」を活用しながら、住民主体の景観づくりへの支援や、良好な景観形成を進めるための取り組みを行うとともに、市民への啓発も努めていきます。

３－２－１　住民主体の景観づくり

魅力ある景観づくりのためには、住民や事業者、行政が景観に対する関心や意識を高め、ふるさと宇治の景観を守り育てる活動へ積極的に参加することが重要です。

a）みんなで考える場をつくります

住民による景観づくりを進めていくためには、まず景観について話し合い、考える機会を設けることが必要です。宇治市はその機会をつくり、住民の景観への関心や意識を高める取り組みを行います。

b）住民主体の活動を支援します

宇治市は住民による景観づくりを進めるための情報提供や組織づくりを支援します。また、すでにまちづくり等に取り組んでいる組織とも連携し、良好な景観づくりに協働で取り組みます。

c）「景観法」の活用を支援します

宇治市は、より多くの住民に景観計画の提案制度や景観協定等を活用してもらうために、制度内容の広報やアドバイザーによる助言等の支援を行います。

３－２－２　行政による景観形成

a）公共事業における景観形成

公共事業による景観の形成は、周辺への波及効果が高いため、進んで良好な景観となるよう努めます。

b）良好な景観形成を推進する体制づくり

良好な景観形成を総合的に進めていくために、国や府及び近隣市町と連携します。また、計画や事業を行うにあたっては、庁内の関連する部署と十分に調整します。

第4章
良好な景観の形成

第４章　　良好な景観の形成

４－１　景観形成における基本方針

4-1-1　景観法導入にあたっての基本的な考え方

宇治市は、これまで取り組んできた景観行政を継続しながら、景観法を活用し、景観に関する指導をより具体的に、きめ細かなものとしていきます。

「宇治市都市景観形成基本計画」の基本理念を遵守する

「宇治市都市景観形成基本計画」の基本理念である“悠久の歴史と自然を今に活かし　ふるさと宇治を誇り伝えん”を「宇治市景観計画」においても基本理念とし、市内の歴史的景観を保全・継承していきます。また源氏物語にも描かれた宇治川や世界遺産である平等院、宇治上神社及びその周辺一帯の宇治市のシンボル景観として位置づけられる区域並びに特に景観に配慮すべき区域については、重点区域としてその保全に努めます。

住民の景観に対する考え方・意見に配慮する

「宇治市景観計画」では、特に景観に配慮すべき区域として「景観計画重点区域」を定めます。その区域内において、建築物等の高さや色彩・デザインに制限を加えることは景観保全のために大切なことですが、区域内の住民等に対して行為の制限等を課すことにもなります。

このため、「宇治市景観計画」による制限については、その必要性について十分に説明し理解を求めるとともに、住民の景観に対する考え方・意見に配慮していきます。

地域の特性に応じた新しい景観の形成に努める

宇治市は、歴史的景観にもめぐまれていますが、人口規模では京都府第二の都市であり、市内には大規模な住宅地があり、駅周辺には商業施設、教育施設、工場等が立地して、新しい景観を形成しています。

宇治市は、これらの新しい景観についても、それぞれの地域の特性に応じた景観の形成に努めます。

屋外広告物に関する行為の制限を定める

屋外広告物は、会社や商店の場所を示したり商品やサービスの情報を提供したりするだけでなく、特定の場所に人を案内・誘導するなど、身近な情報の伝達手段として日常生活に欠かせないものとなっています。しかし、無秩序、無制限に設置されると良好な景観が損なわれることから、屋外広告物に関する行為の制限について「宇治市景観計画」に定めます。

住民主体の景観づくりをすすめる

宇治市は、「宇治市景観計画」を活用しながら、住民による快適でうるおいのある景観づくりのための活動がより円滑に行われるように、景観計画の提案制度や景観協定の締結にむけた計画づくり等に対する支援等をすすめていきます。

4-1-2　景観の類型化

宇治市内の景観を、眺望・自然・歴史的・都市的の４要素に類型化します。

【景観の３要素】

◎ シンボル景観

―市民のシンボルとなる景観

※　多様な景観が重なり合って象徴的な景観を呈する箇所をシンボルとして位置づけます

（主な対象）

○ 宇治川（宇治橋上流域）

○ 宇治川流域にわたるスカイライン

○ 宇治橋

○ 平等院周辺

○ 宇治上神社周辺

○ 塔島周辺

○ 興聖寺・亀石周辺

○ 黄檗山萬福寺

○ 平等院表参道商店街

○ 宇治源氏タウン商街街

○ 宇治橋通商店街

○ 白川

● 骨格軸景観

―宇治らしい景観の「骨格」を形成している要素

景観構成要素	主な対象	景観区分 眺望景観	自然景観	歴史的景観	都市的景観
宇治川		○	○	○	○
山並みスカイライン		○	○	○	
宇治川～山麓～山頂のパノラマ景観		○	○	○	
旧街道とまちなみ	奈良街道			○	○
	大和街道				

● 特徴的ゾーン景観

―宇治らしい景観として空間的広がりをもつ要素

世界遺産集積地	平等院周辺		○	○	○
	宇治上神社周辺				
歴史的遺産集積地	塔島周辺		○	○	○
	興聖寺・亀石周辺				
	三室戸寺周辺		○	○	
	黄檗山萬福寺周辺				
	宇治陵周辺				
歴史的商店街	平等院表参道商店街			○	○
	宇治源氏タウン商店街				
	宇治橋通商店街			○	○
旧集落	安養寺周辺		○	○	
	白川				
茶　園	白川		○	○	
	巨椋池干拓田内				
巨椋池干拓田			○		
木幡池			○	○	

● 都市景観の一般的要素

緑地景観	山間樹林地		○		
	社寺林				
	生産緑地		○		○
	都市公園				
河川景観			○		○
道路景観					○
駅景観					○
住宅地景観	市街地住宅地			○	○
	山間集落地				
商業地景観					○
工業地景観					○

4-1-3　類型別基本方針

市民と行政が協働し、快適でうるおいのある景観づくりに取り組んでいくための方針を景観類型ごとに記します。

a) シンボル景観（景観重点地区）

３要素の多様な景観が重なり合って象徴的な景観を呈する箇所をシンボルとして位置づけます

源氏物語にも描かれた宇治川や、世界遺産である平等院、宇治上神社及びその周辺一帯を、宇治市のシンボル景観として位置づけ、「景観計画重点区域」として背景も含めて保全し、後世に引き継いでいくことを、市民・事業者・行政の務めとします。

平等院（世界遺産）

宇治上神社（世界遺産）

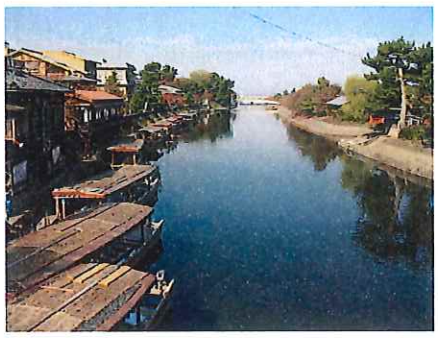

宇治川左岸

宇治橋上流

宇治源氏タウン商店街（さわらびの道）

平等院表参道商店街

<table>
<tr><th>景観構成要素</th><th>類型別基本方針</th></tr>
<tr><td>○宇治川
（宇治橋上流）
○宇治川流域にわたるスカイライン
○宇治橋
○世界遺産集積地
・平等院周辺
・宇治上神社周辺
○歴史的遺産集積地
・塔島周辺
・興聖寺・亀石周辺
○歴史的商店街
・平等院表参道商店街
・宇治源氏タウン商店街
・宇治橋通商店街</td><td>○　宇治川の宇治橋上流域や世界遺産の平等院および宇治上神社周辺を包含した多様な景観の重なり合う一帯を、宇治市民の「シンボル景観」として守り受け継いでいきましょう。
・　渓谷美の保全
・　山並みスカイラインの保全
・　歴史、自然に配慮した河道、護岸等の保全
○　世界遺産の平等院および宇治上神社を保全するとともに、その周辺一帯の歴史性を尊重した景観を保全し創っていきましょう。
・　景観法に基づく景観重要建造物の指定
・　世界遺産をつなぐ道や沿道の建築物等の整備
・　電線の地中化や路面のデザイン化
・　新しい建築物と歴史的なまちなみとの調和
世界遺産の選定基準（「古都京都の文化財」より）：・世界遺産が不動産に限られているため、建造物、庭園を対象
・国内で最高ランクに位置づけられている国宝（建造物）、特別名勝（庭園）
・遺産の敷地全域が史跡に指定されているなど、遺産そのものの保護の状況に優れていること
○　世界遺産の背景にあっては「シンボル景観」を損なわないよう高さや形態、色彩等を考えていきましょう。
・　世界遺産の背景にある建築物と世界遺産との調和
・　都市計画法および関連法制の適用
○　平等院表参道商店街および宇治源氏タウン商店街は、歴史的景観として統一性と調和のある景観を守り育てていきましょう。
・　まちなみの統一感
・　店舗や住宅等の整備、改修</td></tr>
</table>

b) 骨格軸景観

宇治川・国定公園（白虹橋付近から下流）

宇治川（槇島から上流）

宇治川（隠元橋付近から上流）

景観構成要素	類型別基本方針
1) 宇治川	○ 眺望景観や渓谷美を保全していきましょう。 ・ 各橋からの眺望景観や山並みスカイラインの保全 ・ 春の桜、秋の紅葉など四季を感じさせる樹林地景観の保全 ・ 山間を抜ける宇治川沿いの、表情豊かな自然美景観の保全 ○ 豊かな水と緑を守り育てていきましょう。 ・ 河川敷の水・緑景観の保全と生態系に配慮した護岸等の整備

宇治橋からみた山並みスカイライン

景観構成要素	類型別基本方針
2）山並みスカイライン	○　‘宇治らしさ’の特徴である山並みスカイラインの景観を守り伝えていきましょう。

宇治川から山頂に連なるパノラマ景観

景観構成要素	類型別基本方針
3）宇治川～山麓～山頂のパノラマ景観	○　宇治川から山頂に連なるパノラマ景観を守りつくっていきましょう。 ・　山麓にある住宅地等においては豊かな緑の確保と、遠くからの視線にも配慮した高さや形態、色彩等の展開 ・　山麓から山頂においては、遠くからの視線にも配慮した造成や工作物の設置

旧大和街道（小倉町）

旧奈良街道（六地蔵）

景観構成要素	類型別基本方針
4）旧街道とまちなみ ・旧大和街道 ・旧奈良街道	○　旧奈良街道や旧大和街道の旧街道の景観を守り伝えていきましょう。 ・　旧街道沿いに残る歴史的まちなみや道標、灯籠、巨木などの保全・活用 ・　現存する旧家や付近の社寺、社寺林、石垣、石塀、土塀などの保全 ・　街道に‘らしさ’を加えるため、舗装素材や舗装パターンに歴史的イメージを付与

c) 特徴的ゾーン景観

三室戸寺

萬福寺

三室戸寺参道

宇治陵

景観構成要素	類型別基本方針
1) 歴史的遺産集積地 ・三室戸寺周辺 ・黄檗山萬福寺周辺 ・宇治陵周辺	○　歴史的遺産集積地の景観を保全しつくっていきましょう。 ・　歴史的遺産をつなぐ道や沿道の建築物などの整備 ・　アクセス道路のデザイン化 ・　新しい建築物と歴史的なまちなみとの調和 ○　背景の景観を損なわないよう高さや形態、色彩等を考えていきましょう。 ・　歴史的遺産の背景にある建築物と歴史的遺産との調和

宇治橋通商店街

景観構成要素	類型別基本方針
2）歴史的商店街 ・宇治橋通商店街	○　歴史と伝統のある商店街として、観光拠点にふさわしい景観づくりに取り組みましょう。 ・　まちなみの統一感 ・　歴史的商店街のイメージづくり ・　新しい建築物と歴史的景観との調和 ・　電線の地中化、路面のデザイン化

安養寺周辺の旧集落

白川の旧集落

景観構成要素	類型別基本方針
3）旧集落 ・安養寺周辺 ・白川	○　歴史とうるおいを感じさせる旧集落のまちなみを守り伝えていきましょう。 ・　土蔵や土塀、石垣などの保全 ・　白川金色院跡や白山神社などの文化財の保全 ○　里山の環境に調和した集落景観づくりを進めていきましょう。 ・　里山や棚田状の田畑などが一体となった農山村景観の保全

白川

巨椋池干拓田内

景観構成要素	類型別基本方針
4）茶園 ・白川 ・巨椋池干拓田内 ・五ケ庄 ・木幡 ・六地蔵	○　‘宇治らしさ’を有する景観として貴重であり、保全し復元していきましょう。 ・　伝統的な本ずによる覆下栽培の維持・継承 ・　白川金色院跡の土地形状を利用した棚田状の区画の保全

巨椋池干拓田

景観構成要素	類型別基本方針
5）巨椋池干拓田	○　広大な田園地を貴重な景観として守り育てていきましょう。

木幡池

景観構成要素	類型別基本方針
6）木幡池	○　‘蓮池’の旧名を蘇らせる池の景観をつくっていきましょう。 ・　水質の浄化 ・　蓮の花が咲く原風景の復元 ・　生態系に配慮した自然護岸などの整備

d) 都市景観の一般的要素

景観構成要素	類型別基本方針
1) 緑地景観 ・山間樹林地 東笠取	○　山間の自然景観を守り育てていきましょう。 ・　植林地などの整備 ・　樹林地の適切な保全と管理 ・　森林の多様性の保全 ・　大規模な土地利用の改変に対する景観や生態系への配慮 ・　森林資源の利活用
・社寺林 旦椋神社	○　社寺林や墓陵の緑を保全し、うるおいを守っていきましょう。 ・　うるおいと憩いをもたらす市街地の貴重な緑の景観
・生産緑地 莵道丸山	○　生産緑地を保全し、ゆとりのある緑空間を受け継いでいきましょう。 ・　市街地内において、営農活動によってゆとりをもたらす貴重な緑の空間
・都市公園 植物公園	○　公園緑地の緑を保全し育成していきましょう。

2）河川景観 名木川	○　自然とふれあえる水と緑の軸づくりを進めていきましょう。 ・　河川沿いの散策路 ・　河川沿いの美化 ・　河川敷の水・緑景観の連続性の保全および生態系に配慮した護岸の整備 ・　水質の浄化
3）道路景観 府道京都宇治線/京阪宇治駅前	○　うるおいのある道路景観をつくっていきましょう。 ・　沿道の屋外広告物や電柱などの整理 ・　沿道の緑化 ・　まちなみとの調和
4）駅景観 京阪宇治駅	○　‘宇治らしさ’の統一的イメージづくりを駅舎や駅前において進めていきましょう。
5）住宅地景観 ・市街地住宅地 広野町	○　豊かな緑を有する住宅地景観を保全し、つくっていきましょう。 ・　地区まちづくり計画、地区計画、景観協定、建築協定など地域のまちづくりによる、快適で良好な住宅地景観の形成の推進

・山間住宅地 志津川	○　里山に調和する建築物形態に配慮していきましょう。 ・　里山の環境に調和した集落景観の保全
6）商業地景観 六地蔵	○　それぞれの商業地にふさわしい景観づくりに取り組みましょう。 ・　旧街道を活用した景観づくり ・　商業地景観と歴史的景観との調和 ・　六地蔵と大久保では、市の北と南の玄関口としての景観を形成
7）工業地景観 府道宇治淀線沿道の工場	○　周辺地域をはじめ、遠くからの視線にも配慮した景観づくりに取り組みましょう。 ・　建築物及び工作物のデザインに配慮 ・　周辺地域との調和 ・　敷地内及びその周辺の緑化推進

都市景観形成方針図

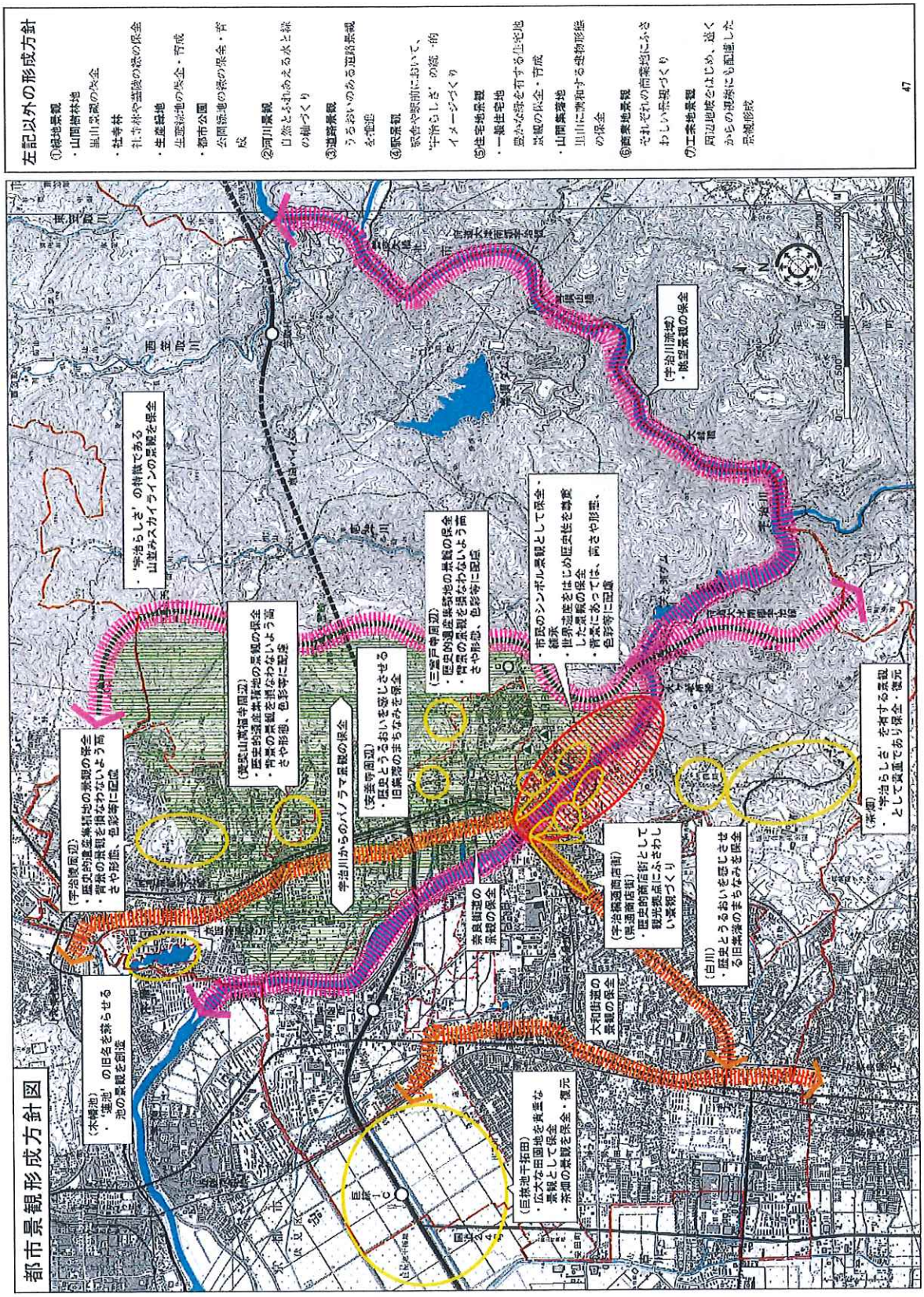
都市景観形成方針図
左記以外の形成方針
①緑地景観
・山岡樹林地
里山景観の保全
・社寺林
社寺林や墓地の緑の保全
・生産緑地
生産緑地の保全・育成
・都市公園
公園緑地の緑の保全・育成
②河川景観
自然とふれあえる水と緑の軸づくり
③道路景観
うるおいのある道路景観を創造
④駅景観
駅舎や駅前において、"宇治らしさ"の統一的イメージづくり
⑤住宅地景観
・一般住宅地
豊かな緑を有する住宅地景観の保全・育成
・山岡集落地
里山に調和する建物形態の保全
⑥商業地景観
それぞれの商業地にふさわしい景観づくり
⑦工業地景観
周辺地域をはじめ、遠くからの眺望にも配慮した景観形成
47
（宇治川流域）
・眺望景観の保全
（宇治川）
・"宇治らしさ"を有する景観として貴重であり保全・復元
（白川）
・歴史とうるおいを感じさせる旧集落のまちなみを保全
（宇治橋通商店街）
（旧通商店街）
・歴史的商店街として観光客にふさわしい景観づくり
大和街道の景観の保全
（三室戸寺周辺）
・歴史的観音様池の景観の保全
・背景の景観を損なわないよう高さや形態、色彩等に配慮
（宇治市周辺）
・歴史とうるおいを感じさせる旧集落のまちなみを保全
宇治川からのパノラマ景観の保全
（興聖山高福寺周辺）
・歴史的観音様池の景観の保全
・背景の景観を損なわないよう高さや形態、色彩等に配慮
（宇治川周辺）
・歴史的観音様池の景観の保全
・背景の景観を損なわないよう高さや形態、色彩等に配慮
・市民のシンボル景観として保全・継承
・世界遺産をはじめ歴史性を尊重した景観の保全
・景観にあっては、高さや形態、色彩等に配慮
（木幡池）
・"宇治池"の旧名を偲ばせる池の景観を創造
（巨椋池干拓田）
・広大な田園地を貴重な景観として保全
・茶畑の景観を保全・復元
宇治駅
巨椋池
宇治川
白川
周倉谷川
長田谷川
長田谷三
大久保駅
宇治川ダム
0
500
1000
2000
N

4-1-4　景観計画等により景観形成を図る地区の候補

景観計画、景観地区、地区計画、景観協定、建築協定により良好な景観形成を図る地区の候補地として、例えば下記の地区が考えられますが、これらの地区に限らず、住民が主体となって快適でうるおいのある景観づくりのための活動をすすめていきましょう。

宇治市は、その活動を支援するために、助成制度や表彰制度の実現に向けて取り組みます。

景観形成を図る地区の候補		
○	1)	三室戸寺周辺
	2)	宇治陵周辺
○	3)	安養寺周辺の旧集落
	4)	炭山陶芸村
○	5)	旧大和街道の巨椋神社周辺
	6)	旧大和街道の新田周辺
	7)	旧奈良街道の木幡周辺
	8)	巨椋池干拓田
	9)	巨椋池干拓田内の茶園
	10)	木幡池周辺
	11)	六地蔵の商業地
	12)	大久保の商業地

○　景観計画重点区域の拡大の候補地

第5章
景観計画の区域

第５章　　景観計画区域と概要

５－１　景観計画区域

宇治市は、「景観法」及び「宇治市景観計画」を活用しながら、市民の財産である市内の歴史的景観を保全・継承し、また市民と行政が協働して快適でうるおいのある景観づくりをすすめていくために、市内全域を「景観計画区域」とします。

そして、「景観計画区域」を以下の１７の区域に分け、それぞれの地域の特性に応じた景観の形成に努めます。

景観計画区域図

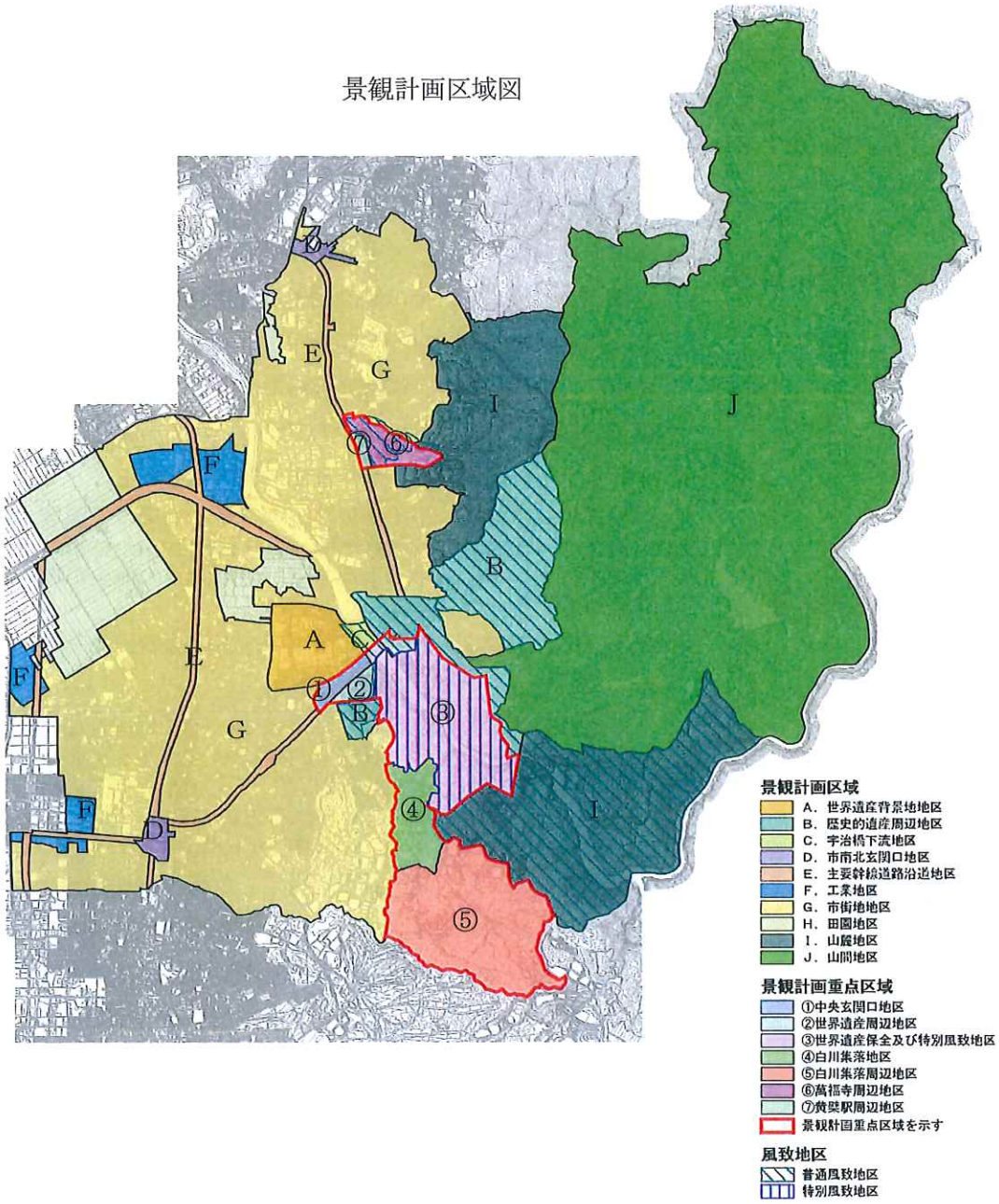

５－２　概要

地区名称		概　　要
景観計画区域	Ａ：世界遺産背景地地区	用途地域としては工業地域及び準工業地域である。 世界遺産（平等院、宇治上神社）から見て背景地にあたり、ＪＲ宇治駅北口に接し、事業所等が地区の大半を占めている。 昭和初期に産業基盤が形成された一団の工業集積地で、大規模工場を中心に多くの中小工場が立地するほか、大規模商業施設、マンション、戸建て住宅等の多用途が混在する。
	Ｂ：歴史的遺産周辺地区	世界遺産（平等院、宇治上神社）の周辺にあたり、三室戸寺、菟道稚郎子宇治墓、お茶と宇治のまち歴史公園、善法寺、茶園などの地域資源を有し、五雲峰や明星山などの市街地近郊の山麓丘陵地とともに、歴史と自然景観が豊かな地区であり、大半が風致地区（高さ制限 15m）に指定されるほか、その他の住居系用途地域には高度地区（高さ制限 10m～20m）が指定されており、眺望が確保されている。また、市街地近郊の山麓丘陵地は市街化調整区域に指定されるほか、天下峰へと続く山並みスカイラインへの広大なパノラマ景観が広がっている。
	Ｃ：宇治橋下流地区	世界遺産（平等院、宇治上神社）を結ぶ宇治橋の下流域にあたり、地区全体が風致地区（高さ制限 15m）に指定されており、宇治橋から下流を望む河川景観の保全が確保されている。 また、宇治川の水辺を通して天下峰～五雲峰の山並みスカイラインを一望することができる。
	Ｄ：市南北玄関口地区	六地蔵駅周辺及び大久保駅周辺にあたり、商業地域及び近隣商業地域に指定され、広域的な交通ターミナルを中心に商業施設やマンション等が集積している。旧奈良街道の街並みは、豊臣秀吉が建設した伏見城下町の町割りの遺構で、一丁目・札ノ辻・紺屋町などの小字はその頃の遺称である。 六地蔵駅北側では、地区計画を指定した高度利用を促進しており、景観に配慮された駅の改修や広場が整備されており、また六地蔵駅周辺や旧奈良街道では、高さを規制し、道路沿いに一定の奥行きを持った規則的な街並みを有する地区を形成している。

	Ｅ：主要幹線道路沿道地区	市内の主要幹線道路である府道京都宇治線、宇治淀線、城陽宇治線、国道24号及び京滋バイパス側道の沿道（道路端から約２５ｍ）を対象にしている。ただし、Ｂ・Ｄ地区および景観計画重点区域内の沿道は除く。 沿道の建築物は概ね低層であり、とりわけ城陽宇治線は典型的なロードサイド型の土地利用が形成されている。 また、国道１号及び国道24号の一部は市街化調整区域内を通ることから、雄大な田園景観を眺望できる。
	Ｆ：工業地区	工業地域に指定されており、槇島地区では中小製造業等の工場が集積し、大久保地区では多様な業種の工場・事業所等の多用途が混在している。 大久保地域の一部では、高さの規制を設定し住工混在を避けるため建築物の用途等の制限を設け市街地環境の形成が図られている。
	Ｇ：市街地地区	Ａ～Ｆ地区、Ｈ～Ｊ地区、重点地区以外の市街化区域内にあたり、住居系用途地域を中心として準工業地域や近隣商業地域を含む地区である。 旧大和街道・旧奈良街道・宇治橋周辺などの街道筋や、天下峰～五雲峰の山麓を中心に形成された旧集落と、昭和30年代後半からの比較的敷地の大きい丘陵住宅地や平地での小規模住宅地など、多様な年代の住宅地が混在し、それぞれの時代を背景としたまちなみ景観が重層的に共存している。
	Ｈ：田園地区	市街化調整区域内の農地および湖沼にあたり、巨椋池干拓田や槇島の田畑・茶園、木幡池などで構成されるパノラマ景観が広がる地区である。 四季折々の景色を楽しむことができるとともに、身近に自然の潤いや安らぎが感じられる。
	Ｉ：山麓地区	天下峰～五雲峰の山麓丘陵地として、河川軸である宇治川から東側を眺望した尾根筋を結んだ山並みスカイラインが南北に連なり、また、宇治川上流に広がる山麓は緑豊かな大パノラマ景観を形成しており、一部風致地区に該当する。 市街地に隣接する部分では黄檗公園やゴルフ場が整備されている。
	Ｊ：山間地区	山麓より東側に広がる山間地で、市街化調整区域及び都市計画区域外にあたる。 谷あいに形成された山間集落地では石積棚田や里山など、昔ながらの集落地景観を望むことができる。

景観計画区域のうち、特に景観に配慮すべき区域として「景観計画重点区域」を以下に定め、それぞれの地区ごとに特色のある景観の保全・形成に努めます。

地区名称	概　要
重点地区１：中央玄関口地区	宇治市の中央玄関口であるＪＲ宇治駅の東側にあたり、本市の中核拠点の一角として商業地域、近隣商業地域に指定されている。また、ＪＲ宇治駅南口周辺や宇治橋通り沿いは、地域住民の日常生活の場となっているとともに、飲食店や土産物屋等が数多く立ち並び、観光の拠点地区として多くの観光客が集まるにぎわいのある地区である。
重点地区２：世界遺産周辺地区	本市の中核拠点の一角を構成し、世界遺産（平等院、宇治上神社）の背後地にあたる。第一種住居地域及び近隣商業地域に指定され、また、大半が風致地区（高さ制限15m）に指定されている。 東西南北に碁盤目状に走る本町通り・縣通り・伍町通りなどの道路を基本としながら、そこを斜めに宇治橋通りが貫き、これらが作り出す三角形状の街区が市街地の基本形となっており、近年の発掘調査において、宇治地区の各所から平安後期の邸宅跡や庭園跡、道路遺構が発見された。また、世界遺産に接近する歴史のある地区であり、歴史性や統一感のある建物が広がっている。
重点地区３：世界遺産保全及び特別風致地区	世界遺産（平等院、宇治上神社）の周辺は第一種住居地域で、それ以外は市街化調整区域である。 宇治橋の上流域にあたり、世界遺産の平等院及び宇治上神社を有するとともに、宇治川両岸の仏徳山及び槇ノ尾山などの山麓丘陵地により構成されており、地区全域が特別風致地区（高さ制限10m）に指定されているほか、風致地区（高さ制限15m）、琵琶湖国定公園区域にも指定されており、眺望が確保されている。

重点地区４：白川集落地区	重点地区３から続く南北に細長い小盆地の谷あいに位置し、国の重要文化財である白山神社拝殿を有する地区で、棚田や段丘状に連なる茶園、昔ながらの石積み塀や板塀、白壁の残る集落のまちなみ、それらを取り囲む里山の緑が一体となった景観を形成している。また、室町後期に勃興していた中宇治における茶栽培の影響を受け、白川においても茶園が広がっていき、まとまった茶園が維持されている。
重点地区５：白川集落周辺地区	重点地区４から続く小盆地の谷あいに位置し、覆下栽培等の茶園や棚田状の田畑が広がる山間地で、沿道には製茶工場のほか小規模な工場等が立地している。
重点地区６：萬福寺周辺地区	歴史的遺産であり国の重要文化財である萬福寺を有する地区である。 萬福寺周辺は旧街道沿いの趣ある雰囲気を継承するため、建物外構や敷地内緑化等が積極的に行われ、緑豊かな景観が形成されている。また、地区内に勾配屋根のある民家が多く、道路舗装の高質化も行われており、趣のある旧街道沿いの雰囲気が現在も継承されている。
重点地区７：黄檗駅周辺地区	歴史的遺産を有する地区に隣接し、ＪＲ黄檗駅前にあたり府道京都宇治線が縦断することから、住宅を中心に沿道サービス型の建築物が混在し、多様な景観が形成されている。

景観上重要な道路を景観形成道路として以下に定め、その沿道ごとに特色のある景観の保全・形成に努めます。

地区名称	概　要	景観形成道路
平等院表参道地区	主にＪＲ宇治駅から宇治橋通りを通って平等院へ訪れる人の主要な動線であり、特別風致地区及び国定公園に指定され景観が守られている。 本地区の 2 路線は、宇治の文化的景観の景観重要構成要素に指定され、無電柱化や道路舗装の高質化が行われたことから、町家風あるいは蔵造り風の意匠を継承した建築物との一体的な景観が形成されている。	府道平等院線 市道宇治 233 号線
宇治橋東詰地区	宇治橋東詰に位置し、世界遺産への観光動向の起終点となっている近隣商業地域、および風致地区である。京滋バイパス宇治東ＩＣを利用して世界遺産（平等院、宇治上神社）へ訪れる人の主要な動線を有する地区である。また、京阪宇治駅前は、比較的新しい建築物が立地する地区である。	府道京都宇治線 市道京阪宇治駅前線
あさぎり通り、さわらびの道周辺地区	宇治川や仏徳山（大吉山）の裾野部分にあたり、自然的な景観要素に囲まれた商業集積地であり、宇治上神社、平等院等の観光動線上に位置している。 本地区は国定公園内であり、かつ、特別風致地区（一部風致地区）内であり、眺望景観が守られている。本地区のすべての路線が宇治の文化的景観の景観重要構成要素に特定され、無電柱化や道路舗装の高質化、サクラ等の植樹や敷地内の緑化により、うるおいのある美しい通り景観が形成されている。	府道宇治公園線 市道宇治志津川線 市道宇治 18 号線 市道宇治 6 号線 市道乙方三番割線

大津南郷宇治線地区	世界遺産平等院を中心として、縣神社や橋姫神社等の歴史的遺産と伝統的町家が残る府道大津南郷宇治線（一部は縣通り）沿いなど、宇治の文化的景観の景観重要構成要素を形成するエリアと、宇治川左岸から上流に向かっていくエリアに大きく分けられ、特別風致地区及び風致地区に指定されている。 また、本地区のすべての路線が宇治の文化的景観の景観重要構成要素に指定され、特に平等院周辺においては道路舗装の高質化により、平等院周辺のまちなみの連続性が確保された。	府道大津南郷宇治線 市道山王仙郷谷線 市道宇治 31 号線
平等院周辺地区	宇治川左岸に位置し、特別風致地区および国定公園に指定されている。来訪者が世界遺産平等院へアクセスする主要な観光動線として、また、塔の島および朝霧橋を介して宇治上神社へ至る回遊路となっている。 土産物屋や飲食店が立ち並び、明治から昭和初期にかけての旅館群も見られるほか、平等院付近ではサクラ、マツ、モミジ等が植栽され、水と緑と歴史が融和した情緒ある景観が形成されている。また、市道宇治 233 号線（あじろぎの道）は宇治の文化的景観の景観重要構成要素に指定されており、無電柱化や道路舗装の高質化等が行われ、明治から昭和初期にかけての旅館群等との一体的な通り景観が形成され、周辺一帯の回遊する観光動線上に位置する。	府道大津南郷宇治線 市道宇治 233 号線

宇治橋若森線地区	宇治市の中核拠点として、沿道は商業地域・近隣商業地域に指定されており、高層住宅やホテル、業務ビル等が立地している。ＪＲ宇治駅南口広場を中心に東西に延びる通りであり、東方は名神高速道路宇治東ＩＣに至り、西方は宇治市役所に至るなど、広域的な交通動線の要衝に位置し、ＪＲ宇治駅前周辺は宇治市の中央玄関口として一部区間で無電柱化や歩道舗装の高質化が行われ、宇治橋通りへと続く景観の連続性が確保されている。	府道宇治淀線 市道 JR 宇治駅前広場線
宇治橋通り地区	ＪＲ宇治駅から世界遺産（平等院、宇治上神社）へ向かう観光客の主要な動線上に位置し、露商店が立ち並び歴史的な建築物が混在している。また、 中近世の道を継承する市道宇治橋線（宇治橋通り）は、沿道に茶師屋敷や茶商建物といった伝統的町家等の歴史的意匠を有する建築物が多く立ち並ぶことから、無電柱化や道路舗装の高質化が行われ、軒線が揃った風格のある見通し（ビスタ）景観が形成されている。	市道宇治橋線 市道 JR 宇治駅前線 市道宇治 395 号線
本町通り地区	縣神社と宇治神社御旅所を結ぶ世界遺産平等院の背後地にあたり、第一種住居地域かつ一部風致地区内に指定されており、良好な住宅地が広がっている。	市道県神社御旅線

第6章
良好な景観の形成のための行為の制限

第６章　　良好な景観の形成のための行為の制限

６－１　景観計画による行為の制限

良好な景観の形成に関する方針を踏まえ、これを実現するため、景観計画区域内のＡ～Ｊにおける景観に特に大きな影響を及ぼすと考えられる規模の建築行為等および景観計画重点区域内の建築行為等を対象とし、建築物等の意匠・形態、色彩、緑化などに係る行為の制限を以下に定めます。

また、景観法に基づく届出のあった建築行為等については、良好な景観の形成は個々の条件によって異なることから、必要に応じて景観に関する相談員（以下、通称「景観アドバイザー」）の意見を聞き、助言・指導を行います。

6-1-1　景観計画区域における行為の制限

A：世界遺産背景地地区

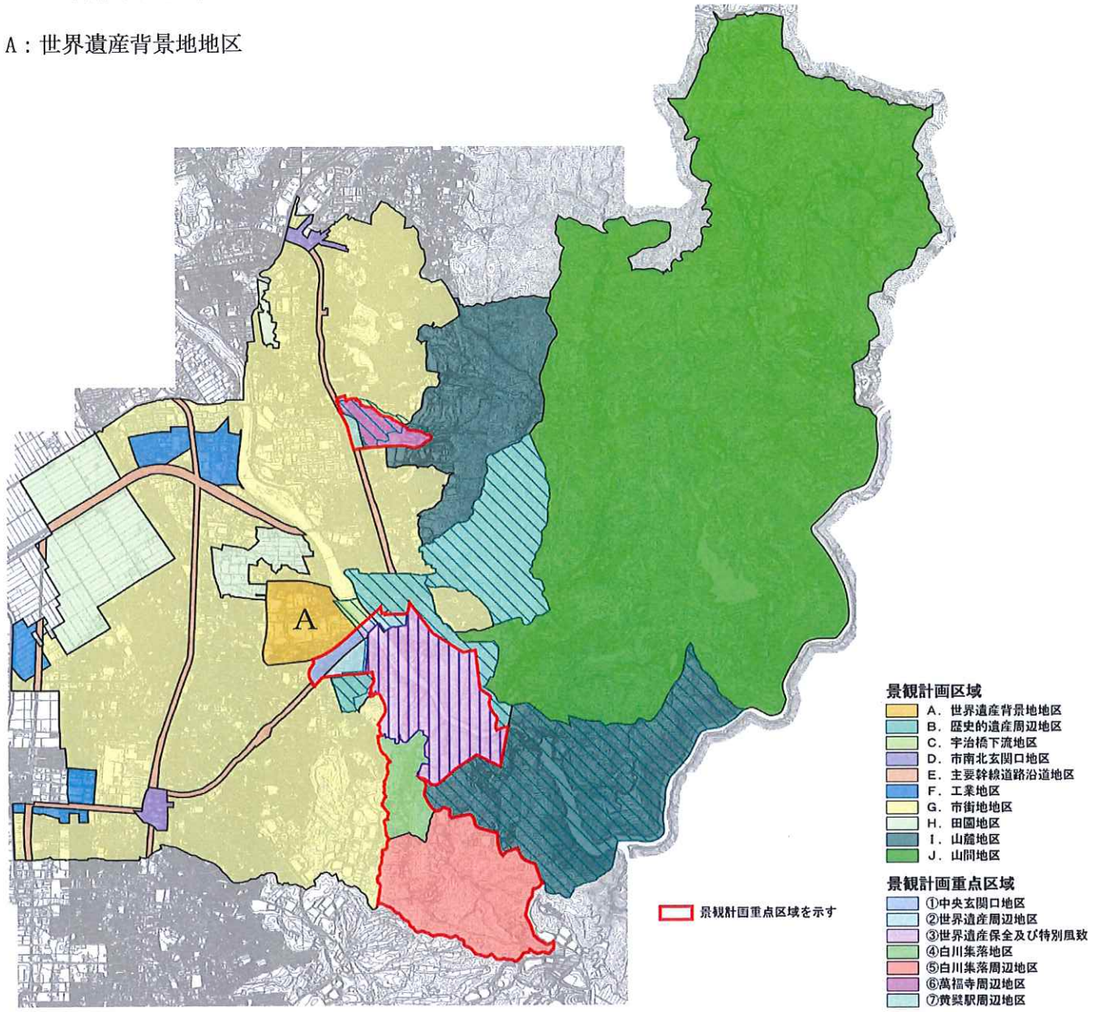

【A：世界遺産背景地地区】

地区の概要	用途地域としては工業地域及び準工業地域である。 世界遺産（平等院、宇治上神社）から見て背景地にあたり、ＪＲ宇治駅北口に接し、事業所等が地区の大半を占めている。 昭和初期に産業基盤が形成された一団の工業集積地で、大規模工場を中心に多くの中小工場が立地するほか、大規模商業施設、マンション、戸建て住宅等の多用途が混在する。
誘導の視点	世界遺産の背景地となることから、特に高さのある建築物や工作物について景観的な配慮を求め、平等院から見た眺望景観の保全に留意する。 また、工業地であるため、無機質な景観となることを避けるとともに、積極的な緑化の誘導を図るなど、ゆとりとうるおいのある工業地景観の創出・育成を進める。

景観形成誘導指針

項目			誘導基準
共通	世界遺産の背景要素		○宇治市のシンボル景観を代表する世界遺産を背景も含めて守るため、世界遺産から見えないよう努める。
共通	配置		○道路との境界部分は、まちなみとしての一体感や連続性を確保する。 ○道路側に有効な広場、公開空地を必要に応じて確保する。
共通	意匠全般		○世界遺産の背景地にあるため、世界遺産の景観を損なわない形状、色彩およびデザインとする。 ○世界遺産の背景地および宇治市の中央玄関口として、世界遺産や周辺のまちなみに調和した色彩およびデザインとする。
建築物	意匠・形態	屋根	○美しいまちなみの創造に寄与する屋根形状とする。
建築物	意匠・形態	壁面設備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
建築物	意匠・形態	屋上設備	○基本的には建築物内に収容するのが望ましい。やむを得ず屋上に設置する場合は、壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。
建築物	意匠・形態	屋外階段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
建築物	意匠・形態	ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
建築物	意匠・形態	建具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
建築物	意匠・形態	付帯施設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等からできるだけ見えない位置に配置するよう工夫するとともに、適切な植栽に努める。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。
建築物	色彩	屋根	○光沢のない灰色を基調とするなど低彩度のものとする。 ○屋根の色彩は　2.5R～10R　明度５以下　彩度６以下 2.5YR～10YR　明度 4.5 以下　彩度 10 以下 1Y～10Y　明度 4.5 以下　彩度６以下 2.5GY～7.5PB　明度 4.5 以下　彩度６以下 無彩色　N1.0～N7.5　を基調とする。
建築物	色彩	外壁	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度 10 より高い色彩は禁止とする。 2.5R～10R　明度５以上　彩度 6.5 以下 2.5YR～10YR　明度５以上　彩度 6.5 以下 1Y～7.5Y　明度７以上　彩度６以下 2.5GY～10RP　明度７以上　彩度２以下 無彩色　N1.0～N7.5　を基調とする。
建築物	緑化（植樹・植栽）		○世界遺産を有し、豊かな自然景観をもつ宇治らしい景観を形成するため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。 ○壁面後退による道路等に面する部分は、開放性のある緑化を積極的に行う。
工作物	意匠全般		○世界遺産の背景地にあるため、世界遺産の景観を損なわないようにする。
工作物	色彩		○基調となる色彩は、周辺と調和する低彩度のものとする。
工作物	植栽		○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。

B：歴史的遺産周辺地区

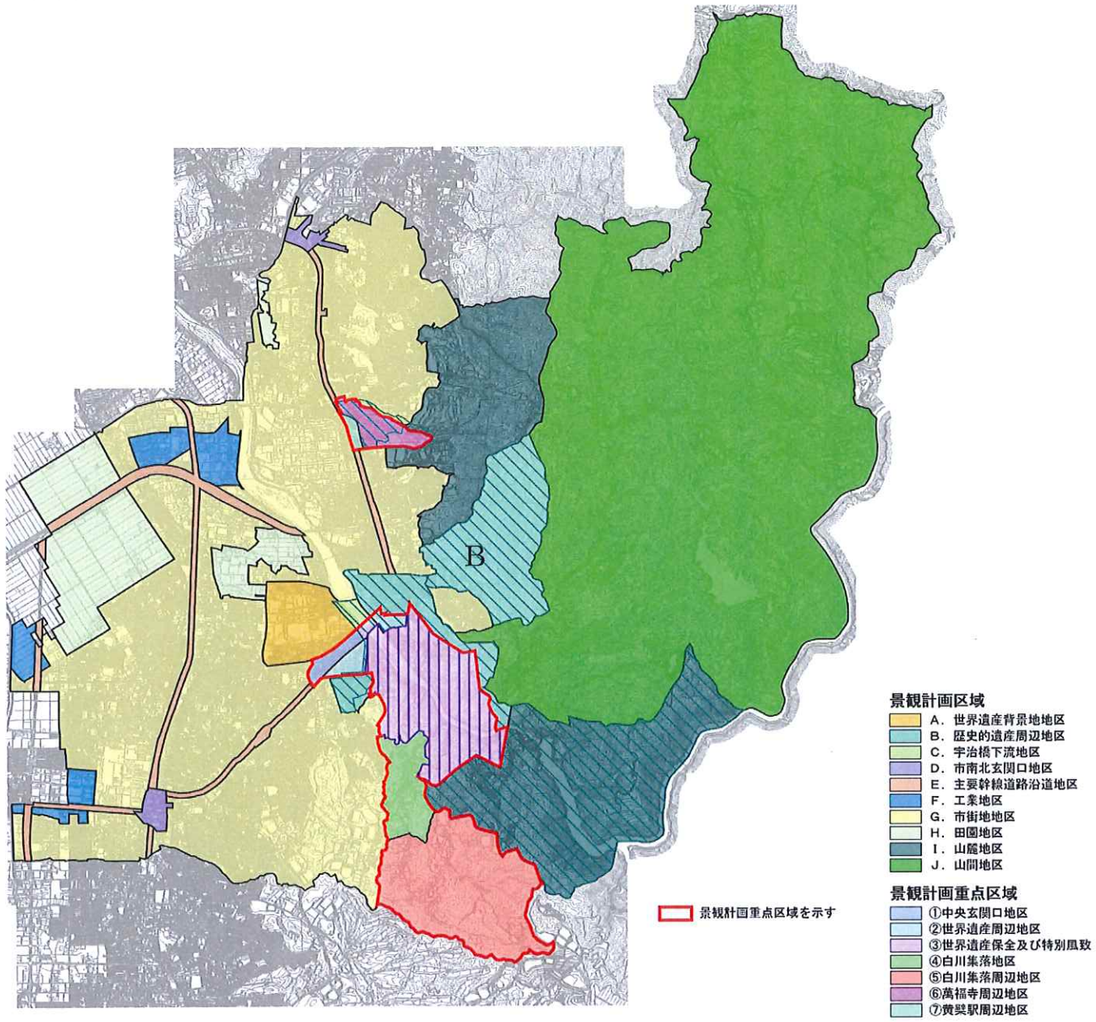

【B：歴史的遺産周辺地区】

地区の概要	世界遺産（平等院、宇治上神社）の周辺にあたり、三室戸寺、菟道稚郎子宇治墓、お茶と宇治のまち歴史公園、善法寺、茶園などの地域資源を有し、五雲峰や明星山などの市街地近郊の山麓丘陵地とともに、歴史と自然景観が豊かな地区であり、大半が風致地区（高さ制限 15m）に指定されるほか、その他の住居系用途地域には高度地区（高さ制限 10m～20m）が指定されており、眺望が確保されている。また、市街地近郊の山麓丘陵地は市街化調整区域に指定されるほか、天下峰へと続く山並みスカイラインへの広大なパノラマ景観が広がっている。
誘導の視点	世界遺産（平等院、宇治上神社）から続く緩衝地として、天下峰や五雲峰などの山麓丘陵地を保全していく必要がある。また、これらの自然と世界遺産との歴史が融和した良好な風致を保全するとともに、世界遺産との一体感が感じられるまちなみ景観を創出・育成を進める。

景観形成誘導指針

項目			誘導基準
共通	配置		○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用するなど周辺になじむ形状およびデザインとする。 ○立地場所が道路の正面に位置する場合は、道路からの正面性を確保する。 ○周辺建築物との壁面の位置に配慮する。（壁面線は、周辺に揃える。） ○道路との境界部分は、まちなみとしての一体感や連続性を確保する。 ○駐車場等は、道路等から直接見えないように配慮し、まちなみの連続性を確保するため築地塀等の設置に努める。
共通	意匠全般		○世界遺産および歴史的遺産の景観を損なわないよう工夫し、周辺のまちなみと調和した和風の色彩およびデザインとする。 ○地階を除く階数が３以上ある建築物にあっては、道路に面する壁面において３階以上は２階壁面より３ｍ後退させる。
建築物	意匠・形態	屋根	○周辺の建築物に合わせた屋根形状とする。
建築物	意匠・形態	壁面設備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
建築物	意匠・形態	屋上設備	○屋上に設備は、設けない。
建築物	意匠・形態	屋外階段	○建築物本体と一体のデザインとし、露出しない。
建築物	意匠・形態	ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
建築物	意匠・形態	建具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
建築物	意匠・形態	付帯施設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等からできるだけ見えない位置に配置するよう工夫するとともに、適切な植栽に努める。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。
建築物	色彩	屋根	○光沢のない灰色を基調とするなど低彩度のものとする。 ○屋根の色彩は　2.5R～10R　明度５以下　彩度６以下 2.5YR～10YR　明度 4.5 以下　彩度 10 以下 1Y～10Y　明度 4.5 以下　彩度６以下 2.5GY～7.5PB　明度 4.5 以下　彩度６以下 無彩色　N1.0～N7.5　を基調とする。
建築物	色彩	外壁	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度 10 より高い色彩は禁止とする。 2.5R～10R　明度５以上　彩度 6.5 以下 2.5YR～10YR　明度５以上　彩度 6.5 以下 1Y～7.5Y　明度７以上　彩度６以下 2.5GY～10RP　明度７以上　彩度２以下 無彩色　N1.0～N7.5　を基調とする。
建築物	緑化（植樹・植栽）		○世界遺産および歴史的遺産の周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。 ○敷地内に地域の歴史の伝承や景観形成に寄与している木竹が現存するときは、その保全を行う。
工作物	意匠全般		○宇治市のシンボル景観を代表する世界遺産を背景も含めて守るため、世界遺産から見えないよう努める。 ○世界遺産および歴史的遺産の周辺の景観を守るため、周辺の景観と調和した色彩およびデザインとするとともに、周辺を緑化するなどの修景を行い目立たないように工夫する。
工作物	色彩		○豊かな自然景観にとけこむよう工夫する。
工作物	植栽		○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。

C：宇治橋下流地区

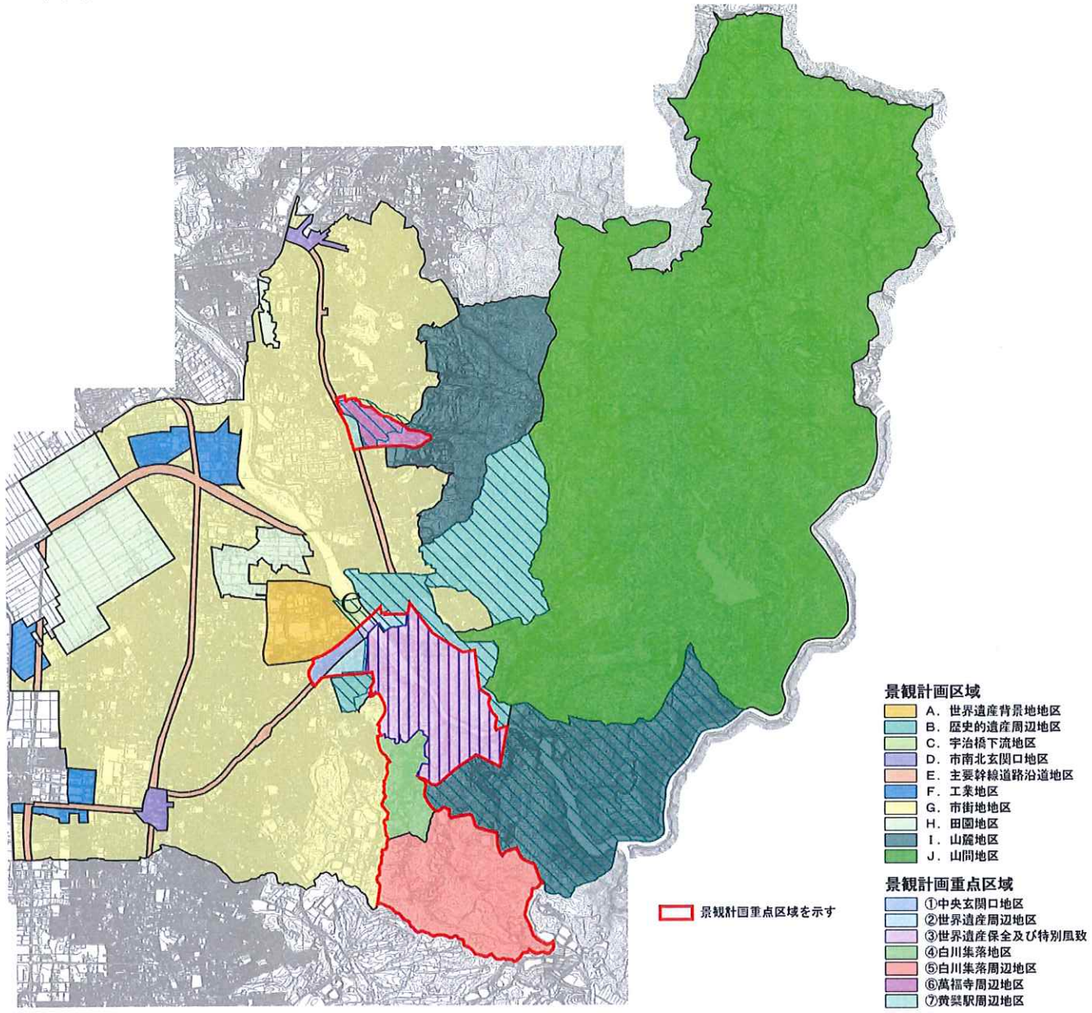

【C：宇治橋下流地区】

地区の概要	世界遺産（平等院、宇治上神社）を結ぶ宇治橋の下流域にあたり、地区全体が風致地区（高さ制限 15m）に指定されており、宇治橋から下流を望む河川景観の保全が確保されている。 また、宇治川の水辺を通して天下峰～五雲峰の山並みスカイラインを一望することができる。
誘導の視点	宇治川の上流側と下流側の連続性のある景観の確保や宇治橋の下流側の河川景観の保全に努める。 また、宇治川の水辺から市街地近郊の山麓丘陵地、山並みスカイラインへと続く広大なパノラマ景観を保全し継承する。

景観形成誘導指針

項目			誘導基準
共通	配置		○宇治川と道路の両方に面する場合は、両方ともに正面性を確保する。 ○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用するなど周辺になじむ形状およびデザインとする。 ○立地場所が道路の正面に位置する場合は、道路からの正面性を確保する。 ○周辺建築物との壁面の位置に配慮する。（壁面線は、周辺に揃える。） ○道路との境界部分は、まちなみとしての一体感や連続性を確保する。 ○駐車場等は、道路等から直接見えないように配慮し、まちなみの連続性を確保するため築地塀等の設置に努める。
共通	意匠全般		○世界遺産および歴史的遺産の景観を損なわないよう工夫し、周辺のまちなみと調和した和風の色彩およびデザインとする。 ○地階を除く階数が３以上ある建築物にあっては、道路に面する壁面において３階以上は２階壁面より３m後退させる。
建築物	意匠・形態	屋根	○周辺の建築物に合わせた屋根形状とする。
建築物	意匠・形態	壁面設備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
建築物	意匠・形態	屋上設備	○屋上に設備は、設けない。
建築物	意匠・形態	屋外階段	○建築物本体と一体のデザインとし、露出しない。
建築物	意匠・形態	ベランダ・バルコニー、開放廊下	○世界遺産や道路等から見えないようにする。
建築物	意匠・形態	建具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
建築物	意匠・形態	付帯施設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等からできるだけ見えない位置に配置するよう工夫するとともに、適切な植栽に努める。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。 ○無機質な素材（コンクリート、ブロック等）の使用は、避ける。
建築物	色彩	屋根	○いぶし和瓦のような色彩とする。 ○屋根の色彩は　2.5R～10R　明度５以下　彩度６以下 2.5YR～10YR　明度 4.5 以下　彩度 10 以下 1Y～10Y　明度 4.5 以下　彩度６以下 2.5GY～7.5PB　明度 4.5 以下　彩度６以下 無彩色　N1.0～N7.5　を基調とする。
建築物	色彩	外壁	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度 10 より高い色彩は禁止とする。 2.5R～10R　明度５以上　彩度 6.5 以下 2.5YR～10YR　明度５以上　彩度 6.5 以下 1Y～7.5Y　明度７以上　彩度６以下 2.5GY～10RP　明度７以上　彩度２以下 無彩色　N1.0～N7.5　を基調とする。
建築物	緑化（植樹・植栽）		○世界遺産および歴史的遺産の周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。 ○敷地内に地域の歴史の伝承や景観形成に寄与している木竹が現存するときは、その保全を行う。
工作物	意匠全般		○世界遺産周辺の景観を守るため、世界遺産から見えないよう努めるとともに周辺を緑化するなどの修景を行い、目立たないよう工夫する。
工作物	色彩		○豊かな自然景観にとけこむよう工夫する。
工作物	植栽		○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。

D：市南北玄関口地区

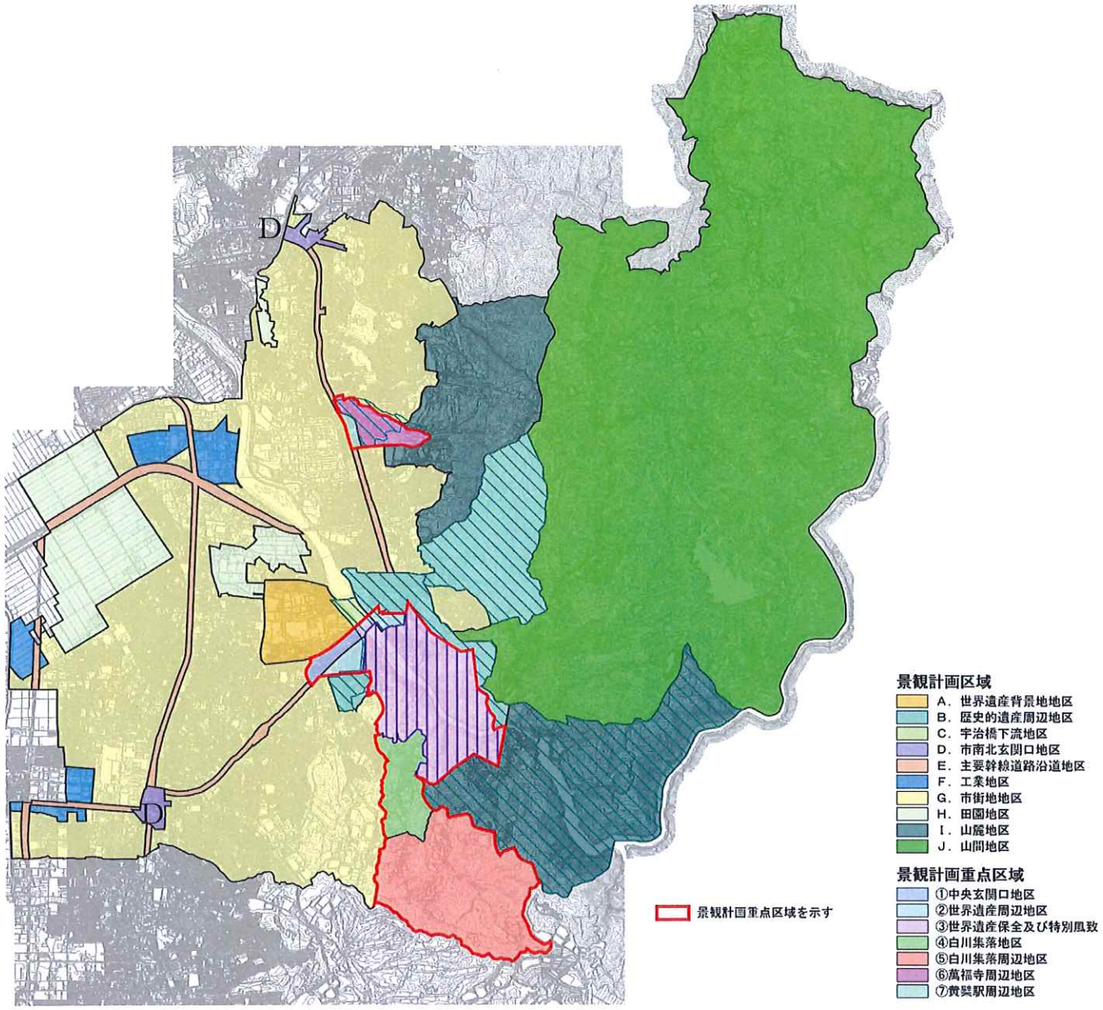

【D：市南北玄関口地区】

地区の概要	六地蔵駅周辺及び大久保駅周辺にあたり、商業地域及び近隣商業地域に指定され、広域的な交通ターミナルを中心に商業施設やマンション等が集積している。旧奈良街道の街並みは、豊臣秀吉が建設した伏見城下町の町割りの遺構で、一丁目・札ノ辻・紺屋町などの小字はその頃の遺称である。 六地蔵駅北側では、地区計画を指定した高度利用を促進しており、景観に配慮された駅の改修や広場が整備されており、また六地蔵駅周辺や旧奈良街道では、高さを規制し、道路沿いに一定の奥行きを持った規則的な街並みを有する地区を形成している。
誘導の視点	宇治市の北と南の玄関口として、にぎわいと活力のある都市空間の形成を図りつつ、訪れた人に対して宇治市の印象を高めるための質の高い景観を創出・育成を進める。

景観形成誘導指針

項目			誘導基準
共通	配置		○道路側に有効な広場および公開空地をできるだけ設置する。 ○道路との境界部分は、まちなみとしての一体感や連続性を確保する。 ○駐車場の出入口は、２つ以上の道路に面する場合についてはできるだけ背面又は側面道路を利用するようにし、１つの道路に面する場合については歩道等に配慮し最小限となるようにする。
共通	意匠全般		○美しいまちなみの創造に寄与するよう、宇治市の玄関口にふさわしいまちなみとして調和した色彩およびデザインとなるよう工夫する。
建築物	意匠・形態	屋上設備	○基本的には建築物内に収容するのが望ましい。やむを得ず屋上に設置する場合は、壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。
建築物	意匠・形態	屋外階段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
建築物	意匠・形態	ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
建築物	意匠・形態	建具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
建築物	意匠・形態	付帯施設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等からできるだけ見えない位置に配置するよう工夫するとともに、適切な植栽に努める。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。
建築物	色彩	屋根	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○屋根の色彩は　2.5R～10R　明度５以下　彩度６以下 2.5YR～10YR　明度4.5以下　彩度10以下 1Y～10Y　明度4.5以下　彩度６以下 2.5GY～7.5PB　明度4.5以下　彩度６以下 無彩色　N1.0～N7.5　を基調とする。
建築物	色彩	外壁	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5R～10R　明度５以上　彩度6.5以下 2.5YR～10YR　明度５以上　彩度6.5以下 1Y～7.5Y　明度７以上　彩度６以下 2.5GY～10RP　明度７以上　彩度２以下 無彩色　N1.0～N7.5　を基調とする。
建築物	緑化（植樹・植栽）		○敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。 ○壁面後退による道路等に面する部分は、開放性のある緑化を積極的に行う。
工作物	意匠全般		○周辺との調和に配慮した色彩およびデザインとする。
工作物	色彩		○基調となる色彩は、周辺と調和する低彩度のものとする。
工作物	植栽		○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。

E：主要幹線道路沿道地区

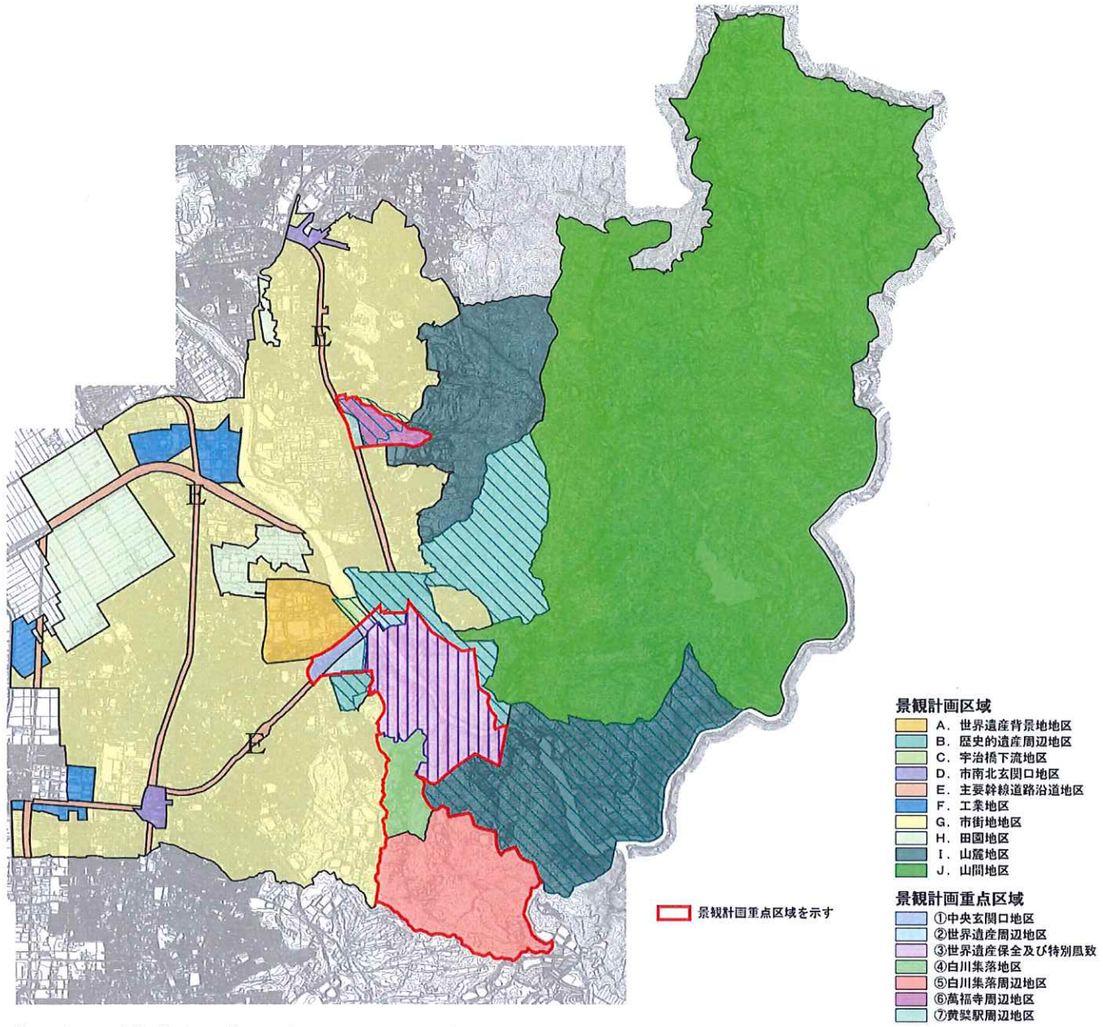

【E：主要幹線道路沿道地区】

地区の概要	市内の主要幹線道路である府道京都宇治線、宇治淀線、城陽宇治線、国道24号及び京滋バイパス側道の沿道（道路端から約２５ｍ）を対象にしている。ただし、Ｂ・Ｄ地区および景観計画重点区域内の沿道は除く。 沿道の建築物は概ね低層であり、とりわけ城陽宇治線は典型的なロードサイド型の土地利用が形成されている。また、国道１号及び国道24号の一部は市街化調整区域内を通ることから、雄大な田園景観を眺望できる。
誘導の視点	主要幹線道路として秩序ある見通し（ビスタ）景観を保全・創出・育成する。うるおいと風格ある沿道景観形成にむけて、特に屋外広告物は規制や景観誘導と合わせた啓発を進め、秩序のある沿道景観の育成に努める。

景観形成誘導指針

項目			誘導基準
共通	配置		○道路側に有効な広場および公開空地をできるだけ確保する。 ○道路との境界部分は、まちなみとしての一体感や連続性を確保する。
共通	意匠全般		○道路に面する側だけでなく、それ以外の面についても沿道景観の調和に配慮する。 ○歴史的な建造物および公共施設の外観並びに周辺のまちなみの景観と調和し、かつ、均整のとれた色彩およびデザインとする。
建築物	意匠・形態	屋上設備	○基本的には建築物内に収容するのが望ましい。やむを得ず屋上に設置する場合は、壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。
建築物	意匠・形態	屋外階段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
建築物	意匠・形態	ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
建築物	意匠・形態	建具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
建築物	意匠・形態	付帯施設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等からできるだけ見えない位置に配置するよう工夫するとともに、適切な植栽に努める。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。
建築物	色彩	屋根	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○屋根の色彩は　2.5R～10R　明度５以下　彩度６以下 2.5YR～10YR　明度4.5以下　彩度10以下 1Y～10Y　明度4.5以下　彩度６以下 2.5GY～7.5PB　明度4.5以下　彩度６以下 無彩色　N1.0～N7.5　を基調とする。
建築物	色彩	外壁	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5R～10R　明度５以上　彩度6.5以下 2.5YR～10YR　明度５以上　彩度6.5以下 1Y～7.5Y　明度７以上　彩度６以下 2.5GY～10RP　明度７以上　彩度２以下 無彩色　N1.0～N7.5　を基調とする。
建築物	緑化（植樹・植栽）		○敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。 ○壁面後退による道路等に面する部分は、開放性のある緑化を積極的に行う。
工作物	意匠全般		○周辺との調和に配慮した色彩およびデザインとする。
工作物	色彩		○基調となる色彩は、周辺と調和する低彩度のものとする。
工作物	植栽		○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。

F：工業地区

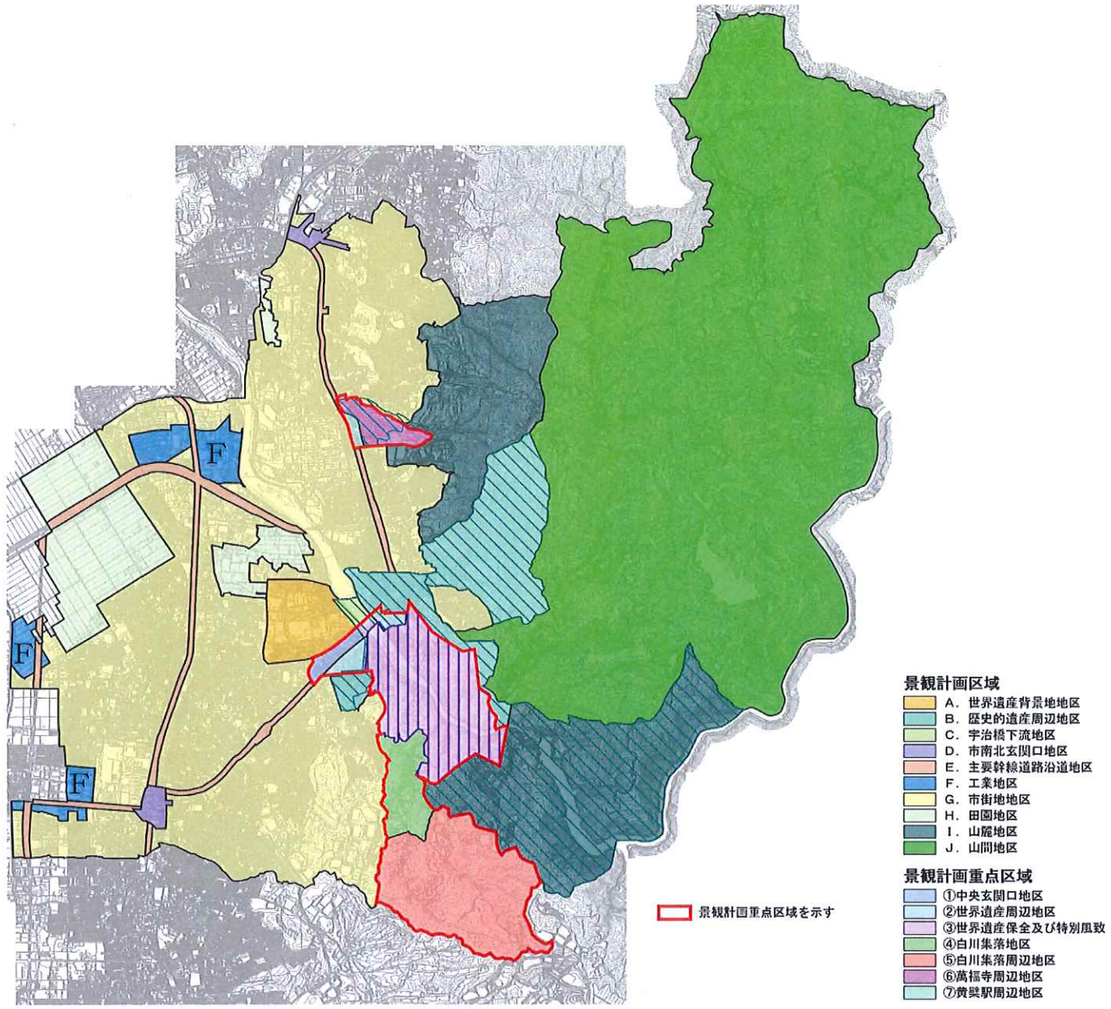

【F：工業地区】

地区の概要	工業地域に指定されており、槇島地区では中小製造業等の工場が集積し、大久保地区では多様な業種の工場・事業所等の多用途が混在している。 大久保地域の一部では、高さの規制を設定し住工混在を避けるため建築物の用途等の制限を設け市街地環境の形成が図られている。
誘導の視点	無機質な景観となることを避けるとともに景観面及び環境面にも配慮し、特に積極的な緑化の誘導を図るなど、ゆとりのある工業地景観を創出・育成を進める。

景観形成誘導指針

項目			誘導基準
共通	配置		○道路との境界部分は、まちなみとしての一体感や連続性を確保する。
共通	意匠全般		○美しいまちなみの創造に寄与するよう、宇治らしさを考慮した色彩およびデザインとする。
建築物	意匠・形態	屋上設備	○基本的には建築物内に収容するのが望ましい。やむを得ず屋上に設置する場合は、壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。
建築物	意匠・形態	屋外階段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
建築物	意匠・形態	建具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
建築物	意匠・形態	生産施設等	○道路から見える景観や遠くから見える景観に配慮するとともに、統一感のあるまちなみとしての形成に努める。
建築物	意匠・形態	付帯施設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、良好なまちなみ形成に留意したデザインとし、適切な植栽に努める。
建築物	色彩	屋根	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○屋根の色彩は　2.5R～10R　明度5以下　彩度6以下 2.5YR～10YR　明度4.5以下　彩度10以下 1Y～10Y　明度4.5以下　彩度6以下 2.5GY～7.5PB　明度4.5以下　彩度6以下 無彩色　N1.0～N7.5　を基調とする。
建築物	色彩	外壁	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5R～10R　明度5以上　彩度6.5以下 2.5YR～10YR　明度5以上　彩度6.5以下 1Y～7.5Y　明度7以上　彩度6以下 2.5GY～10RP　明度7以上　彩度2以下 無彩色　N1.0～N7.5　を基調とする。
建築物	緑化（植樹・植栽）		○敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。 ○歩行者空間を魅力ある空間とするよう、生垣等による緑化を積極的に行う。
工作物	意匠全般		○周辺との調和に配慮した色彩およびデザインとする。
工作物	色彩		○基調となる色彩は、周辺と調和する低彩度のものとする。
工作物	植栽		○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。

G：市街地地区

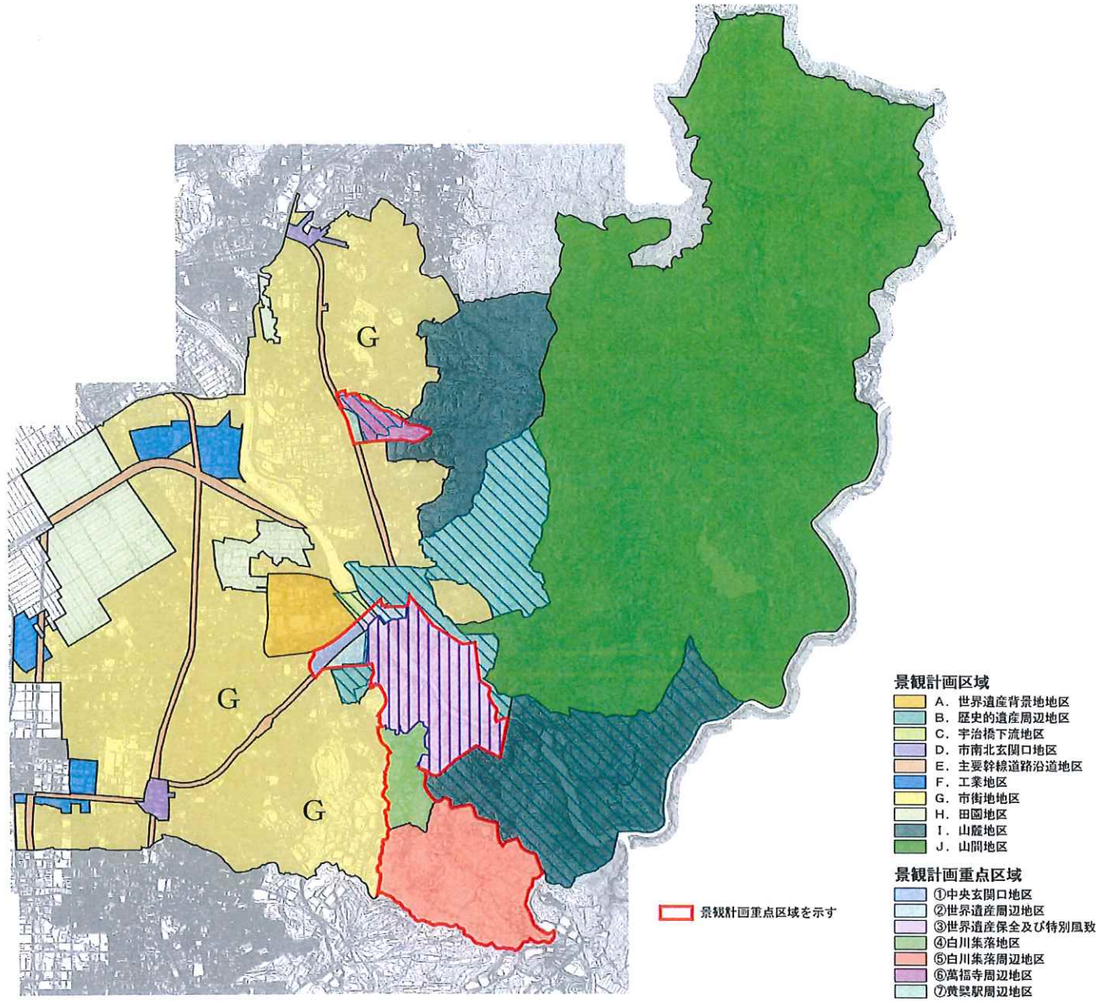

【G：市街地地区】

地区の概要	A～F地区、H～J地区、重点地区以外の市街化区域内にあたり、住居系用途地域を中心として準工業地域や近隣商業地域を含む地区である。 旧大和街道・旧奈良街道・宇治橋周辺などの街道筋や、天下峰～五雲峰の山麓を中心に形成された旧集落と、昭和30年代後半からの比較的敷地の大きい丘陵住宅地や平地での小規模住宅地など、多様な年代の住宅地が混在し、それぞれの時代を背景としたまちなみ景観が重層的に共存している。
誘導の視点	住居系用途地域においては、それぞれの地域の景観特性との調和に配慮し、お互いに心地よく住み続けることのできる落ち着きのある住宅地景観を保全・創出・育成する。 準工業および近隣商業地域においても、それぞれの地域特性を踏まえながら、周辺景観との調和や連続性のある景観を保全・創出する。

景観形成誘導指針

項目			誘導基準
共通	配置		○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用するなど周辺になじむ形状およびデザインとする。 ○道路との境界部分は、まちなみとしての一体感や連続性を確保する。
共通	意匠全般		○美しいまちなみの創造に寄与するよう、周辺に調和したものとする。 ○美しい自然景観に調和したものとする。
建築物	意匠・形態	屋上設備	○基本的には建築物内に収容するのが望ましい。やむを得ず屋上に設置する場合は、壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。
建築物	意匠・形態	屋外階段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
建築物	意匠・形態	ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
建築物	意匠・形態	建具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
建築物	意匠・形態	付帯施設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等からできるだけ見えない位置に配置するよう工夫するとともに、適切な植栽に努める。
建築物	色彩	屋根	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○屋根の色彩は 2.5R～10R 明度5以下 彩度6以下 2.5YR～10YR 明度4.5以下 彩度10以下 1Y～10Y 明度4.5以下 彩度6以下 2.5GY～7.5PB 明度4.5以下 彩度6以下 無彩色 N1.0～N7.5 を基調とする。
建築物	色彩	外壁	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5R～10R 明度5以上 彩度6.5以下 2.5YR～10YR 明度5以上 彩度6.5以下 1Y～7.5Y 明度7以上 彩度6以下 2.5GY～10RP 明度7以上 彩度2以下 無彩色 N1.0～N7.5 を基調とする。
建築物	緑化（植樹・植栽）		○敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。 ○歩行者空間を魅力ある空間とするよう、生垣等による緑化を積極的に行う。
工作物	意匠全般		○周辺との調和に配慮した色彩およびデザインとする。
工作物	色彩		○基調となる色彩は、周辺と調和する低彩度のものとする。
工作物	緑化（植樹・植栽）		○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。

H：田園地区

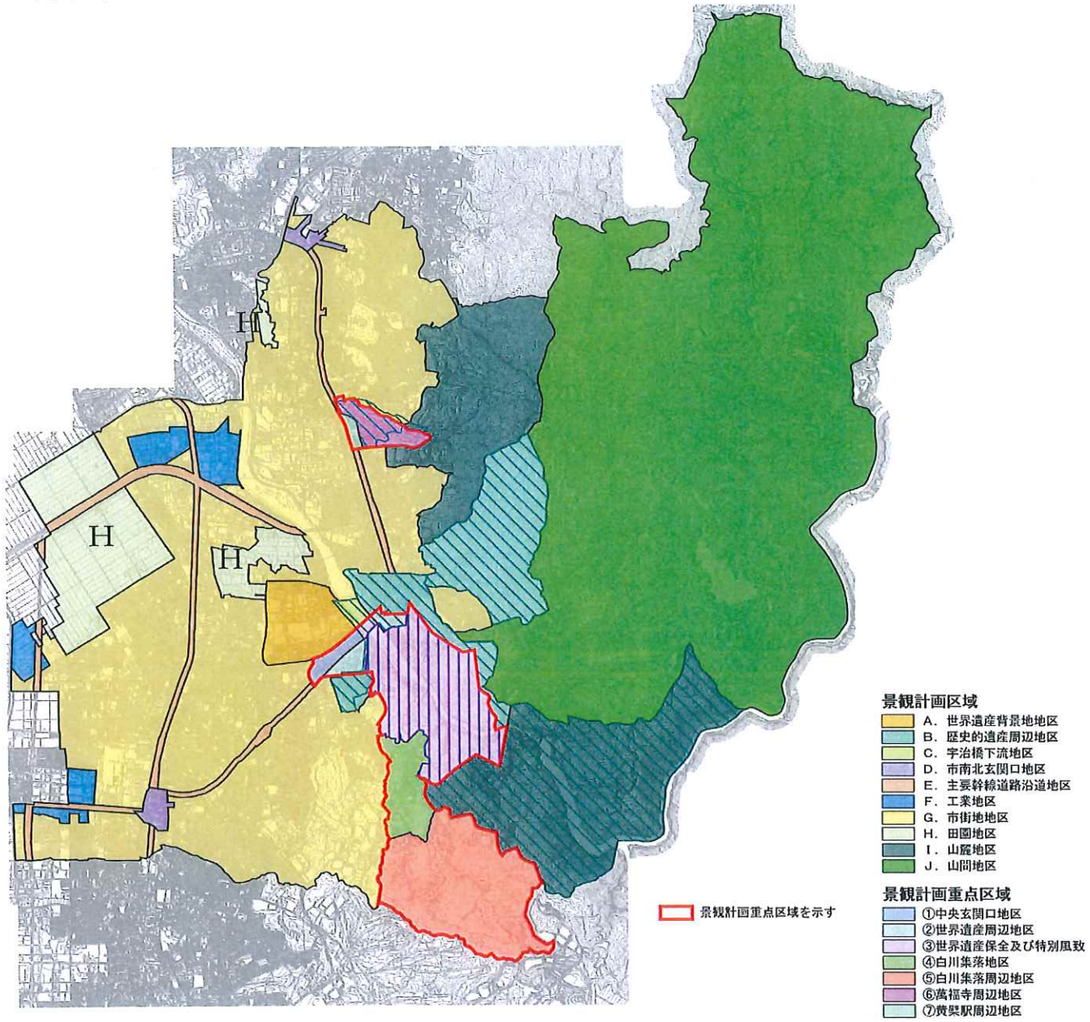

【H：田園地区】

地区の概要	市街化調整区域内の農地および湖沼にあたり、巨椋池干拓田や槇島の田畑・茶園、木幡池などで構成されるパノラマ景観が広がる地区である。四季折々の景色を楽しむことができるとともに、身近に自然の潤いや安らぎが感じられる。
誘導の視点	都市や市民生活に潤いや安らぎを与えてくれる貴重な空間として、担い手の育成などと併せて田園・茶畑・水面が広がる景観を保全・継承することを基本としつつ、土地利用に際しては、自然景観およびパノラマ景観との調和に特に配慮する。

景観形成誘導指針

項目			誘導基準
共通	配置		○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用するなど周辺になじむ形状およびデザインとする。 ○土地利用に際しては、田園・茶園・水面が広がる景観との調和に配慮する。
共通	意匠全般		○美しいまちなみの創造に寄与するよう、周辺に調和したものとする。 ○美しい自然景観に調和したものとする。 ○周辺の田園景観と調和したものとする。
建築物	意匠・形態	屋上設備	○基本的には建築物内に収容するのが望ましい。やむを得ず屋上に設置する場合は、壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。
建築物	意匠・形態	屋外階段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
建築物	意匠・形態	ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
建築物	意匠・形態	建具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
建築物	意匠・形態	付帯施設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等からできるだけ見えない位置に配置するよう工夫するとともに、適切な植栽に努める。
建築物	色彩	屋根	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○屋根の色彩は　2.5R～10YR　明度4以下　彩度4以下 1Y～7.5PB　明度3以下　彩度2以下 無彩色　N1.0～N7.5　を基調とする。
建築物	色彩	外壁	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5R～10YR　明度5以上　彩度5以下 1Y～7.5Y　明度7以上　彩度4以下 2.5GY～10GY　明度7以上　彩度2以下 2.5BG～7.5PB　明度7以上　彩度1以下 無彩色　N3.0～N7.5　を基調とする。
建築物	緑化（植樹・植栽）		○田園地域の豊かな自然景観を形成するため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。 ○歩行者空間を魅力ある空間とするよう、生垣等による緑化を積極的に行う。
工作物	意匠全般		○周辺との調和に配慮した色彩およびデザインとする。
工作物	色彩		○基調となる色彩は、周辺と調和する低彩度のものとする。
工作物	緑化（植樹・植栽）		○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。

Ⅰ：山麓地区

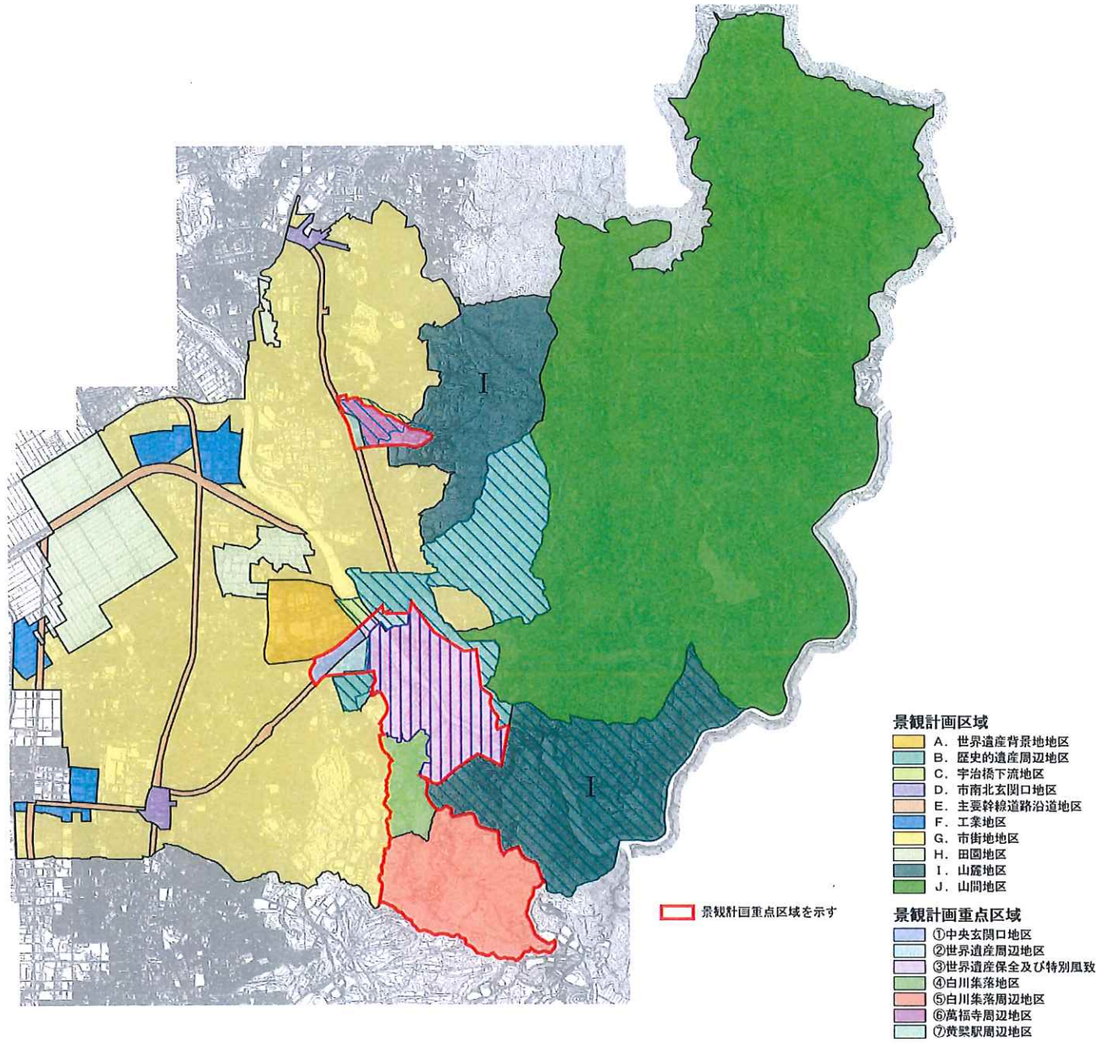

【Ⅰ：山麓地区】

地区の概要	天下峰～五雲峰の山麓丘陵地として、河川軸である宇治川から東側を眺望した尾根筋を結んだ山並みスカイラインが南北に連なり、また、宇治川上流に広がる山麓は緑豊かな大パノラマ景観を形成しており、一部風致地区に該当する。 市街地に隣接する部分では黄檗公園やゴルフ場が整備されている。
誘導の視点	山麓丘陵地の裾野に広がる低層の住宅地景観の背景として、また、河川軸である宇治川上流の緑豊かな大パノラマを構成する遠景として、山並みスカイラインを侵すような土地の形質の変更、宇治川から山頂を見上げた際に山麓景観が大きく変化することがないような修景を行うなど、四季を彩る緑豊かな自然景観や、連続する山並み景観を保全・継承する。

景観形成誘導指針

項目			誘導基準
共通	配置		○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用するなど周辺になじむ形状およびデザインとする。 ○山並みスカイラインを侵すことのないように、造成等土地の区画、形質の変更や建築物等の建築に配慮し、宇治川から山頂を見上げた際に山麓景観が大きく変化することがないような配置計画に努める。
共通	意匠全般		○美しいまちなみの創造に寄与するよう、周辺に調和したものとする。 ○美しい自然景観に調和したものとする。
建築物	意匠・形態	屋上設備	○基本的には建築物内に収容するのが望ましい。やむを得ず屋上に設置する場合は、壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。
建築物	意匠・形態	屋外階段	○建築物本体と一体のデザインとし、露出しない。
建築物	意匠・形態	ベランダ・バルコニー、開放廊下	○遠景眺望として宇治川から眺めた時に目立たないように工夫する。
建築物	意匠・形態	建具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
建築物	意匠・形態	付帯施設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等からできるだけ見えない位置に配置するよう工夫するとともに、適切な植栽に努める。
建築物	色彩	屋根	○屋根の色彩は　2.5R～10YR　明度4以下　彩度4以下 1Y～7.5PB　明度4以下　彩度2以下 無彩色　N1.0～N7.5　を基調とする。
建築物	色彩	外壁	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5R～10YR　明度5以上　彩度4以下 1Y～7.5Y　明度7以上　彩度6以下 2.5GY～10RP　明度7以上　彩度2以下 無彩色　N3.0～N7.5　を基調とする。
建築物	緑化（植樹・植栽）		○敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。
工作物	意匠全般		○山並みスカイラインの自然景観を損なわないデザインとする。
工作物	色彩		○基調となる色彩は低彩度のものとする。 ○山並みスカイラインや山麓の自然景観を損なわない色彩とする。 ○宇治川の河川整備では、周辺と調和する色彩とする。
工作物	緑化（植樹・植栽）		○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。

J：山間地区

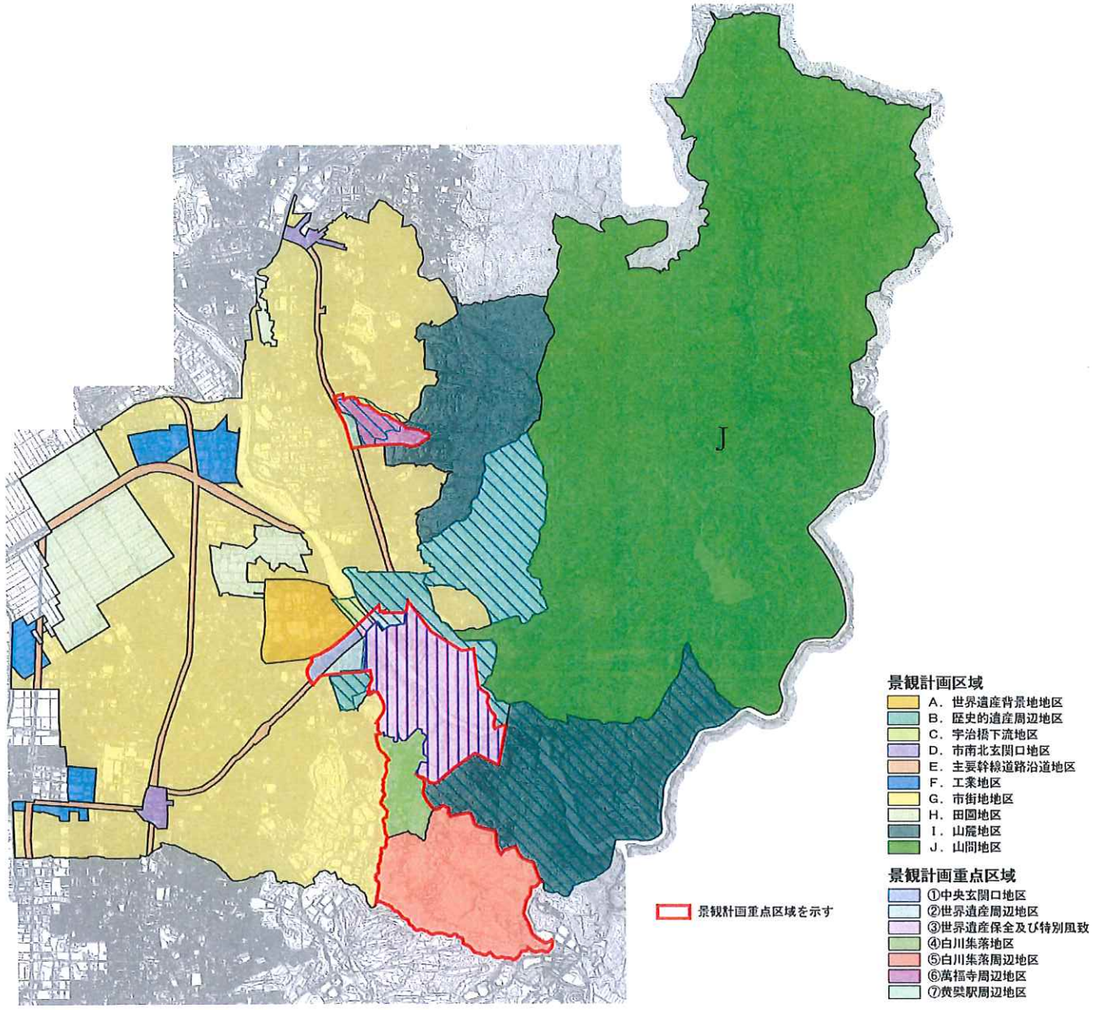

【J：山間地区】

地区の概要	山麓より東側に広がる山間地で、市街化調整区域及び都市計画区域外にあたる。 谷あいに形成された山間集落地では石積棚田や里山など、昔ながらの集落地景観を望むことができる。
誘導の視点	里山や棚田の景観資源を保全・育成するとともに、志津川・炭山・笠取など緑豊かな森林景観と調和する谷あいの集落景観、また、集落から見た山並みスカイラインの景観の保全を進める。

景観形成誘導指針

項目			誘導基準
共通	配置		○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用するなど周辺になじむ形状およびデザインとする。 ○里山や棚田の自然景観を阻害することのないよう留意する。
共通	意匠全般		○美しい山間集落地の景観に寄与するよう、美しい自然景観に調和したものとする。
建築物	意匠・形態	屋上設備	○基本的には建築物内に収容するのが望ましい。やむを得ず屋上に設置する場合は、壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。
建築物	意匠・形態	屋外階段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
建築物	意匠・形態	ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
建築物	意匠・形態	建具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
建築物	意匠・形態	付帯施設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等からできるだけ見えない位置に配置するよう工夫するとともに、適切な植栽に努める。
建築物	色彩	屋根	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○屋根の色彩は　2.5R～10YR　明度4以下　彩度4以下 1Y～7.5PB　明度3以下　彩度2以下 無彩色　N1.0～N7.5　を基調とする。
建築物	色彩	外壁	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5R～10YR　明度5以上　彩度5以下 1Y～7.5Y　明度7以上　彩度4以下 2.5GY～10GY　明度7以上　彩度2以下 2.5BG～7.5PB　明度7以上　彩度1以下 無彩色　N3.0～N7.5　を基調とする。
建築物	緑化（植樹・植栽）		○敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。
工作物	意匠全般		○山並みスカイラインを山頂の東側から望むため、その自然景観を損なわないデザインとする。
工作物	色彩		○自然景観を損なわない色彩とする。
工作物	緑化（植樹・植栽）		○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。

6-1-2　景観計画重点区域における行為の制限

重点地区１：中央玄関口地区

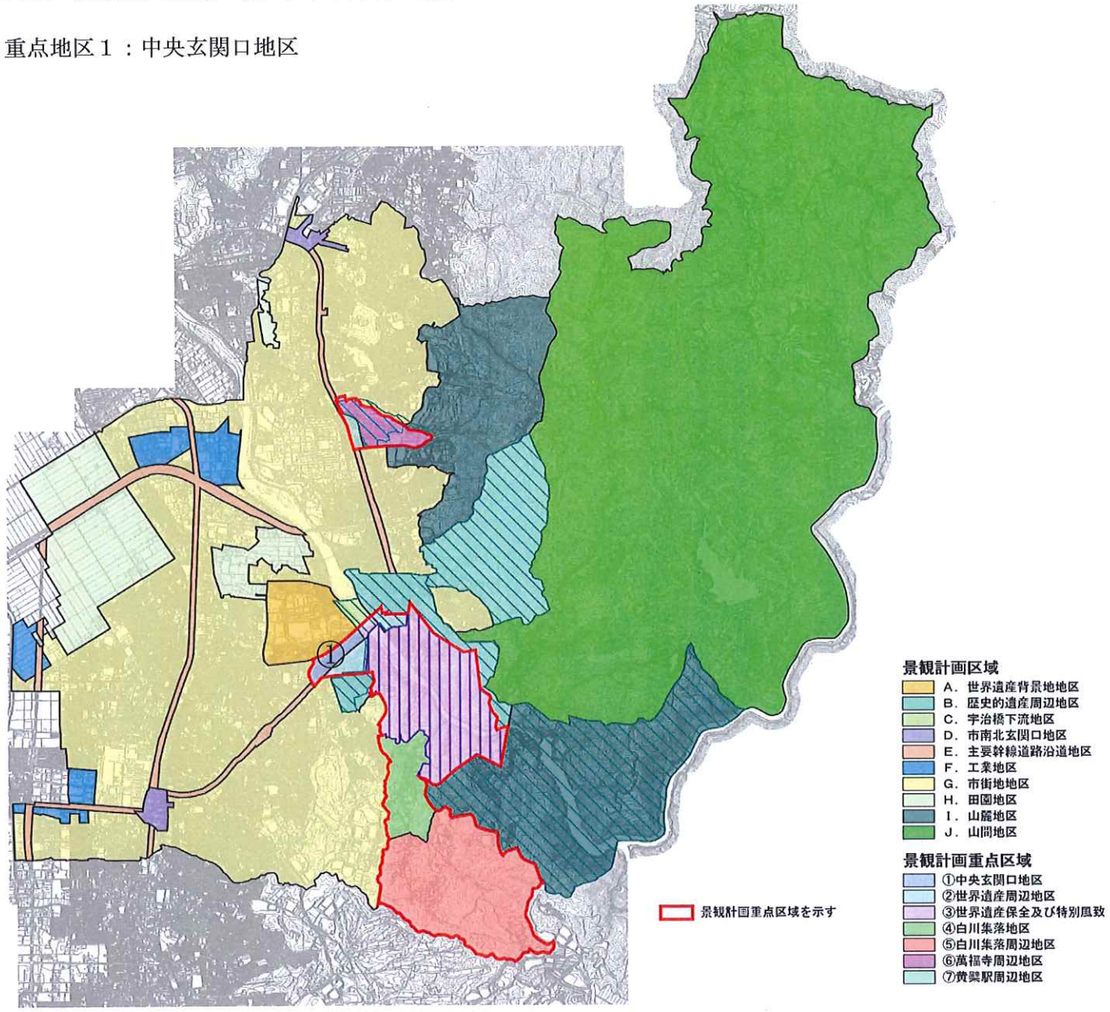

【重点地区１：中央玄関口地区】

地区の概要	宇治市の中央玄関口であるＪＲ宇治駅の東側にあたり、本市の中核拠点の一角として商業地域、近隣商業地域に指定されている。また、ＪＲ宇治駅南口周辺や宇治橋通り沿いは、地域住民の日常生活の場となっているとともに、飲食店や土産物屋等が数多く立ち並び、観光の拠点地区として多くの観光客が集まるにぎわいのある地区である。
誘導の視点	世界遺産（平等院、宇治上神社）の背景として、特に高さのある建築物や工作物について景観的な配慮を求めるとともに、宇治市の中央玄関口であるＪＲ宇治駅と世界遺産を結ぶ重要な動線として、世界遺産の歴史的・文化的な景観との調和を前提としながら、にぎわいが感じられる宇治市の顔となる景観を保全・創出・育成を進める。

景観形成誘導指針

項目			誘導基準
共通	世界遺産の背景要素		○宇治市のシンボル景観を代表する世界遺産を背景も含めて守るため、世界遺産から見えないよう努める。
共通	配置		○道路との境界部分は、まちなみとしての一体感や連続性を確保する。 ○道路側に有効な広場、公開空地を必要に応じて確保する。
共通	意匠全般		○世界遺産の背景地にあるため、世界遺産の景観を損なわない形状、色彩およびデザインとする。 ○世界遺産の背景地および宇治市の中央玄関口として、世界遺産や周辺のまちなみに調和した色彩およびデザインとする。
建築物	意匠・形態	屋根	○美しいまちなみの創造に寄与する屋根形状とする。
建築物	意匠・形態	壁面設備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
建築物	意匠・形態	屋上設備	○基本的には建築物内に収容するのが望ましい。やむを得ず屋上に設置する場合は、壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。
建築物	意匠・形態	屋外階段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
建築物	意匠・形態	ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
建築物	意匠・形態	建具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
建築物	意匠・形態	付帯施設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等からできるだけ見えない位置に配置するよう工夫するとともに、適切な植栽に努める。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。
建築物	色彩	屋根	○光沢のない灰色を基調とするなど低彩度のものとする。 ○屋根の色彩は　2.5R～10R　明度５以下　彩度６以下 2.5YR～10YR　明度4.5以下　彩度10以下 1Y～10Y　明度4.5以下　彩度６以下 2.5GY～7.5PB　明度4.5以下　彩度６以下 無彩色　N1.0～N7.5　を基調とする。
建築物	色彩	外壁	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5R～10R　明度５以上　彩度6.5以下 2.5YR～10YR　明度５以上　彩度6.5以下 1Y～7.5Y　明度７以上　彩度６以下 2.5GY～10RP　明度７以上　彩度２以下 無彩色　N1.0～N7.5　を基調とする。
建築物	緑化（植樹・植栽）		○世界遺産を有し、豊かな自然景観をもつ宇治らしい景観を形成するため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。 ○壁面後退による道路等に面する部分は、開放性のある緑化を積極的に行う。
工作物	意匠全般		○世界遺産の背景地にあるため、世界遺産の景観を損なわないようにする。
工作物	色彩		○基調となる色彩は、周辺と調和する低彩度のものとする。
工作物	植栽		○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。
工作物	垣、さく、塀、擁壁		○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材（木・竹・石など）又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難い場合は次のいずれかとする。 １）化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロック塀（着色は工作物の色彩基準を遵守） ２）金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の色彩基準を遵守すること。 ３）擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。 なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない。
土地の区画および形質の変更			○土地の区画および形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。
木竹の伐採			○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。

重点地区２：世界遺産周辺地区

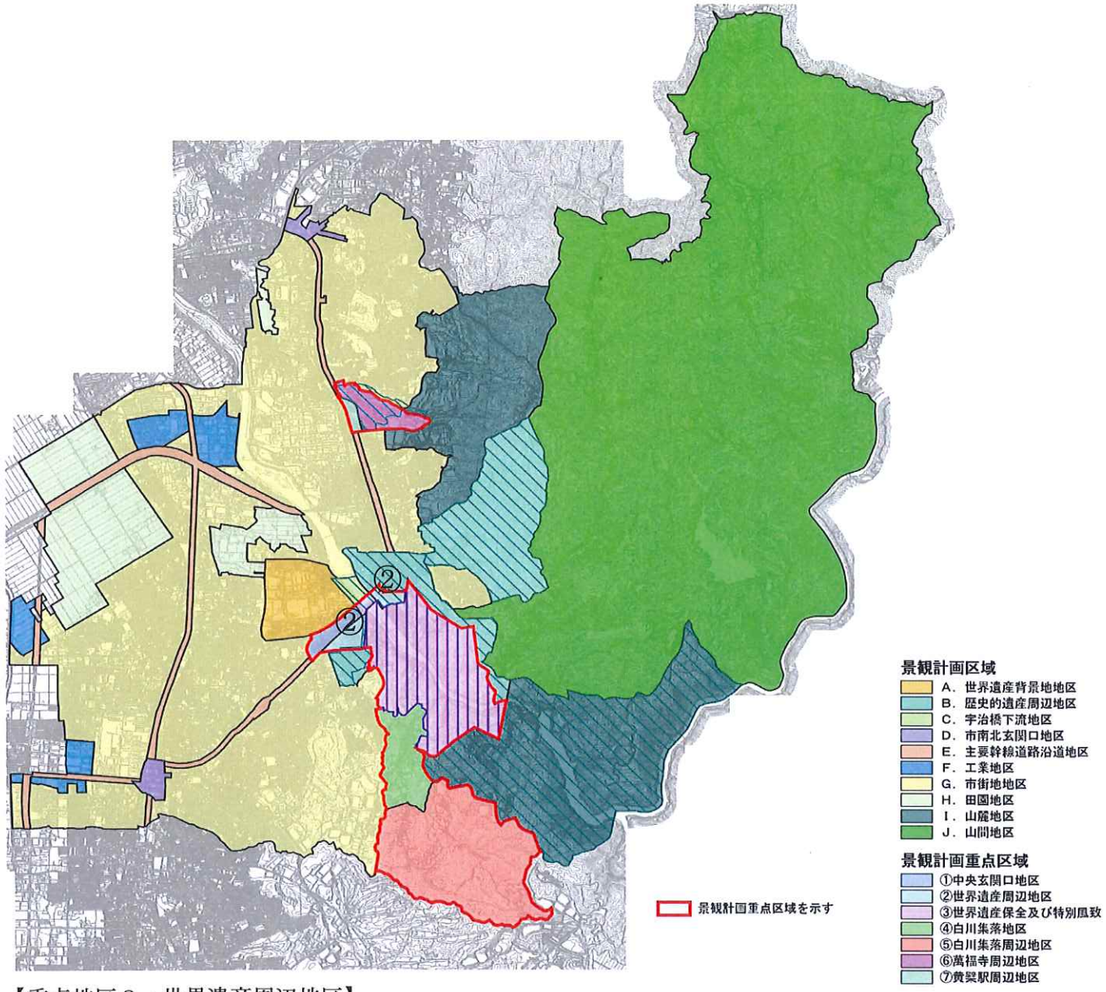

【重点地区２：世界遺産周辺地区】

地区の概要	本市の中核拠点の一角を構成し、世界遺産（平等院、宇治上神社）の背後地にあたる。第一種住居地域及び近隣商業地域に指定され、また、大半が風致地区（高さ制限 15m）に指定されている。 東西南北に碁盤目状に走る本町通り・縣通り・伍町通りなどの道路を基本としながら、そこを斜めに宇治橋通りが貫き、これらが作り出す三角形状の街区が市街地の基本形となっており、近年の発掘調査において、宇治地区の各所から平安後期の邸宅跡や庭園跡、道路遺構が発見された。また、世界遺産に接近する歴史のある地区であり、歴史性や統一感のある建物が広がっている。
誘導の視点	世界遺産の背後地として、特に高さのある建築物や工作物について景観的な配慮を求めるとともに、世界遺産の歴史的・文化的な景観と調和する景観を保全・育成を進める。

景観形成誘導指針

項目			誘導基準
共通	配置		○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用するなど周辺になじむ形状およびデザインとする。 ○立地場所が道路の正面に位置する場合は、道路からの正面性を確保する。 ○周辺建築物との壁面の位置に配慮する。（壁面線は、周辺に揃える。） ○道路との境界部分は、まちなみとしての一体感や連続性を確保する。 ○駐車場等は、道路等から直接見えないように配慮し、まちなみの連続性を確保するため築地塀等の設置に努める。
共通	意匠全般		○世界遺産および歴史的遺産の景観を損なわないよう工夫し、周辺のまちなみと調和した和風の色彩およびデザインとする。 ○地階を除く階数が３以上ある建築物にあっては、道路に面する壁面において３階以上は２階壁面より３ｍ後退させる。
建築物	意匠・形態	屋根	○周辺の建築物に合わせた屋根形状とする。
建築物	意匠・形態	壁面設備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
建築物	意匠・形態	屋上設備	○屋上に設備は、設けない。
建築物	意匠・形態	屋外階段	○建築物本体と一体のデザインとし、露出しない。
建築物	意匠・形態	ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
建築物	意匠・形態	建具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
建築物	意匠・形態	付帯施設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等からできるだけ見えない位置に配置するよう工夫するとともに、適切な植栽に努める。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。
建築物	色彩	屋根	○光沢のない灰色を基調とするなど低彩度のものとする。 ○屋根の色彩は　2.5R～10R　明度５以下　彩度６以下 2.5YR～10YR　明度 4.5 以下　彩度 10 以下 1Y～10Y　明度 4.5 以下　彩度６以下 2.5GY～7.5PB　明度 4.5 以下　彩度６以下 無彩色　N1.0～N7.5　を基調とする。
建築物	色彩	外壁	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度 10 より高い色彩は禁止とする。 2.5R～10R　明度５以上　彩度 6.5 以下 2.5YR～10YR　明度５以上　彩度 6.5 以下 1Y～7.5Y　明度７以上　彩度６以下 2.5GY～10RP　明度７以上　彩度２以下 無彩色　N1.0～N7.5　を基調とする。
建築物	緑化（植樹・植栽）		○世界遺産および歴史的遺産の周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。 ○敷地内に地域の歴史の伝承や景観形成に寄与している木竹が現存する時は、保全を行う。
工作物	意匠全般		○宇治市のシンボル景観を代表する世界遺産を背景も含めて守るため、世界遺産から見えないよう努める。 ○世界遺産および歴史的遺産の周辺の景観を守るため、周辺の景観と調和した色彩およびデザインとするとともに、周辺を緑化するなどの修景を行い目立たないように工夫する。
工作物	色彩		○豊かな自然景観にとけこむよう工夫する。
工作物	植栽		○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。
工作物	垣、さく、塀、擁壁		○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材（木・竹・石など）又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難い場合は次のいずれかとする。 １）化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロック塀（着色は工作物の色彩基準を遵守） ２）金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の色彩基準を遵守すること。 ３）擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。 なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない。
土地の区画および形質の変更			○土地の区画および形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。
木竹の伐採			○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。

重点地区３：世界遺産保全および特別風致地区

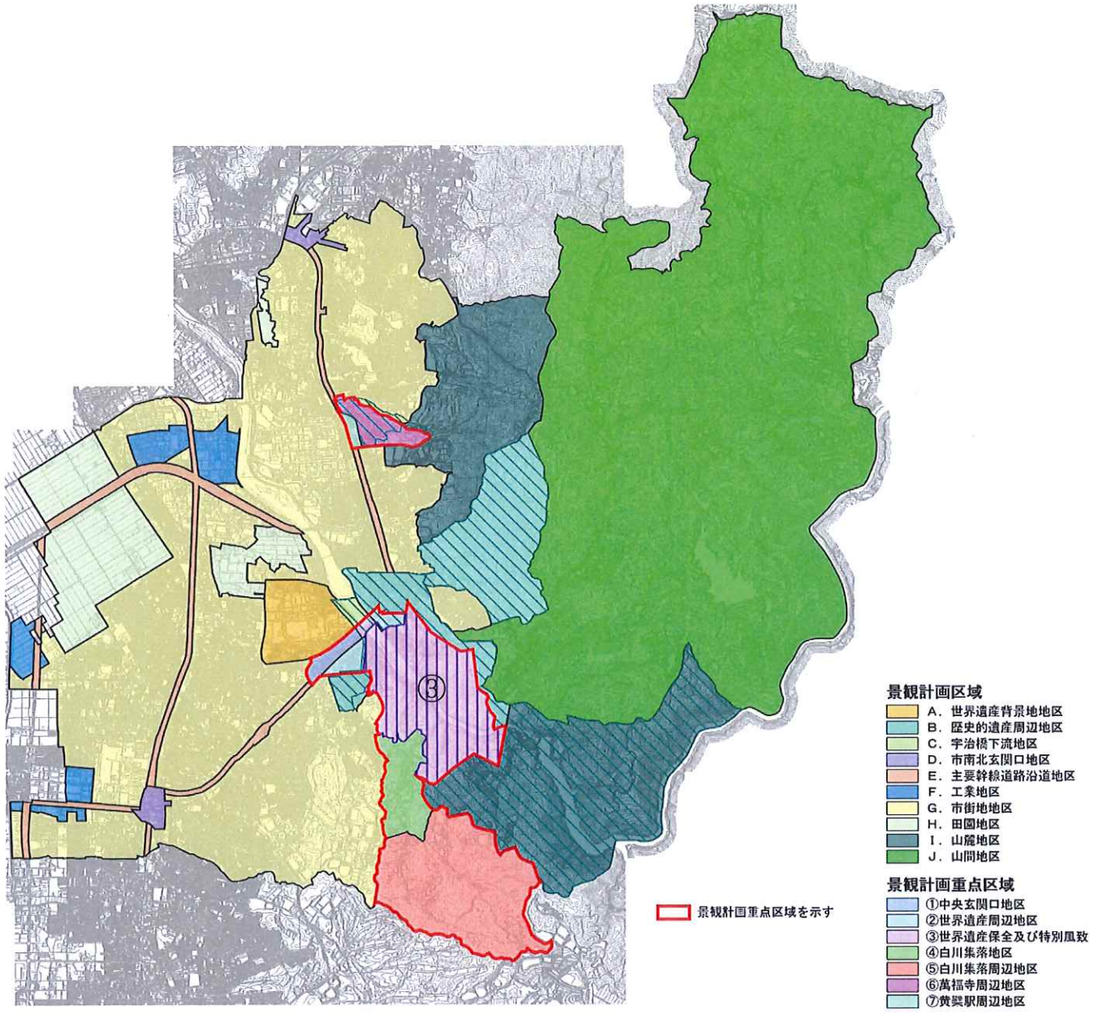

【重点地区３：世界遺産保全および特別風致地区】

地区の概要	世界遺産（平等院、宇治上神社）の周辺は第一種住居地域で、それ以外は市街化調整区域である。 宇治橋の上流域にあたり、世界遺産の平等院及び宇治上神社を有するとともに、宇治川両岸の仏徳山及び槇ノ尾山などの山麓丘陵地により構成されており、地区全域が特別風致地区（高さ制限 10m）に指定されているほか、風致地区（高さ制限 15m）、琵琶湖国定公園区域にも指定されており、眺望が確保されている。
誘導の視点	宇治市を象徴するシンボル的な景観として、世界遺産の歴史的・文化的な景観と宇治川の清流、大吉山（仏徳山）及び槇ノ尾山の自然の風致が織りなす美しい景観を厳に維持・継承する。

景観形成誘導指針

項目			誘導基準
共通	配置		○宇治川と道路の両方に面する場合は、両方ともに正面性を確保する。 ○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用するなど周辺になじむ形状およびデザインとする。 ○立地場所が道路の正面に位置する場合は、道路からの正面性を確保する。 ○周辺建築物との壁面の位置に配慮する。（壁面線は、周辺に揃える。） ○道路との境界部分は、まちなみとしての一体感や連続性を確保する。 ○駐車場等は、道路等から直接見えないように配慮し、まちなみの連続性を確保するため築地塀等の設置に努める。
共通	意匠全般		○世界遺産および歴史的遺産の景観を損なわないよう工夫し、周辺のまちなみと調和した和風の色彩およびデザインとする。 ○地階を除く階数が３以上ある建築物にあっては、道路に面する壁面において３階以上は２階壁面より３m後退させる。
建築物	意匠・形態	屋根	○周辺の建築物に合わせた屋根形状とする。
建築物	意匠・形態	壁面設備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
建築物	意匠・形態	屋上設備	○屋上に設備は、設けない。
建築物	意匠・形態	屋外階段	○建築物本体と一体のデザインとし、露出しない。
建築物	意匠・形態	ベランダ・バルコニー、開放廊下	○世界遺産や道路等から見えないようにする。
建築物	意匠・形態	建具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
建築物	意匠・形態	付帯施設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等からできるだけ見えない位置に配置するよう工夫するとともに、適切な植栽に努める。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。 ○無機質な素材（コンクリート、ブロック等）の使用は、避ける。
建築物	色彩	屋根	○いぶし和瓦のような色彩とする。 ○屋根の色彩は　2.5R～10R　明度５以下　彩度６以下 2.5YR～10YR　明度 4.5 以下　彩度 10 以下 1Y～10Y　明度 4.5 以下　彩度６以下 2.5GY～7.5PB　明度 4.5 以下　彩度６以下 無彩色　N1.0～N7.5　を基調とする。
建築物	色彩	外壁	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度 10 より高い色彩は禁止とする。 2.5R～10R　明度５以上　彩度 6.5 以下 2.5YR～10YR　明度５以上　彩度 6.5 以下 1Y～7.5Y　明度７以上　彩度６以下 2.5GY～10RP　明度７以上　彩度２以下 無彩色　N1.0～N7.5　を基調とする。
建築物	緑化（植樹・植栽）		○世界遺産および歴史的遺産の周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。 ○敷地内に地域の歴史の伝承や景観形成に寄与している木竹が現存するときは、その保全を行う。
工作物	意匠全般		○世界遺産周辺の景観を守るため、世界遺産から見えないよう努めるとともに周辺を緑化するなどの修景を行い、目立たないよう工夫する。
工作物	色彩		○豊かな自然景観にとけこむよう工夫する。
工作物	植栽		○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。
工作物	垣、さく、塀、擁壁		○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材（木・竹・石など）又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難い場合は次のいずれかとする。 １）化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロック塀（着色は工作物の色彩基準を遵守） ２）金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の色彩基準を遵守すること。 ３）擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。 なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない。
土地の区画および形質の変更			○土地の区画および形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。
木竹の伐採			○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。

重点地区４：白川集落地区

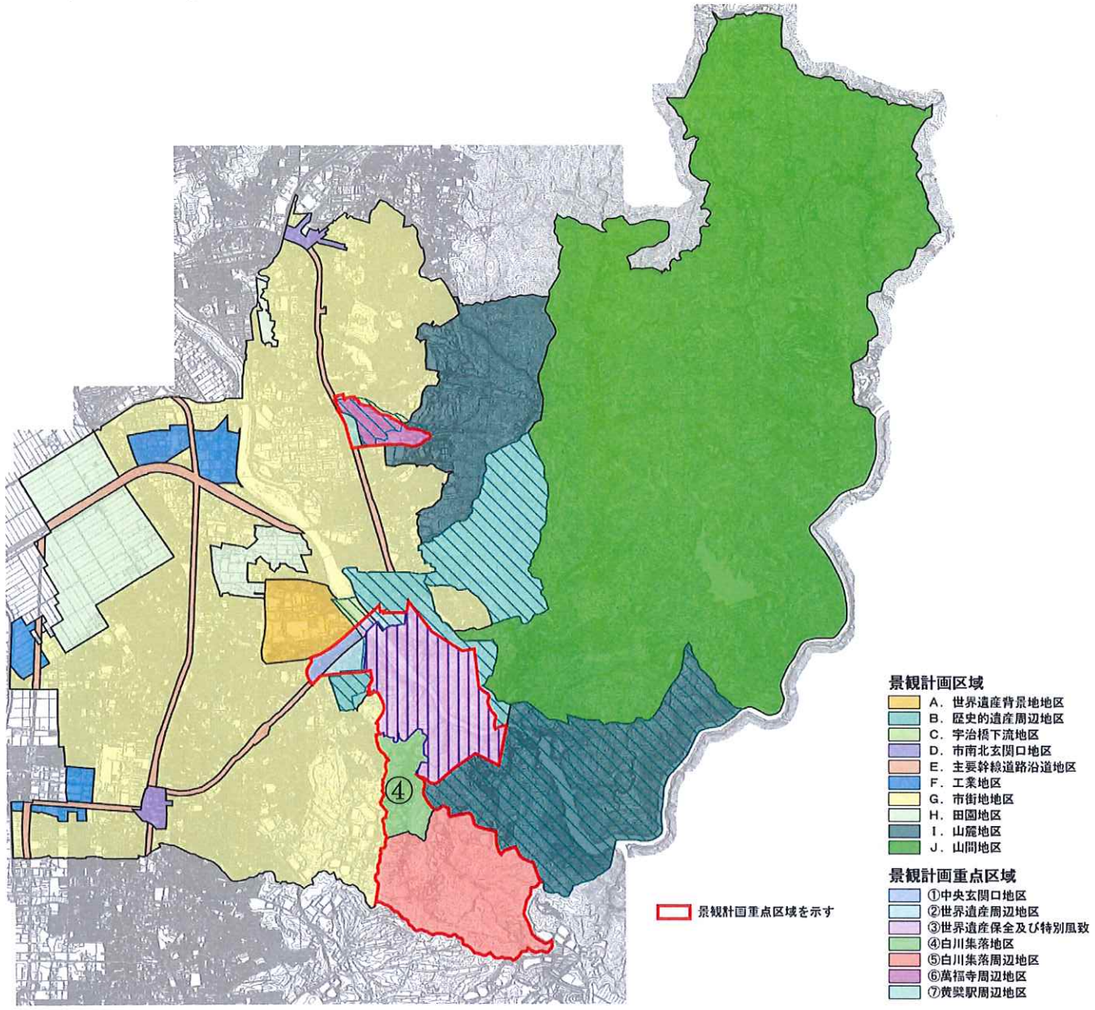

【重点地区４：白川集落地区】

地区の概要	重点地区３から続く南北に細長い小盆地の谷あいに位置し、国の重要文化財である白山神社拝殿を有する地区で、棚田や段丘状に連なる茶園、昔ながらの石積み塀や板塀、白壁の残る集落のまちなみ、それらを取り囲む里山の緑が一体となった景観を形成している。また、室町後期に勃興していた中宇治における茶栽培の影響を受け、白川においても茶園が広がっていき、まとまった茶園が維持されている。
誘導の視点	茶園や茶園景観、里山景観を保全する。

景観形成誘導指針

項目			誘導基準
共通	配置		○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用するなど周辺になじむ形状およびデザインとする。 ○道路との境界部分は、まちなみの連続性を確保するため築地塀等の設置に努める。
共通	意匠全般		○周辺のまちなみと調和した和風の色彩およびデザインとする。 ○建築物の高さについては近隣の建築物と調和させることとする。
建築物	意匠・形態	屋根	○陸屋根のような単調な形状とせず、勾配屋根や勾配屋根調のデザインとする。
建築物	意匠・形態	壁面設備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
建築物	意匠・形態	屋上設備	○屋上に設備は設けない。
建築物	意匠・形態	屋外階段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
建築物	意匠・形態	ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
建築物	意匠・形態	建具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
建築物	意匠・形態	付帯施設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等からできるだけ見えない位置に配置するよう工夫するとともに、適切な植栽に努める。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。
建築物	色彩	屋根	○いぶし和瓦のような色彩とする。 ○屋根の色彩は　2.5R～10YR　明度４以下　彩度４以下 1Y～7.5PB　明度３以下　彩度２以下 無彩色　N1.0～N7.5　を基調とする。
建築物	色彩	外壁	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5R～10YR　明度５以上　彩度５以下 1Y～7.5Y　明度７以上　彩度４以下 2.5GY～10GY　明度７以上　彩度２以下 2.5BG～7.5PB　明度７以上　彩度１以下 無彩色　N3.0～N7.5　を基調とする。 但し、漆喰(白色のものに限る)、焼板これらに類する自然素材のものは明度・彩度の基準については適用しない。
建築物	緑化（植樹・植栽）		○茶畑等周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。
工作物	意匠全般		○周辺の里山景観と調和した色彩およびデザインとするとともに周辺を緑化するなどの修景を行い、目立たないように工夫する。
工作物	色彩		○工作物の色彩の制限は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 7.5YR　明度４　彩度２ 7.5GY　明度５　彩度２ 5.0Y　明度４　彩度２ 7.5Y　明度３　彩度１　を基調とする。 （電柱、街灯については、個別に協議を行う。）
工作物	植栽		○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。
工作物	垣、さく、塀、擁壁		○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材（木・竹・石など）又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難い場合は次のいずれかとする。 １）化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロックを用いる場合は、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 ２）金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 ３）擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。 なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない
土地の区画および形質の変更			○土地の区画および形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。
木竹の伐採			○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。

重点地区５：白川集落周辺地区

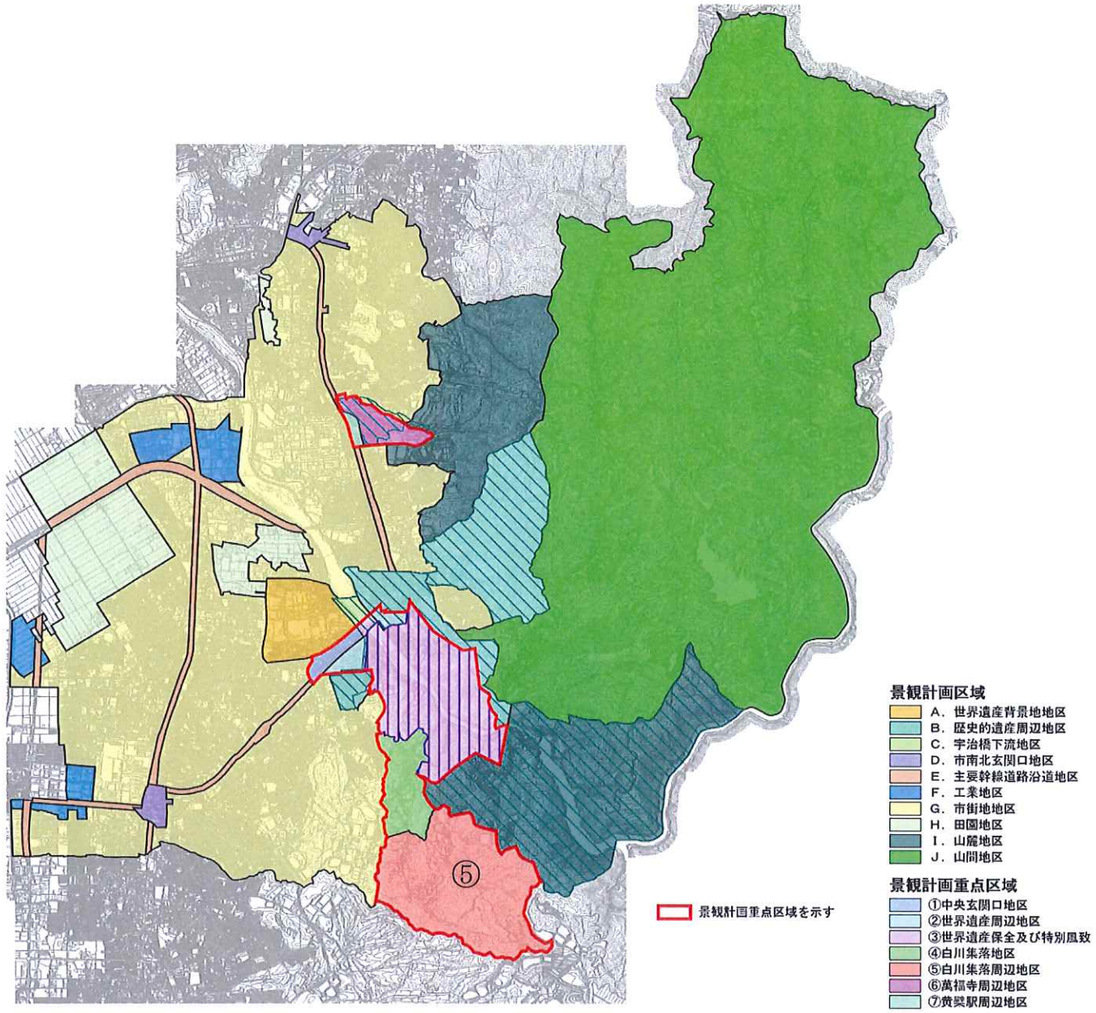

【重点地区５：白川集落周辺地区】

地区の概要	重点地区４から続く小盆地の谷あいに位置し、覆下栽培等の茶園や棚田状の田畑が広がる山間地で、沿道には製茶工場のほか小規模な工場等が立地している。
誘導の視点	工場等など、里山景観や茶園景観との調和を保全する

景観形成誘導指針

項目			誘導基準
共通	配置		○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用するなど周辺になじむ形状およびデザインとする。
共通	意匠全般		○周辺の里山景観と調和した色彩およびデザインとする。 ○建築物の高さについては近隣の建築物と調和させることとする。
建築物	意匠・形態	屋根	○陸屋根のような単調な形状とせず、勾配屋根や勾配屋根調のデザインとする。
建築物	意匠・形態	壁面設備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
建築物	意匠・形態	屋上設備	○屋上に設備は設けない。
建築物	意匠・形態	屋外階段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
建築物	意匠・形態	ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
建築物	意匠・形態	建具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
建築物	意匠・形態	生産施設等	○道路から見える景観や遠くから見える景観に配慮するとともに、里山景観に配慮したデザインとなるように努める。
建築物	意匠・形態	付帯施設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等からできるだけ見えない位置に配置するよう工夫するとともに、適切な植栽に努める。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。
建築物	色彩	屋根	○いぶし和瓦のような色彩を推奨する。 ○屋根の色彩は　2.5R～7.5PB　明度４以下　彩度４以下 無彩色　N1.0～N7.5　を基調とする。
建築物	色彩	外壁	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度 10 より高い色彩は禁止とする。 2.5R～10YR　明度７以上　彩度４以下 1Y～7.5Y　明度８以上　彩度２以下 2.5GY～7.5PB　明度８以上　彩度２以下 無彩色　N3.0～N7.5　を基調とする。 但し、漆喰(白色のものに限る)、焼板これらに類する自然素材のものは明度・彩度の基準については適用しない。
建築物	緑化（植樹・植栽）		○茶畑等周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地境界部の植樹・植栽を積極的に行う。
工作物	意匠全般		○周辺の里山景観と調和した色彩およびデザインとするとともに周辺を緑化するなどの修景を行い、目立たないように工夫する。
工作物	色彩		○工作物の色彩の制限は、彩度 10 より高い色彩は禁止とする。 7.5YR　明度４　彩度２ 7.5GY　明度５　彩度２ 5.0Y　明度４　彩度２ 7.5Y　明度３　彩度１ 無彩色 N3.0～7.5　を基調とする。 ○豊かな自然景観にとけこむよう工夫する。
工作物	植栽		○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。
工作物	垣、さく、塀、擁壁		○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材（木・竹・石など）又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難い場合は次のいずれかとする。 １）化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロックを用いる場合は、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 ２）金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 ３）擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。 なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない
土地の区画および形質の変更			○土地の区画および形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。
木竹の伐採			○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。

重点地区６：萬福寺周辺地区

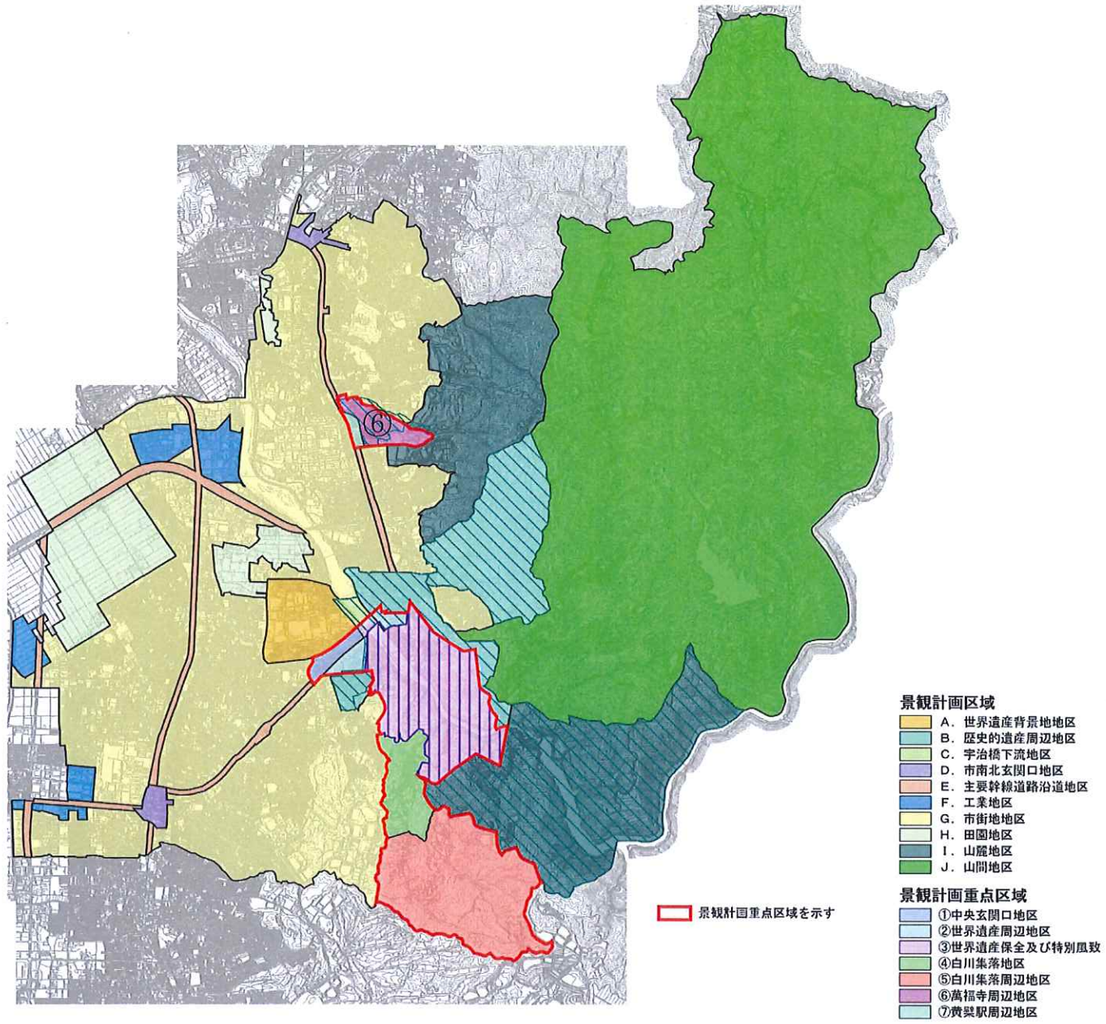

【重点地区６：萬福寺周辺地区】

地区の概要	歴史的遺産であり国の重要文化財である萬福寺を有する地区である。 萬福寺周辺は旧街道沿いの趣ある雰囲気を継承するため、建物外構や敷地内緑化等が積極的に行われ、緑豊かな景観が形成されている。また、地区内に勾配屋根のある民家が多く、道路舗装の高質化も行われており、趣のある旧街道沿いの雰囲気が現在も継承されている。
誘導の視点	歴史的遺産を有する地区であるため、旧街道沿いの趣あるまちなみと風情を感じさせる雰囲気を継承し、豊かな自然景観と調和した景観形成を進める。 萬福寺からの眺望景観の背景となる区域（萬福寺内の指定視点場から東側の高峰山を眺望した場合に視界に入る範囲）については、眺望に配慮した景観を保全する。

景観形成誘導指針

項目			誘導基準
共通	歴史的遺産の背景要素		○宇治市の特徴的景観を代表する歴史的遺産の背景を守るため、萬福寺境内の定められた視点場から東側方向を眺望した場合に、その眺望景観に入らないよう努める。
共通	配置		○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用する等周辺になじむ形状およびデザインとする。 ○道路との境界部分は、まちなみとしての一体感や連続性を確保する。 ○駐車スペース等は道路等から直接見えないように配慮し、まちなみの連続性を確保するため生垣もしくは塀等の設置に努める。
共通	意匠全般		○周辺のまちなみと調和した和風の色彩およびデザインとする。 ○建築物の高さについては近隣の建物と調和させる。
建築物	意匠・形態	屋根	○陸屋根のような単調な形状とせず、勾配屋根や勾配屋根調のデザインとする。
建築物	意匠・形態	壁面設備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。やむを得ず外壁に露出する場合は、壁面の色彩と調和させる。
建築物	意匠・形態	屋上設備	○屋上に設備は設けない。
建築物	意匠・形態	屋外階段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
建築物	意匠・形態	ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
建築物	意匠・形態	建具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
建築物	意匠・形態	付帯施設	○立体駐車場等、倉庫、設備機器等については、道路等から見えない位置に配置する。やむを得ず道路等から見える位置に配置する場合は、生垣もしくは塀等の設置によりできるだけ見えないように工夫する。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。 ○車庫の色彩は外壁の基準を準用する。
建築物	色彩	屋根	○いぶし和瓦のような色彩とする。 ○屋根の色彩は　2.5R～10YR　明度４以下　彩度４以下 1Y～7.5PB　明度４以下　彩度２以下 無彩色　N1.0～N7.5　を基調とする。
建築物	色彩	外壁	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度 10 より高い色彩は禁止とする。 2.5R～10YR　明度５以上　彩度４以下 1Y～7.5Y　明度７以上　彩度６以下 2.5GY～10RP　明度７以上　彩度２以下 無彩色　N3.0～N7.5　を基調とする。 但し、漆喰（白色のものに限る）、焼板これらに類する自然素材のものは明度・彩度の基準は適用しない。
建築物	緑化（植樹・植栽）		○豊かな自然景観を形成するため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。
工作物	意匠全般		○歴史的遺産周辺の景観を守るため、歴史的遺産から見えないように努めるとともに、周辺を緑化するなどの修景を行い目立たないように工夫する。
工作物	色彩		○基調となる色彩は、周辺と調和する低彩度のものとする。 ○豊かな自然景観にとけこむよう工夫する。
工作物	植栽		○豊かな自然景観を形成するため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。
工作物	垣、さく、塀、擁壁		○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材（木・竹・石など）又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難い場合は次のいずれかとする。 １）化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロックを用いる場合は、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 ２）金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 ３）擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。 なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない
土地の区画および形質の変更			○土地の区画および形質の変更を行う際には、既存の地形を活用する等周辺になじむ形状およびデザインとする。周辺景観への影響について配慮する。
木竹の伐採			○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。

重点地区７：黄檗駅周辺地区

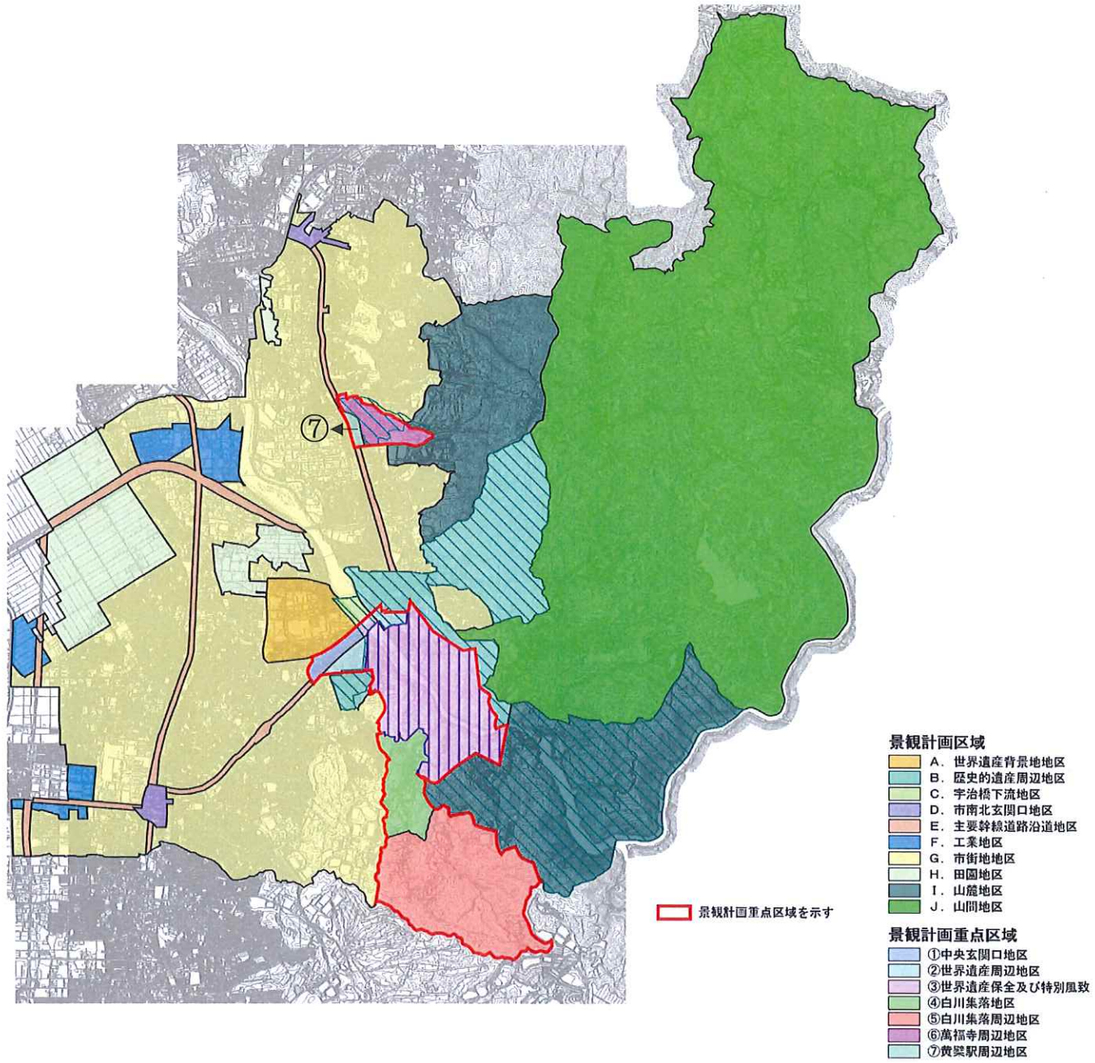

【重点地区７：黄檗駅周辺地区】

地区の概要	歴史的遺産を有する地区に隣接し、ＪＲ黄檗駅前にあたり府道京都宇治線が縦断することから、住宅を中心に沿道サービス型の建築物が混在し、多様な景観が形成されている。
誘導の視点	歴史的遺産である萬福寺への主要な動線にあたる地区として、沿道の建築物が歴史的な雰囲気と調和が感じられるように、落ち着きのあるまちなみ景観を保全する。

景観形成誘導指針

項目			誘導基準
共通	配置		○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用する等周辺になじむ形状およびデザインとする。 ○道路との境界部分は、まちなみとしての一体感や連続性を確保する。 ○駐車スペース等は道路等から直接見えないように配慮し、まちなみの連続性を確保するため、生垣もしくは塀等の設置に努める。
共通	意匠全般		○歴史的遺産を有する地区の隣接地にあるため、当該地区の景観を損なわない形状、色彩およびデザインとする。
建築物	意匠・形態	屋根	○周辺の建築物に合わせた屋根形状とする。
建築物	意匠・形態	壁面設備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。やむを得ず外壁に露出する場合は、壁面の色彩と調和させる。
建築物	意匠・形態	屋上設備	○基本的には建築物内に収容するのが望ましい。やむを得ず屋上に設置する場合は、壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。
建築物	意匠・形態	屋外階段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
建築物	意匠・形態	ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
建築物	意匠・形態	建具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
建築物	意匠・形態	付帯施設	○立体駐車場等、倉庫、設備機器等については、道路等からできるだけ見えない位置に配置するよう工夫するとともに、適切な植栽もしくは塀等の設置に努める。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。 ○車庫の色彩は外壁の基準を準用する。
建築物	色彩	屋根	○光沢のない灰色を基調とするなど低彩度のものとする。 ○屋根の色彩は　2.5R～10YR　明度４以下　彩度６以下 1Y～7.5PB　明度４以下　彩度４以下 無彩色　N1.0～N7.5　を基調とする。
建築物	色彩	外壁	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5R～10YR　明度５以上　彩度６以下 1Y～7.5Y　明度７以上　彩度６以下 2.5GY～10RP　明度７以上　彩度２以下 無彩色　N3.0～N9.0　を基調とする。 但し、焼板これらに類する自然素材のものは明度・彩度の基準は適用しない。
建築物	緑化（植樹・植栽）		○敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。
工作物	意匠全般		○周辺の景観と調和した色彩およびデザインとする。
工作物	色彩		○基調となる色彩は、周辺と調和する低彩度のものとする。
工作物	植栽		○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。
工作物	垣、さく、塀、擁壁		○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材（木・竹・石など）又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難い場合は次のいずれかとする。 １）化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロックを用いる場合は、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 ２）金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 ３）擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。 なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない
土地の区画および形質の変更			○土地の区画および形質の変更を行う際には、既存の地形を活用する等周辺になじむ形状およびデザインとする。周辺景観への影響について配慮する。
木竹の伐採			○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。

イ：平等院表参道地区

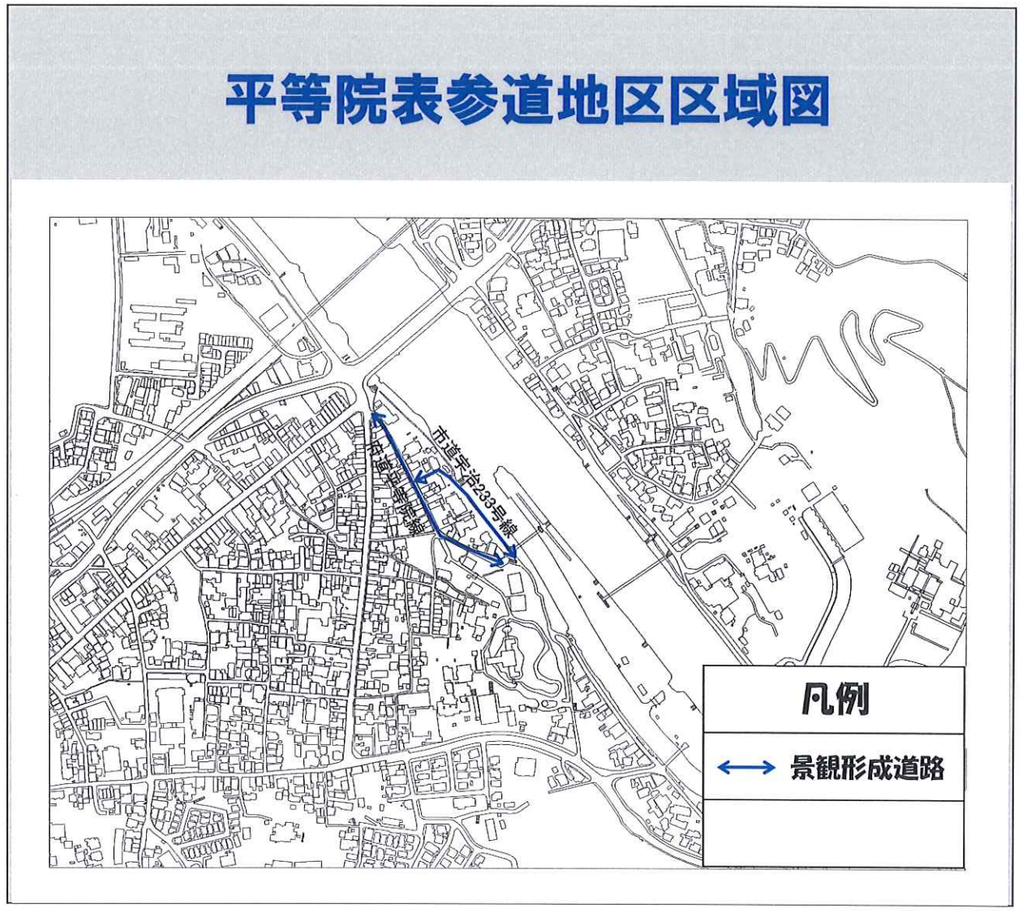

【イ：平等院表参道地区】

地区の概要	主にＪＲ宇治駅から宇治橋通りを通って平等院へ訪れる人の主要な動線であり、特別風致地区及び国定公園に指定され景観が守られている。 本地区の 2 路線は、宇治の文化的景観の景観重要構成要素に指定され、無電柱化や道路舗装の高質化が行われたことから、町家風あるいは蔵造り風の意匠を継承した建築物との一体的な景観が形成されている。
誘導の視点	府道平等院線は、世界遺産平等院への玄関口として、歴史的なまちなみ景観を保全するとともに、連続して軒線が揃った見通し（ビスタ）景観を保全し、歴史的な雰囲気を残す。市道宇治 233 号線は対岸であるあさぎり通りから眺めた際の眺望景観を保全する。
景観形成道路	府道平等院線　市道２３３号線

景観形成誘導指針

項目			誘導基準
共通	配置		○景観形成道路に面する部分については、周辺のまちなみと一体性のある色彩、デザインおよび植栽とする。
共通	意匠全般		○町家風、蔵造り風の色彩およびデザインとする。 ○単純な色彩およびデザインの壁面としない。
建築物	意匠・形態	屋根	○陸屋根のような単調な形状とせず、勾配屋根や勾配屋根調のデザインとする。
建築物	意匠・形態	壁面設備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
建築物	意匠・形態	屋上設備	○屋上に設備は設けない。
建築物	意匠・形態	屋外階段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
建築物	意匠・形態	ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
建築物	意匠・形態	建具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
建築物	意匠・形態	付帯施設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等から見えない位置に配置するか、適切な植栽により見えないように工夫する。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。 ○車庫の色彩は外壁の基準を準用する。
建築物	色彩	屋根	○屋根の色彩は　2.5G～10B　明度５以下　彩度６以下 無彩色　N1.0～N7.0　を基調とする。
建築物	色彩	外壁	○外壁の色彩は、彩度 10 より高い色彩は禁止とする。 2.5YR～10YR　明度３以上　彩度４以下 2.5Y～7.5Y　明度３以上　彩度４以下 （但し、柱、格子等については、これ以外の明度、彩度（特に低い明度、彩度）を可とする） 無彩色　N1.0～N9.5　を基調とする。
建築物	緑化（植樹・植栽）		○世界遺産および歴史的遺産の周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。
建築物	照明		○建築物等のライトアップを行う場合は、周辺の景観に配慮する。
工作物	意匠全般		○周辺の景観と調和した色彩およびデザインとする。
工作物	色彩		○工作物の色彩の制限は、彩度 10 より高い色彩は禁止とする。 7.5YR　明度４　彩度２ 7.5GY　明度５　彩度２ 5.0Y　明度４　彩度２ 7.5Y　明度３　彩度１　を基調とする。 （電柱、街灯については、個別に協議を行う。）
工作物	植栽		○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。
工作物	垣、さく、塀、擁壁		○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材（木・竹・石など）又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難い場合は次のいずれかとする。 1）化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロックを用いる場合は、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 2）金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 3）擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。 なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない
土地の区画および形質の変更			○土地の区画および形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。
木竹の伐採			○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。

ロ：宇治橋東詰地区

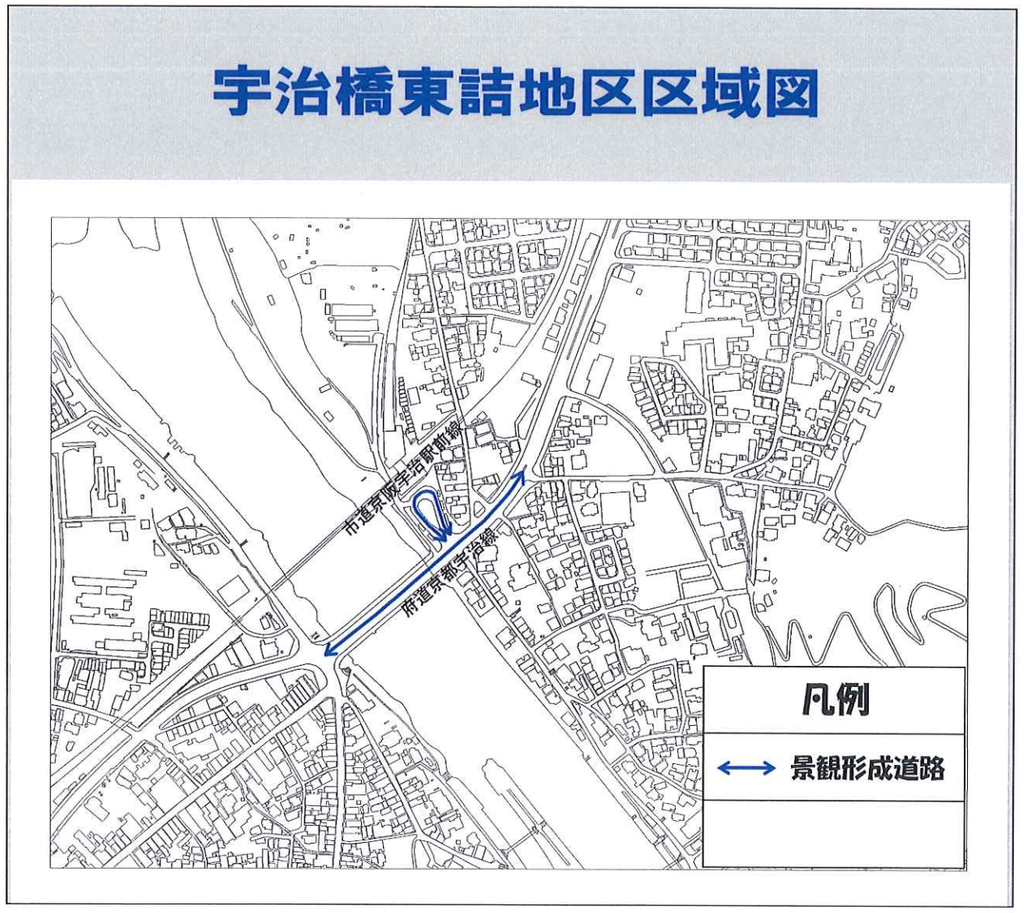

【ロ：宇治橋東詰地区】

地区の概要	宇治橋東詰に位置し、世界遺産への観光動向の起終点となっている近隣商業地域、および風致地区である。京滋バイパス宇治東ＩＣを利用して世界遺産（平等院、宇治上神社）へ訪れる人の主要な動線を有する地区である。また、京阪宇治駅前は、比較的新しい建築物が立地する地区である。
誘導の視点	宇治市を訪れた人が最初に宇治らしさを感じる場所の一つとして、世界遺産（平等院、宇治上神社）へ向かう期待感を高めるため歴史を感じさせる雰囲気の良好な景観を保全・創出する。また、宇治橋は橋自体が景観資源であり、宇治川上流と下流及び橋からの雄大なパノラマ景観を眺望する視点場でもあることから、適切な維持管理による景観の保全を進める。
景観形成道路	府道京都宇治線　市道京阪宇治駅前線

景観形成誘導指針

項目			誘導基準
共通	配置		○景観形成道路に面する部分については、周辺のまちなみと一体性のある色彩、デザインおよび植栽とする。
共通	意匠全般		○周辺のまちなみと調和した“和”をイメージした色彩およびデザインとする。
建築物	意匠・形態	屋根	○陸屋根のような単調な形状とせず、勾配屋根や勾配屋根調のデザインとする。
建築物	意匠・形態	壁面設備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
建築物	意匠・形態	屋上設備	○屋上に設備は設けない。
建築物	意匠・形態	屋外階段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
建築物	意匠・形態	ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
建築物	意匠・形態	建具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
建築物	意匠・形態	付帯施設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等から見えない位置に配置するか、適切な植栽により見えないように工夫する。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。 ○車庫の色彩は外壁の基準を準用する。
建築物	色彩	屋根	○屋根の色彩は　2.5R～10R　明度5以下　彩度6以下 2.5YR～10YR　明度4.5以下　彩度10以下 1Y～10Y　明度4.5以下　彩度6以下 2.5GY～7.5PB　明度4.5以下　彩度6以下 無彩色　N1.0～N7.5　を基調とする。
建築物	色彩	外壁	○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5R～10R　明度5以上　彩度6.5以下 2.5YR～10YR　明度7以上　彩度10以下 1Y～7.5Y　明度7以上　彩度6.5以下 無彩色　N9.0～N10.0　を基調とする。
建築物	緑化（植樹・植栽）		○世界遺産および歴史的遺産の周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。
建築物	照明		○建築物等のライトアップを行う場合は、周辺の景観に配慮する。
工作物	意匠全般		○世界遺産および歴史的遺産の周辺の景観を守るため、周辺の景観と調和した色彩およびデザインとするとともに、周辺を緑化するなどの修景を行い、目立たないよう工夫する。
工作物	色彩		○工作物の色彩の制限は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 7.5YR　明度4　彩度2 7.5GY　明度5　彩度2 5.0Y　明度4　彩度2 7.5Y　明度3　彩度1　を基調とする。 （電柱、街灯については、個別に協議を行う。）
工作物	植栽		○敷地内の植樹、植栽を積極的に行う。
工作物	垣、さく、塀、擁壁		○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材（木・竹・石など）又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難い場合は次のいずれかとする。 1）化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロックを用いる場合は、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 2）金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 3）擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。 なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない
土地の区画および形質の変更			○土地の区画および形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。
木竹の伐採			○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。

ハ：あさぎり通り、さわらびの道周辺地区

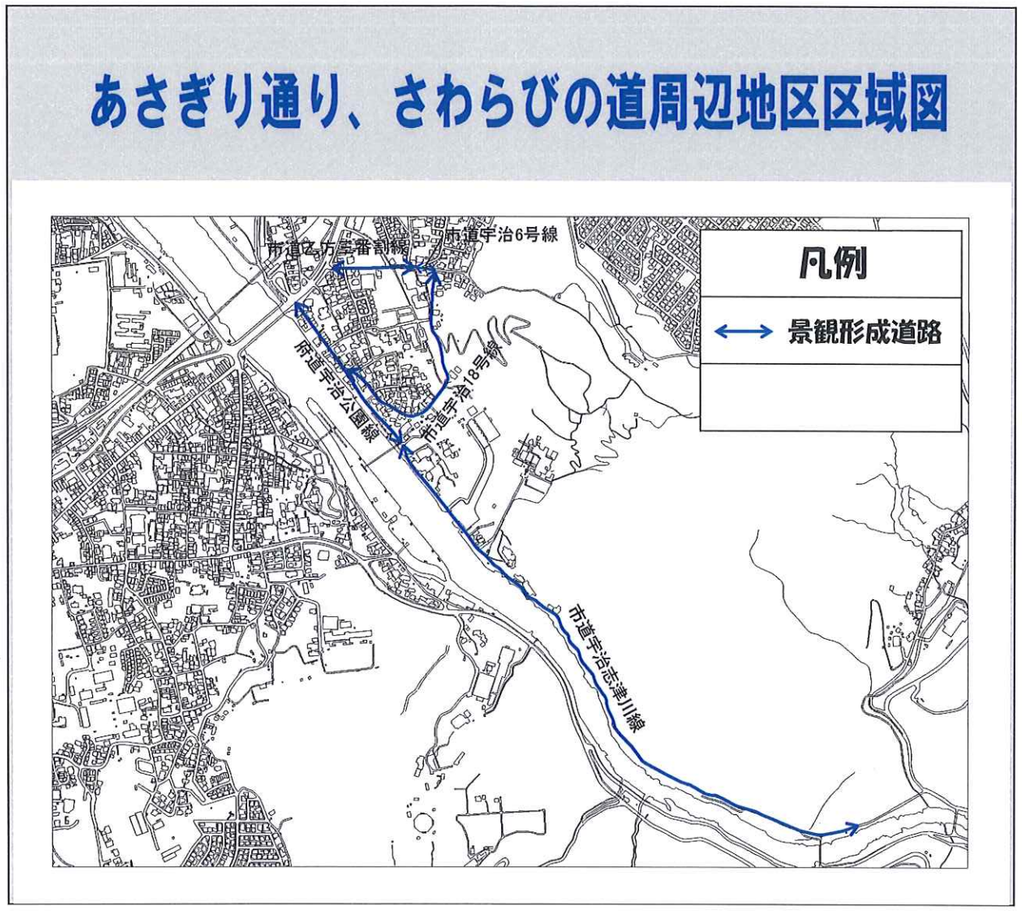

【ハ：あさぎり通り、さわらびの道周辺地区】

地区の概要	宇治川や仏徳山（大吉山）の裾野部分にあたり、自然的な景観要素に囲まれた商業集積地であり、宇治上神社、平等院等の観光動線上に位置している。本地区は国定公園内であり、かつ、特別風致地区（一部風致地区）内であり、眺望景観が守られている。本地区のすべての路線が宇治の文化的景観の景観重要構成要素に特定され、無電柱化や道路舗装の高質化、サクラ等の植樹や敷地内の緑化により、うるおいのある美しい通り景観が形成されている。
誘導の視点	世界遺産である宇治上神社や源氏物語にゆかりのある歴史的景観、宇治川の水辺景観から山麓そして山頂スカイラインへと続く眺望景観を維持・保全を進める。
景観形成道路	府道宇治公園線　市道牛志津川線　市道宇治１８号線　市道宇治６号線 市道乙方三番割線

景観形成誘導指針

項目			誘導基準
共通	配置		○景観形成道路に面する部分については、周辺のまちなみと一体性のある色彩、デザインおよび植栽とする。 ○宇治川と道路の両方に面する場合は、両方ともに正面性を確保する。 ○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用する等周辺になじむ形状およびデザインとする。 ○駐車場等は道路から直接見えないように配慮し、まちなみの連続性を確保するため、築地塀等の設置に努める。
共通	意匠全般		○周辺のまちなみと調和した和風の色彩およびデザインとする。
建築物	意匠・形態	屋根	○陸屋根のような単調な形状とせず、勾配屋根や勾配屋根調のデザインとする。
建築物	意匠・形態	壁面設備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
建築物	意匠・形態	屋上設備	○屋上に設備は設けない。
建築物	意匠・形態	屋外階段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
建築物	意匠・形態	ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
建築物	意匠・形態	建具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
建築物	意匠・形態	付帯施設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等から見えない位置に配置するか、適切な植栽により見えないように工夫する。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。 ○車庫の色彩は外壁の基準を準用する。
建築物	色彩	屋根	○屋根の色彩は　無彩色　N1.0～N7.0（いぶし和瓦色）　を基調とする。
建築物	色彩	外壁	○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5YR～10YR　明度2.3以上　彩度4以下 （但し、柱、格子等については、これ以外の明度、彩度（特に低い明度、彩度）を可とする） 無彩色　N8.0～N9.5　を基調とする。
建築物	緑化（植樹・植栽）		○世界遺産および歴史的遺産の周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。
建築物	照明		○建築物等のライトアップを行う場合は、周辺の景観に配慮する。
工作物	意匠全般		○世界遺産および歴史的遺産の周辺の景観を守るため、周辺の景観と調和した色彩およびデザインとするとともに、周辺を緑化するなどの修景を行い、目立たないよう工夫する。
工作物	色彩		○工作物の色彩の制限は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 7.5YR　明度4　彩度2 7.5GY　明度5　彩度2 5.0Y　明度4　彩度2 7.5Y　明度3　彩度1　を基調とする。 （電柱、街灯については、個別に協議を行う。）
工作物	植栽		○敷地内の植樹、植栽を積極的に行う。
工作物	垣、さく、塀、擁壁		○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材（木・竹・石など）又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難い場合は次のいずれかとする。 1）化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロックを用いる場合は、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 2）金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 3）擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。 なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない
土地の区画および形質の変更			○土地の区画および形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。
木竹の伐採			○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。

二：大津南郷宇治線地区

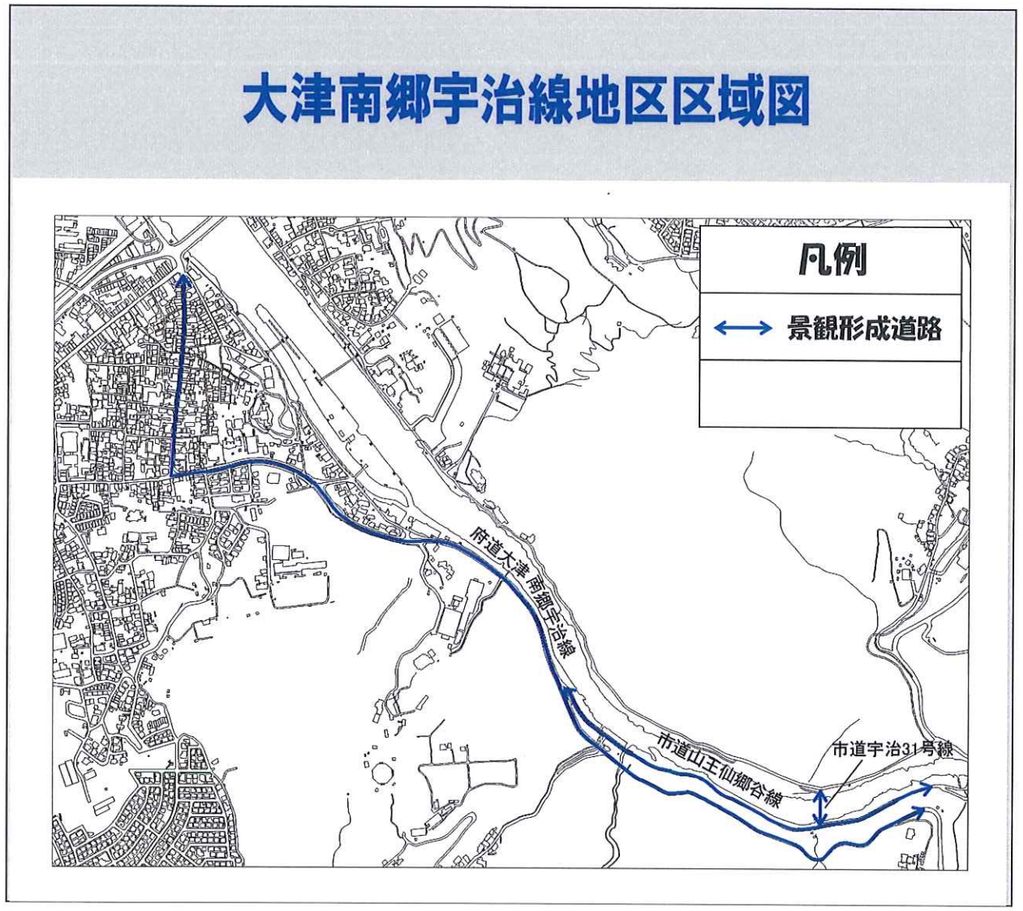

【二：大津南郷宇治線地区】

地区の概要	世界遺産平等院を中心として、縣神社や橘姫神社等の歴史的遺産と伝統的町家が残る府道大津南郷宇治線（一部は縣通り）沿いなど、宇治の文化的景観の景観重要構成要素を形成するエリアと、宇治川左岸から上流に向かっていくエリアに大きく分けられ、特別風致地区及び風致地区に指定されている。また、本地区のすべての路線が宇治の文化的景観の景観重要構成要素に指定され、特に平等院周辺においては道路舗装の高質化により、平等院周辺のまちなみの連続性が確保された。
誘導の視点	平等院に至る縣通りは平安時代には大和大路として存在しており、現在は景観を形成する重要な通りであることから、沿道の建築物と調和する景観の維持・保全を進める。宇治川の上流域では急峻な山麓丘陵地が迫る地形的条件を勘案し、道路としての安全性を確保しつつ、広域的な観光動線にふさわしい景観を形成する。
景観形成道路	府道大津南郷宇治線　市道山王仙郷谷線　市道宇治３１号線

景観形成誘導指針

項目			誘導基準
共通	世界遺産の背景要素		○宇治市のシンボル景観を代表する世界遺産を背景も含めて守るため、定められた視点から平等院鳳凰堂を眺望した場合に、その眺望景観に入らないこと。
共通	配置		○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用するなど周辺になじむ形状およびデザインとする。 ○駐車場等は道路から直接見えないように配慮し、まちなみの連続性を確保するため、築地塀等の設置に努める。
共通	意匠全般		○周辺のまちなみと調和した和風の色彩およびデザインとする。 ○地階を除く階数が３以上ある建築物にあっては、道路に面する壁面において３階以上は２階壁面より３ｍ後退させる。 ○単純な色彩およびデザインの壁面としない。
建築物	意匠・形態	屋根	○陸屋根のような単調な形状とせず、勾配屋根や勾配屋根調のデザインとする。
建築物	意匠・形態	壁面設備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
建築物	意匠・形態	屋上設備	○屋上に設備は設けない。
建築物	意匠・形態	屋外階段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
建築物	意匠・形態	ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
建築物	意匠・形態	建具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
建築物	意匠・形態	付帯施設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等から見えない位置に配置するか、適切な植栽により見えないように工夫する。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。 ○車庫の色彩は外壁の基準を準用する。
建築物	色彩	屋根	○屋根の色彩は　無彩色　N1.0～N7.0（いぶし和瓦色）　を基調とする。
建築物	色彩	外壁	○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5YR～10YR　明度2.3以上　彩度4以下 （但し、柱、格子等については、これ以外の明度、彩度（特に低い明度、彩度）を可とする） 無彩色　N8.0～N9.5　を基調とする。
建築物	緑化（植樹・植栽）		○世界遺産および歴史的遺産の周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。
建築物	照明		○建築物等のライトアップを行う場合は、周辺の景観に配慮する。
工作物	意匠全般		○世界遺産の背景地にあるため、世界遺産の景観を損なわないようにする。
工作物	色彩		○工作物の色彩の制限は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 7.5YR　明度4　彩度2 7.5GY　明度5　彩度2 5.0Y　明度4　彩度2 7.5Y　明度3　彩度1　を基調とする。 （電柱、街灯については、個別に協議を行う。）
工作物	植栽		○敷地内の植樹、植栽を積極的に行う。
工作物	垣、さく、塀、擁壁		○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材（木・竹・石など）又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難い場合は次のいずれかとする。 1）化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロックを用いる場合は、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 2）金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 3）擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。 なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない
土地の区画および形質の変更			○土地の区画および形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。
木竹の伐採			○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。

ホ：平等院周辺地区

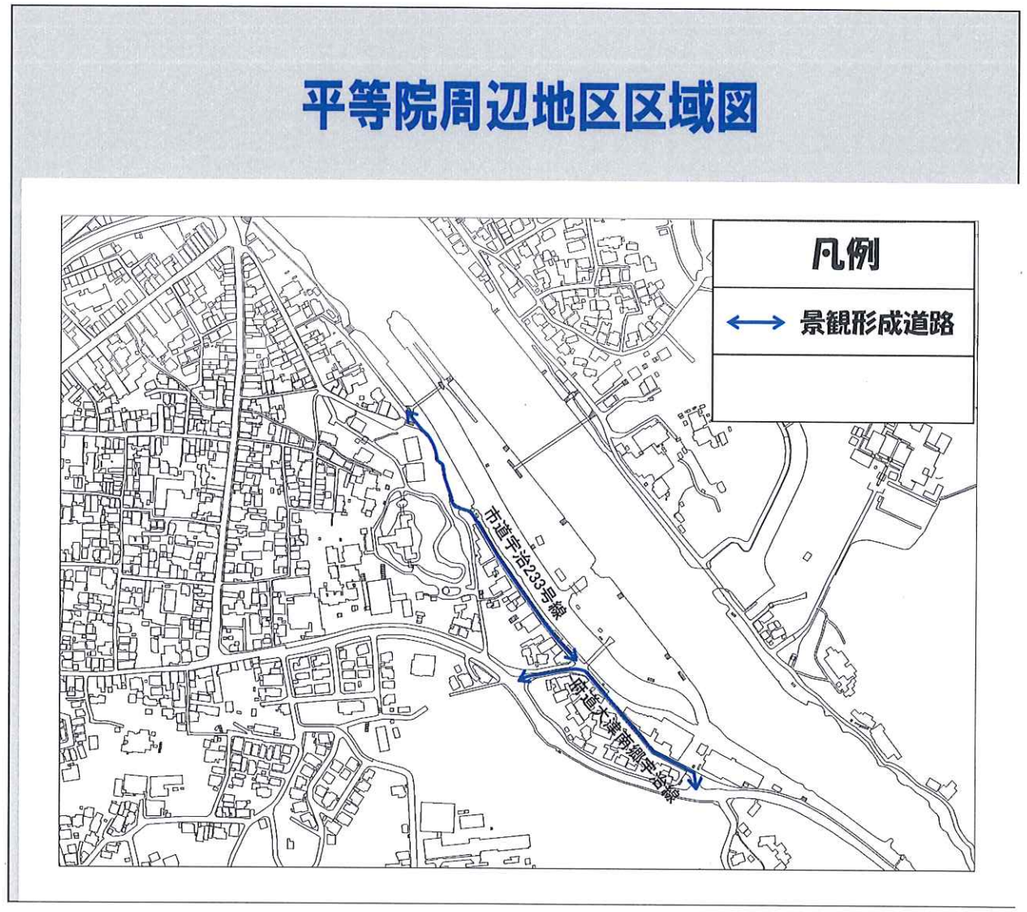

【ホ：平等院周辺地区】

地区の概要	宇治川左岸に位置し、特別風致地区および国定公園に指定されている。来訪者が世界遺産平等院へアクセスする主要な観光動線として、また、塔の島および朝霧橋を介して宇治上神社へ至る回遊路となっている。 土産物屋や飲食店が立ち並び、明治から昭和初期にかけての旅館群も見られるほか、平等院付近ではサクラ、マツ、モミジ等が植栽され、水と緑と歴史が融和した情緒ある景観が形成されている。また、市道宇治 233 号線（あじろぎの道）は宇治の文化的景観の景観重要構成要素に指定されており、無電柱化や道路舗装の高質化等が行われ、明治から昭和初期にかけての旅館群等との一体的な通り景観が形成され、周辺一帯の回遊する観光動線上に位置する。
誘導の視点	宇治川左岸から大吉山・明星山・五雲峰へと続くパノラマ景観の眺望と平等院への主要観光動線としての通り景観、サクラ、マツ、モミジ等の植栽が融和した景観の維持・保全を進める。
景観形成道路	市道宇治２３３号線　府道大津南郷宇治線

景観形成誘導指針

項目			誘導基準
共通	配置		○宇治川と道路の両方に面する場合は、両方ともに正面性を確保する。 ○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用する等、周辺になじむ形状およびデザインとする。 ○駐車場等は道路から直接見えないように配慮し、まちなみの連続性を確保するため、築地塀等の設置に努める。
共通	意匠全般		○周辺のまちなみと調和した和風の色彩およびデザインとする。 ○単純な色彩およびデザインの壁面としない。
建築物	意匠・形態	屋根	○陸屋根のような単調な形状とせず、勾配屋根や勾配屋根調のデザインとする。
建築物	意匠・形態	壁面設備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
建築物	意匠・形態	屋上設備	○屋上に設備は設けない。
建築物	意匠・形態	屋外階段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
建築物	意匠・形態	ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
建築物	意匠・形態	建具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
建築物	意匠・形態	付帯施設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等から見えない位置に配置するか、適切な植栽により見えないように工夫する。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。 ○車庫の色彩は外壁の基準を準用する。
建築物	色彩	屋根	○屋根の色彩は　無彩色　N1.0～N7.0（いぶし和瓦色）　を基調とする。
建築物	色彩	外壁	○外壁の色彩は、彩度 10 より高い色彩は禁止とする。 2.5YR～10YR　明度 2.3 以上　彩度 4 以下 （但し、柱、格子等については、これ以外の明度、彩度（特に低い明度、彩度）を可とする） 無彩色　N8.0～N9.5　を基調とする。
建築物	緑化（植樹・植栽）		○世界遺産および歴史的遺産の周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。
建築物	照明		○建築物等のライトアップを行う場合は、周辺の景観に配慮する。
工作物	意匠全般		○世界遺産および歴史的遺産の周辺の景観を守るため、周辺の景観と調和した色彩およびデザインとするとともに、周辺を緑化するなどの修景を行い、目立たないよう工夫する。
工作物	色彩		○工作物の色彩の制限は、彩度 10 より高い色彩は禁止とする。 7.5YR　明度 4　彩度 2 7.5GY　明度 5　彩度 2 5.0Y　明度 4　彩度 2 7.5Y　明度 3　彩度 1　を基調とする。 （電柱、街灯については、個別に協議を行う。）
工作物	植栽		○敷地内の植樹、植栽を積極的に行う。
工作物	垣、さく、塀、擁壁		○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材（木・竹・石など）又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難い場合は次のいずれかとする。 1）化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロックを用いる場合は、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 2）金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 3）擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。 なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない
土地の区画および形質の変更			○土地の区画および形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。
木竹の伐採			○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。

へ：宇治橋若森線地区

宇治橋若森線地区区域図

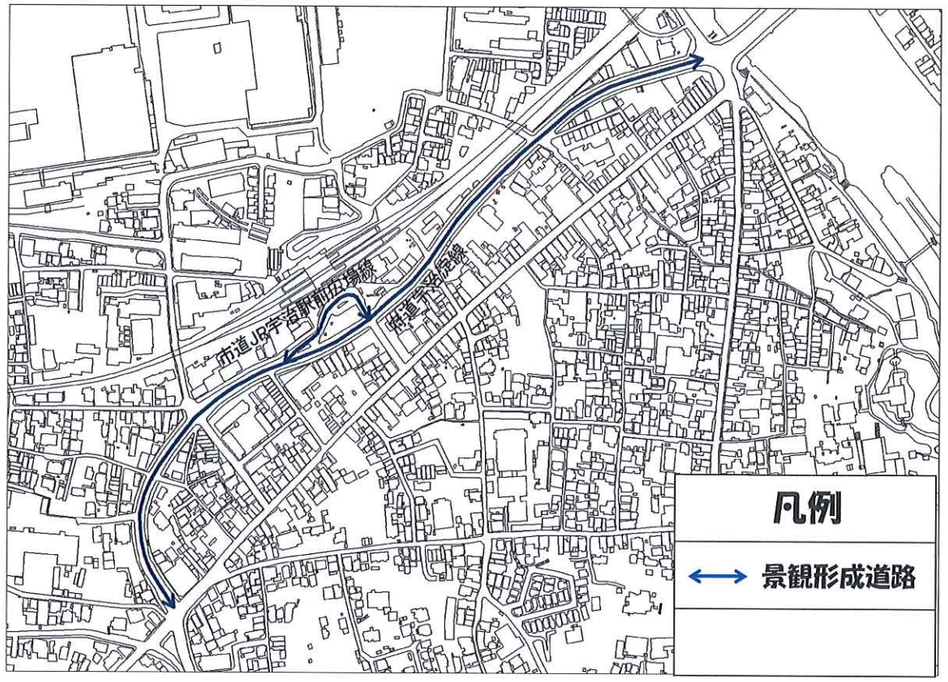

へ：宇治橋若森線地区

地区の概要	宇治市の中核拠点として、沿道は商業地域・近隣商業地域に指定されており、高層住宅やホテル、業務ビル等が立地している。ＪＲ宇治駅南口広場を中心に東西に延びる通りであり、東方は名神高速道路宇治東ＩＣに至り、西方は宇治市役所に至るなど、広域的な交通動線の要衝に位置し、ＪＲ宇治駅前周辺は宇治市の中央玄関口として一部区間で無電柱化や歩道舗装の高質化が行われ、宇治橋通りへと続く景観の連続性が確保されている。
誘導の視点	府道宇治淀線は未整備区間の無電柱化促進により、宇治市の第一印象が高まる景観を形成しており、世界遺産（平等院、宇治上神社）への主な動線として、歴史性・文化性に配慮した宇治の顔づくりを進める。
景観形成道路	府道宇治淀線

景観形成誘導指針

項目			誘導基準
共通	世界遺産の背景要素		○宇治市のシンボル景観を代表する世界遺産を背景も含めて守るため、定められた視点から平等院鳳凰堂を眺望した場合に、その眺望景観に入らないこと。
共通	意匠全般		○単純な色彩およびデザインの壁面としない。
建築物	意匠・形態	屋根	○陸屋根のような単調な形状とせず、勾配屋根や勾配屋根調のデザインとする。
建築物	意匠・形態	壁面設備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
建築物	意匠・形態	屋上設備	○基本的には建築物内に収容するのが望ましい。やむを得ず屋上に設置する場合は壁面を立ち上げるか、又は建築物と同色のルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。
建築物	意匠・形態	屋外階段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
建築物	意匠・形態	ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
建築物	意匠・形態	建具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色と調和させる。
建築物	意匠・形態	付帯施設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等から見えない位置に配置するか、適切な植栽により見えないように工夫する。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。 ○車庫の色彩は外壁の基準を準用する。
建築物	色彩	屋根	○屋根の色彩は 2.5R～10R 明度5以下 彩度6以下 2.5YR～10YR 明度4.5以下 彩度10以下 1Y～10Y 明度4.5以下 彩度6以下 2.5GY～7.5PB 明度4.5以下 彩度6以下 無彩色 N1.0～N7.5 を基調とする。
建築物	色彩	外壁	○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5R～10R 明度5以上 彩度6.5以下 2.5YR～10YR 明度7以上 彩度10以下 1Y～7.5Y 明度7以上 彩度6.5以下 2.5G～2.5BG 明度3.5～7.0 彩度2～10 5B～7.5PB 明度 6.5 彩度6 無彩色 N5.0～N9.0 を基調とする。
建築物	緑化（植樹・植栽）		○世界遺産および歴史的遺産の周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。
建築物	照明		○建築物等のライトアップを行う場合は、周辺の景観に配慮する。
工作物	意匠全般		○周辺の景観と調和した色彩およびデザインとする。
工作物	色彩		○工作物の色彩の制限は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 7.5YR 明度4 彩度2 7.5GY 明度5 彩度2 5.0Y 明度4 彩度2 7.5Y 明度3 彩度1 を基調とする。 （電柱、街灯については、個別に協議を行う。）
工作物	植栽		○敷地内の植樹、植栽を積極的に行う。
工作物	垣、さく、塀、擁壁		○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材（木・竹・石など）又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難い場合は次のいずれかとする。 1）化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロックを用いる場合は、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 2）金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 3）擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。 なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない
土地の区画および形質の変更			○土地の区画および形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。
木竹の伐採			○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。

ト：宇治橋通り地区

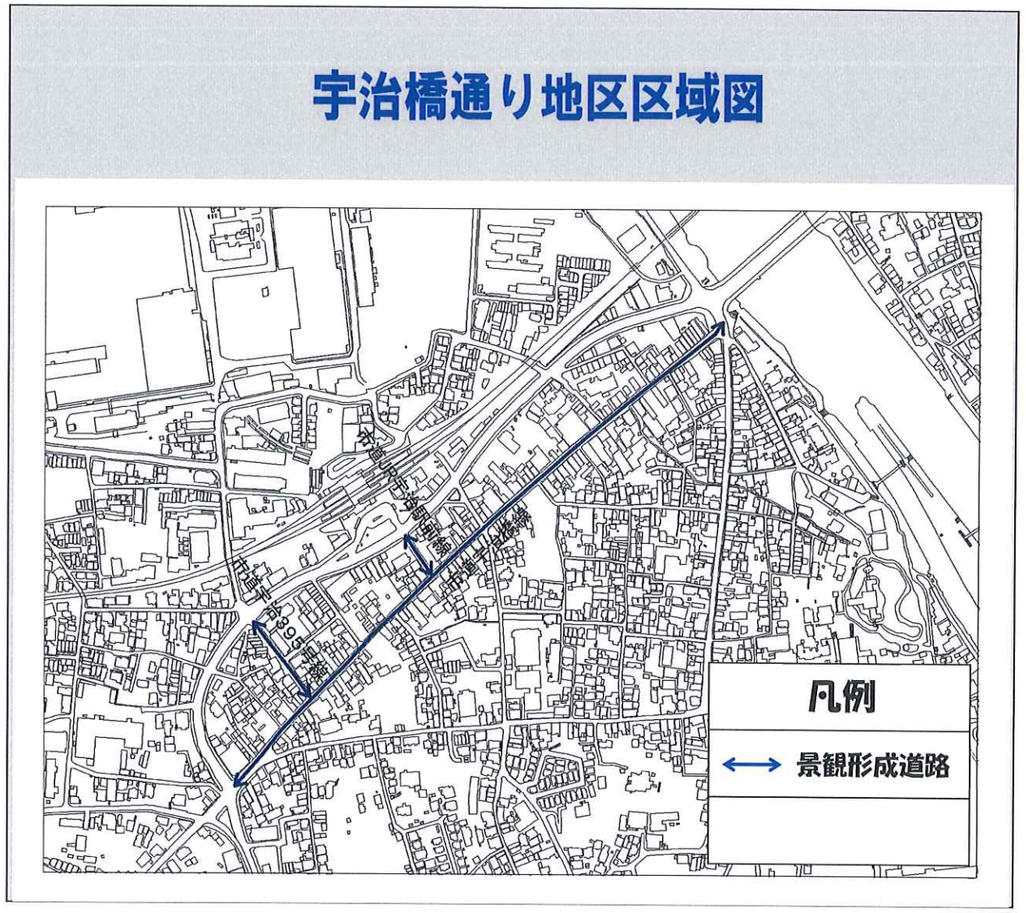

ト：宇治橋通り地区

地区の概要	ＪＲ宇治駅から世界遺産（平等院、宇治上神社）へ向かう観光客の主要な動線上に位置し、露商店が立ち並び歴史的な建築物が混在している。また、中近世の道を継承する市道宇治橋線（宇治橋通り）は、沿道に茶師屋敷や茶商建物といった伝統的町家等の歴史的意匠を有する建築物が多く立ち並ぶことから、無電柱化や道路舗装の高質化が行われ、軒線が揃った風格のある見通し（ビスタ）景観が形成されている。
誘導の視点	世界遺産（平等院、宇治上神社）へ通じる歴史のある地区として、宇治の文化的景観の景観重要構成要素に特定され、茶商等の生業景観、地域発展に資するにぎわい景観、住民の身近な買い物等の生活景観など、歴史や観光と生活のバランスの取れた景観の保全を進める。
景観形成道路	府道宇治淀線　府道宇治小倉停車場線　府道宇治停車場線

景観形成誘導指針

項目			誘導基準
共通	世界遺産の背景要素		○宇治市のシンボル景観を代表する世界遺産を背景も含めて守るため、定められた視点から平等院鳳凰堂を眺望した場合に、その眺望景観に入らないこと。
共通	意匠全般		○単純な色彩およびデザインの壁面としない。 ○１、２階を意匠的（軒や色彩）に区分するデザインとする。
建築物	意匠・形態	屋根	○陸屋根のような単調な形状とせず、勾配屋根や勾配屋根調のデザインとする。
建築物	意匠・形態	壁面設備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
建築物	意匠・形態	屋上設備	○基本的には建築物内に収容するのが望ましい。やむを得ず屋上に設置する場合は壁面を立ち上げるか、又は建築物と同色のルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。
建築物	意匠・形態	屋外階段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
建築物	意匠・形態	ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
建築物	意匠・形態	建具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
建築物	意匠・形態	付帯施設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等から見えない位置に配置するか、適切な植栽により見えないように工夫する。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。 ○車庫の色彩は外壁の基準を準用する。
建築物	色彩	屋根	○屋根の色彩は　2.5R～10R　明度５以下　彩度６以下 2.5YR～10YR　明度 4.5 以下　彩度 10 以下 1Y～10Y　明度 4.5 以下　彩度６以下 2.5GY～7.5PB　明度 4.5 以下　彩度６以下 無彩色　N1.0～N7.5　を基調とする。
建築物	色彩	外壁	○外壁の色彩は、彩度 10 より高い色彩は禁止とする。 2.5R～10R　明度５以上　彩度 6.5 以下 2.5YR～10YR　明度７以上　彩度 10 以下 1Y～7.5Y　明度７以上　彩度 6.5 以下 無彩色　N9.0～N10.0　を基調とする。
建築物	緑化（植樹・植栽）		○世界遺産および歴史的遺産の周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。
建築物	照明		○建築物等のライトアップを行う場合は、周辺の景観に配慮する。
工作物	意匠全般		○周辺の景観と調和した色彩およびデザインとする。
工作物	色彩		○工作物の色彩の制限は、彩度 10 より高い色彩は禁止とする。 7.5YR　明度４　彩度２ 7.5GY　明度５　彩度２ 5.0Y　明度４　彩度２ 7.5Y　明度３　彩度１　を基調とする。 （電柱、街灯については、個別に協議を行う。）
工作物	植栽		○敷地内の植樹、植栽を積極的に行う。
工作物	垣、さく、塀、擁壁		○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材（木・竹・石など）又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難い場合は次のいずれかとする。 １）化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロックを用いる場合は、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 ２）金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 ３）擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。 なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない
土地の区画および形質の変更			○土地の区画および形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。
木竹の伐採			○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。

チ：本町通り地区

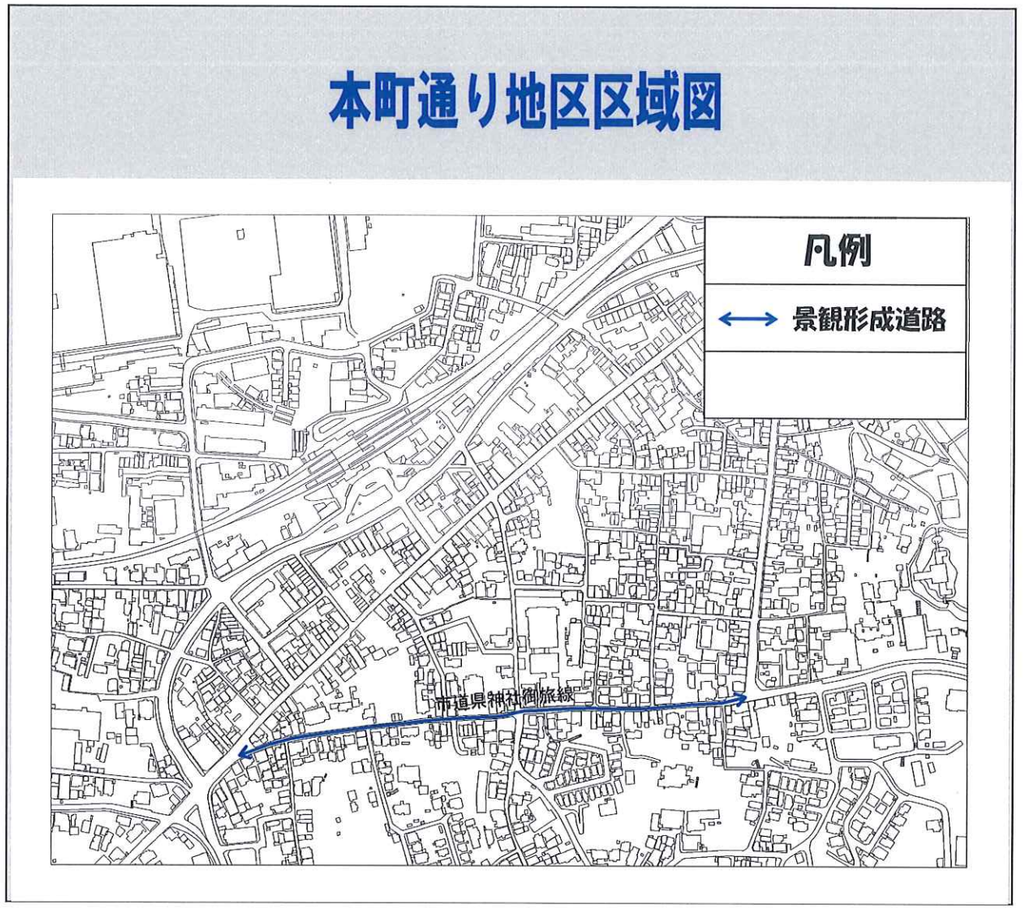

チ：本町通り地区

地区の概要	縣神社と宇治神社御旅所を結ぶ世界遺産平等院の背後地にあたり、第一種住居地域かつ一部風致地区内に指定されており、良好な住宅地が広がっている。
誘導の視点	比較的よく伝統的木造建築の町家が残されていることや、宇治の文化的景観の景観重要構成要素に指定されていることから、歴史的なまちなみの維持を図り、歴史的な建築物等の維持・保全を進める。
景観形成道路	市道縣神社御旅線

景観形成誘導指針

項目			誘導基準
共通	世界遺産の背景要素		○宇治市のシンボル景観を代表する世界遺産を背景も含めて守るため、定められた視点から平等院鳳凰堂を眺望した場合に、その眺望景観に入らないこと。
共通	意匠全般		○周辺のまちなみと調和した和風の色彩およびデザインとする。 ○単純な色彩およびデザインの壁面としない。
建築物	意匠・形態	屋根	○陸屋根のような単調な形状とせず、勾配屋根や勾配屋根調のデザインとする。
建築物	意匠・形態	壁面設備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
建築物	意匠・形態	屋上設備	○屋上に設備は設けない。
建築物	意匠・形態	屋外階段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
建築物	意匠・形態	ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
建築物	意匠・形態	建具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
建築物	意匠・形態	付帯施設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等から見えない位置に配置するか、適切な植栽により見えないように工夫する。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。 ○車庫の色彩は外壁の基準を準用する。
建築物	色彩	屋根	○屋根の色彩は 2.5R～10R 明度5以下 彩度6以下 2.5YR～10YR 明度4.5以下 彩度10以下 1Y～10Y 明度4.5以下 彩度6以下 2.5GY～7.5PB 明度4.5以下 彩度6以下 無彩色 N1.0～N7.5 を基調とする。
建築物	色彩	外壁	○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5R～10R 明度5以上 彩度6.5以下 2.5YR～10YR 明度7以上 彩度10以下 1Y～7.5Y 明度7以上 彩度6.5以下 無彩色 N9.0～N10.0 を基調とする。
建築物	緑化（植樹・植栽）		○世界遺産および歴史的遺産の周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。
建築物	照明		○建築物等のライトアップを行う場合は、周辺の景観に配慮する。
工作物	意匠全般		○周辺の景観と調和した色彩およびデザインとする。
工作物	色彩		○工作物の色彩の制限は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 7.5YR 明度4 彩度2 7.5GY 明度5 彩度2 5.0Y 明度4 彩度2 7.5Y 明度3 彩度1 を基調とする。 （電柱、街灯については、個別に協議を行う。）
工作物	植栽		○敷地内の植樹、植栽を積極的に行う。
工作物	垣、さく、塀、擁壁		○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材（木・竹・石など）又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難い場合は次のいずれかとする。 1）化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロックを用いる場合は、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 2）金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 3）擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。 なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない
土地の区画および形質の変更			○土地の区画および形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。
木竹の伐採			○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。

６－２　その他の法令・条例に基づく行為の制限

6-2-1　風致地区・特別風致地区における行為の制限

都市計画法および宇治市風致地区条例に基づき、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為の制限があります。

6-2-2　近郊緑地保全区域における行為の制限

近畿圏の保全区域の整備に関する法律に基づき、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為の制限があります。

6-2-3　琵琶湖国定公園における行為の制限

自然公園法に基づき、工作物の新築・増築・改築、木竹の伐採、その他の行為の制限があります。

第７章
景観重要建造物・景観重要樹木の指定

第７章　　景観重要建造物・景観重要樹木の指定

７－１　景観重要建造物の指定の基本的な考え方

文化財保護法に基づく登録有形文化財、京都府指定文化財、宇治市指定文化財である建造物については、文化財としての価値のみならず、その外観は良好な景観の形成にも重要なものです。また、これらの文化財に指定又は登録された建造物以外についても、積極的に景観重要建造物への指定を行います。

景観重要建造物の指定は、良好な景観の形成に重要と認められる形態意匠の有無及びその改造度合並びに建造物の維持保全の状態を確認し、建造物の所有者の意見を聴くほか、意匠、建築史その他景観又は建造物に関連する分野の専門家及び宇治市まちづくり審議会の意見を聴いて行います。

□　景観重要建造物の指定の方針

道路その他の公共の場所から誰もが容易に望見することができ、次に示す項目に該当する建造物を景観上重要な建造物として指定します。

○優れたデザインを有し、地域のシンボル的な存在であり、良好な景観の形成に寄与するもの
○地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの
○地域の自然、歴史、文化、生活などから見て、これらの特性が形として現れたものであり、地域を象徴する建造物であるもの

７－２　景観重要樹木の指定の基本的な考え方

宇治市名木百選に選定されている木々については、積極的に景観重要樹木への指定を行います。

景観重要樹木の指定は、樹木の所有者の意見を聴くほか、景観又は樹木に関連する分野の専門家及び宇治市まちづくり審議会の意見を聴いて行います。

□　景観重要樹木の指定の方針

道路その他の公共の場所から誰もが容易に望見することができ、次に示す項目に該当する樹木を景観上重要な樹木として指定します。

○樹姿（樹高や樹形）が、地域のシンボル的な存在であり、良好な景観の形成に寄与するもの ○地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの

第８章
屋外広告物に関する行為の制限

第８章　　屋外広告物に関する行為の制限

８－１　表示・掲出に関する基本的な事項

良好な景観の形成を図るため、建築物等の意匠・形態に関する行為の制限に併せて、景観の重要な要素である屋外広告物についても、その表示及び掲出物件の設置に関し、景観計画区域のそれぞれの地区の特色に合わせた意匠・形態、規模、色彩、照明などに係る行為の制限を以下に定めます。

また必要に応じて景観アドバイザーの意見を聞き、助言・指導を行います。

８－２　景観計画による行為の制限

景観計画区域内の地区ごとに、屋外広告物等の意匠、形態、規模、色彩、照明に係る行為の制限について定めます。

■市域全体に共通する許可の基準

広告物等の種類		許可の基準
全ての広告物等		(1)　建築物を利用する広告物等にあつては、当該建築物と一体的な意匠及び形態とすること。 (2)　色彩は、次のとおりとすること。 ア　彩度が10より高い色彩としないこと（軽微なものを除く。）。 イ　彩度が6.5以下を基調とすること。
広告塔	屋上広告塔	(1)　高さは、設置建築物等の高さの3分の1以下で、かつ、5メートル以下とすること。 (2)　幅は、広告塔の高さの3分の1以下とすること。 (3)　鉄骨造、鉄筋コンクリート造その他これらに類する構造であること。
	一般広告塔	(1)　幅は、広告塔の高さの3分の1以下とすること。 (2)　道路上に突き出さないものであること。 (3)　道路の交差点から20メートル以上離れた場所に設置すること。
軒下広告物	壁面に直接設置するもの(直描を含む。)	(1)　長さは、設置壁面の同一方向の長さを超えないこと。 (2)　道路上に突き出さないものであること。 (3)　同一壁面に同一内容は1個とすること。
	壁面から広告面が突き出しで平行なもの	(1)　面積は、設置壁面の面積の4分の1以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。 (2)　長さは、設置壁面の同一方向の長さを超えないこと。 (3)　道路上に突き出さないものであること。 (4)　同一壁面に同一内容は1個とすること。
	壁面から広告面が突き出しで直角なもの	(1)　設置壁面から垂直方向に1メートル以上突き出していないこと。 (2)　道路上に突き出さないものであること。 (3)　同一壁面に同一内容は1個とすること。
屋上広告物	洋風屋根に設置するもの	(1)　縦は、3メートル以下とすること。 (2)　横は、屋根幅の3分の2以下で、かつ、10メートル以下とすること。 (3)　鉄骨造、鉄筋コンクリート造その他これらに類する構造であること。 (4)　屋根面に直描しないこと。
	和風屋根に設置するもの	(1)　縦は、2メートル以下とすること。 (2)　横は、屋根幅の3分の2以下で、かつ、10メートル以下とすること。 (3)　鉄骨造、鉄筋コンクリート造その他これらに類する構造であること。

		(4)　屋根面に直描しないこと。
立看板		(1)　縦は、2メートル以下とすること。 (2)　横は、1メートル以下とすること。 (3)　高さが30センチの脚を有すること。 (4)　設置の期間は、30日以内とすること。 (5)　道路上に設置しないこと。
建植広告物		(1)　著しい変形でないこと。 (2)　上下2段以上でないこと。
へい垣広告物		上端は、へい垣を超えないこと。
アーチ広告物		(1)　縦は、2メートル以下とすること。 (2)　設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域とすること。
気球広告物		(1)　気球は、球型で、直径3メートル以下とすること。 (2)　綱の長さは、45メートル以下とすること。 (3)　ネット面に広告物を設置すること。 (4)　補助綱を用いること。
横断幕		(1)　縦は、1メートル以下とすること。 (2)　設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域とすること。
幕広告		(1)　幅は、1.5メートル以下とすること。 (2)　長さは、11メートル以下とすること。 (3)　幕は、布地を用いること。
はり紙		(1)　面積は、1平方メートル以下とすること。 (2)　1辺が1メートル以下とすること。 (3)　表示の期間は、30日以内とすること。 (4)　著しい変形でないこと。

■景観計画区域(景観計画重点区域を除く。)における許可の基準

広告物等の種類	許可の基準
全ての広告物等	(1)　意匠及び形態は、次のとおりとすること。 ア　世界遺産背景地地区、歴史的遺産周辺地区、宇治橋下流地区、市南北玄関口地区及び市街地・田園・山麓・山間地区に表示し、又は設置する広告物等にあつては、周辺の景観と調和した意匠とすること。 イ　主要幹線道路沿道地区及び工業地区に表示し、又は設置する広告物等にあつては、過度に目立たない意匠及び形態とすること。 ウ　建築物等の屋上に設置する広告物等にあつては、その支柱が見えないようにすること。 (2)　色彩は、次のとおりとすること。 ア　世界遺産背景地地区及び市街地・田園・山麓・山間地区に表示し、又は

		設置する広告物等にあつては、背後の自然景観及び周辺の景観と調和した色彩とし、派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。 イ　歴史的遺産周辺地区に表示し、又は設置する広告物等にあつては、世界遺産、歴史的遺産、周辺の自然景観及びそれらの周辺と調和した色彩とし、派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。 ウ　宇治橋下流地区に表示し、又は設置する広告物等にあつては、世界遺産、周辺の自然景観及びそれらの周辺と調和した色彩とし、派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。 エ　市南北玄関口地区に表示し、又は設置する広告物等にあつては、周辺と調和した色彩とし、派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。 オ　主要幹線道路沿道地区及び工業地区に表示し、又は設置する広告物等にあつては、沿道景観と調和した色彩とし、派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。
広告塔	屋上広告塔	面積は、1面当たり15平方メートル以下で、かつ、合計30平方メートル以下とすること。
	一般広告塔	高さは、地上から15メートル(木造の広告塔は、地上から10メートル)以下とすること。
軒下広告物	壁面に直接設置するもの(直描を含む。)	面積は、設置壁面の面積の4分の1以下とすること。
	壁面から広告面が突き出しで直角なもの	面積は、1面当たり5平方メートル以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。
屋上広告物	洋風屋根に設置するもの	面積は、1面当たり15平方メートル以下で、かつ、合計30平方メートル以下とすること。
	和風屋根に設置するもの	(1)　面積は、1面当たり15平方メートル以下で、かつ、合計30平方メートル以下とすること。 (2)　上端は、大棟を超えないこと。
建植広告物		(1)　面積は、30平方メートル以下とすること。 (2)　上端は、地上から6メートル以下とすること。
へい垣広告物		面積は、へい垣面の面積の2分の1以下とすること。

■景観計画重点区域全体に共通する許可の基準

広告物等の種類	許可の基準
全ての広告物等	(1)　周辺の景観と調和した意匠とすること。 (2)　建築物等の屋上に設置する広告物等にあつては、高さが当該広告物等を設

		置する建築物等の各部の高さを超えないこと。 (3) 映像装置、電光掲示板その他これらに類する広告物等は、設置しないこと。
広告塔	屋上広告塔	面積は、1面当たり5平方メートル以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。
軒下広告物	壁面に直接設置するもの(直描を含む。)	面積は、道路に面する壁面の場合は、設置壁面の面積の5分の1以下とし、それ以外の場合は、設置壁面の面積の10分の1以下とすること。
屋上広告物		面積は、1面当たり5平方メートル以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。

■風致地区全体に共通する許可の基準

広告物等の種類		許可の基準
全ての広告物等		(1) 映像装置、電光掲示板その他これらに類する広告物等は、設置しないこと。 (2) 高さは、地上から 15 メートル（特別風致地区（宇治市風致地区条例（平成 26 年宇治市条例第 33 号）第 2 条第 1 項に規定する特別風致地区をいう。以下同じ。）については、10 メートル）以下とすること。
軒下広告物	壁面に直接設置するもの	壁面に直描しないこと。
へい垣広告物		へい垣面に直描しないこと。

■景観計画重点区域のうち重点地区1(中央玄関口地区)における許可の基準

広告物等の種類		許可の基準
全ての広告物等		世界遺産、歴史的遺産、周辺の自然景観及びそれらの周辺と調和した色彩とし、派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。
広告塔	一般広告塔	(1) 面積は、1面当たり2.5平方メートル以下で、かつ、合計5平方メートル以下とすること。 (2) 高さは、地上から6メートル以下とすること。
軒下広告物	壁面から広告面が突き出しで直角なもの	面積は、1面当たり2.5平方メートル以下で、かつ、合計5平方メートル以下とすること。
建植広告物		(1) 面積は、2.5平方メートル以下とすること。 (2) 上端は、地上から6メートル以下とすること。
へい垣広告物		面積は、へい垣面の面積の2分の1以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。

■景観計画重点区域のうち重点地区2(世界遺産周辺地区)における許可の基準

広告物等の種類		許可の基準
全ての広告物等		世界遺産、歴史的遺産、周辺の自然景観及びそれらの周辺と調和した色彩とし、派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。
広告塔	一般広告塔	(1) 面積は、1面当たり1.5平方メートル以下で、かつ、合計3平方メートル以下とすること。 (2) 高さは、地上から6メートル以下とすること。
軒下広告物	壁面から広告面が突き出しで直角なもの	面積は、1面当たり1.5平方メートル以下で、かつ、合計3平方メートル以下とすること。
建植広告物		(1) 面積は、1.5平方メートル以下とすること。 (2) 上端は、地上から6メートル以下とすること。
へい垣広告物		面積は、へい垣面の面積の2分の1以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。

■景観計画重点区域のうち重点地区3(世界遺産保全及び特別風致地区)における許可の基準

広告物等の種類		許可の基準
全ての広告物等		(1) 世界遺産、歴史的遺産、周辺の自然景観及びそれらの周辺と調和した色彩とし、派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。 (2) 特別風致地区にあつては、原則として、自家用広告物等以外の広告物等は、表示し、又は設置しないこと。
広告塔	一般広告塔	(1) 面積は、1面当たり1平方メートル以下で、かつ、合計2平方メートル以下とすること。 (2) 高さは、地上から6メートル以下とすること。
軒下広告物	壁面から広告面が突き出しで直角なもの	面積は、1面当たり1平方メートル以下で、かつ、合計2平方メートル以下とすること。
建植広告物		(1) 面積は、1平方メートル以下とすること。 (2) 上端は、地上から6メートル以下とすること。
へい垣広告物		面積は、へい垣面の面積の2分の1以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。

■景観計画重点区域のうち重点地区4(白川集落地区)における許可の基準

広告物等の種類	許可の基準
全ての広告物等	(1) 原則として、自家用広告物等以外の広告物等は、表示し、又は設置しないこと。 (2) 里山景観及びそれらの周辺と調和した色彩とし、派手な色彩及び明暗の度

		合いの強い色彩を避けること。 (3) サーチライト、レーザーその他の広範囲に光が漏れる照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。 (4) 点滅式又は可動式の照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。
広告塔	一般広告塔	(1) 面積は、1面当たり1平方メートル以下で、かつ、合計2平方メートル以下とすること。 (2) 高さは、地上から3メートル以下とすること。
軒下広告物	壁面から広告面が突き出しで直角なもの	面積は、1面当たり1平方メートル以下で、かつ、合計2平方メートル以下とすること。
建植広告物		(1) 面積は、1平方メートル以下とすること。 (2) 上端は、地上から3メートル以下とすること。
へい垣広告物		面積は、へい垣面の面積の2分の1以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。

■景観計画重点区域のうち重点地区5(白川集落周辺地区)における許可の基準

広告物等の種類		許可の基準
全ての広告物等		(1) 里山景観及びそれらの周辺と調和した色彩とし、派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。 (2) サーチライト、レーザーその他の広範囲に光が漏れる照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。 (3) 点滅式又は可動式の照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。
広告塔	一般広告塔	(1) 面積は、1面当たり2.5平方メートル以下で、かつ、合計5平方メートル以下とすること。 (2) 高さは、地上から6メートル以下とすること。
軒下広告物	壁面から広告面が突き出しで直角なもの	面積は、1面当たり1平方メートル以下で、かつ、合計2平方メートル以下とすること。
建植広告物		(1) 面積は、2.5平方メートル以下とすること。 (2) 上端は、地上から6メートル以下とすること。
へい垣広告物		面積は、へい垣面の面積の2分の1以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。

■景観計画重点区域のうち重点地区6(萬福寺周辺地区)における許可の基準

広告物等の種類	許可の基準

全ての広告物等		(1) 歴史的遺産、周辺の自然景観及びそれらの周辺と調和した色彩とし、派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。 (2) サーチライト、レーザーその他の広範囲に光が漏れる照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。 (3) 点滅式又は可動式の照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。
広告塔	一般広告塔	(1) 面積は、1面当たり1平方メートル以下で、かつ、合計2平方メートル以下とすること。 (2) 高さは、地上から3メートル以下とすること。
軒下広告物	壁面から広告面が突き出しで直角なもの	面積は、1面当たり1平方メートル以下で、かつ、合計2平方メートル以下とすること。
建植広告物		(1) 面積は、2.5平方メートル以下とすること。 (2) 上端は、地上から3メートル以下とすること。
へい垣広告物		面積は、へい垣面の面積の2分の1以下で、かつ、合計2.5平方メートル以下とすること。

■景観計画重点区域のうち重点地区7(黄檗駅周辺地区)における許可の基準

広告物等の種類		許可の基準
全ての広告物等		背後の自然景観及びそれらの周辺と調和した色彩とし、派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。
広告塔	一般広告塔	(1) 面積は、2.5平方メートル以下で、かつ、合計5平方メートル以下とすること。 (2) 高さは、地上から6メートル以下とすること。
軒下広告物	壁面から広告面が突き出しで直角なもの	面積は、1面当たり1.5平方メートル以下で、かつ、合計3平方メートル以下とすること。
建植広告物		(1) 面積は、1面当たり2.5平方メートル以下で、かつ、合計5平方メートル以下とすること。 (2) 上端は、地上から4メートル以下とすること。
へい垣広告物		面積は、へい垣面の面積の2分の1以下で、かつ、合計5平方メートル以下とすること。

■景観形成道路(平等院表参道地区)

広告物等の種類	許可の基準
全ての広告物等	(1) 原則として、自家用広告物等以外の広告物等は、表示し、又は設置しないこと。

		(2)　派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。 (3)　サーチライト、レーザーその他の広範囲に光が漏れる照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。 (4)　点滅式又は可動式の照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。
広告塔	一般広告塔	(1)　面積は、1面当たり1平方メートル以下で、かつ、合計2平方メートル以下とすること。 (2)　高さは、地上から3メートル以下とすること。
軒下広告物	壁面から広告面が突き出しで直角なもの	面積は、1面当たり1平方メートル以下で、かつ、合計2平方メートル以下とすること。
建植広告物		(1)　面積は、1平方メートル以下とすること。 (2)　上端は、地上から3メートル以下とすること。
へい垣広告物		面積は、へい垣面の面積の2分の1以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。

■景観形成道路(宇治橋東詰地区)

広告物等の種類		許可の基準
全ての広告物等		(1)　特別風致地区にあつては、原則として、自家用広告物等以外の広告物等は、表示し、又は設置しないこと。 (2)　派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。 (3)　サーチライト、レーザーその他の広範囲に光が漏れる照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。 (4)　点滅式又は可動式の照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。
広告塔	一般広告塔	(1)　面積は、1面当たり2.5平方メートル以下で、かつ、合計5平方メートル以下とすること。 (2)　高さは、地上から8メートル以下とすること。
軒下広告物	壁面から広告面が突き出しで直角なもの	面積は、1面当たり1.5平方メートル以下で、かつ、合計3平方メートル以下とすること。
建植広告物		(1)　面積は、5平方メートル以下とすること。 (2)　上端は、地上から6メートル以下とすること。
へい垣広告物		面積は、へい垣面の面積の2分の1以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。

■景観形成道路(あさぎり通り、さわらびの道周辺地区)

広告物等の種類		許可の基準
全ての広告物等		(1) 特別風致地区にあつては、原則として、自家用広告物等以外の広告物等は、表示し、又は設置しないこと。 (2) 派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。 (3) サーチライト、レーザーその他の広範囲に光が漏れる照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。 (4) 点滅式又は可動式の照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。
広告塔	一般広告塔	(1) 面積は、1面当たり1平方メートル以下で、かつ、合計2平方メートル以下とすること。 (2) 高さは、地上から3メートル以下とすること。
軒下広告物	壁面から広告面が突き出しで直角なもの	面積は、1面当たり1平方メートル以下で、かつ、合計2平方メートル以下とすること。
建植広告物		(1) 面積は、1平方メートル以下とすること。 (2) 上端は、地上から3メートル以下とすること。
へい垣広告物		面積は、へい垣面の面積の2分の1以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。

■景観形成道路(大津南郷宇治線地区)

広告物等の種類		許可の基準
全ての広告物等		(1) 特別風致地区にあつては、原則として、自家用広告物等以外の広告物等は、表示し、又は設置しないこと。 (2) 高さは、地上から10メートル以下とすること。 (3) 派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。 (4) サーチライト、レーザーその他の広範囲に光が漏れる照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。 (5) 点滅式又は可動式の照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。
広告塔	一般広告塔	(1) 面積は、1面当たり1平方メートル以下で、かつ、合計2平方メートル以下とすること。 (2) 高さは、地上から6メートル以下とすること。
軒下広告物	壁面から広告面が突き出しで直角なもの	面積は、1面当たり1平方メートル以下で、かつ、合計2平方メートル以下とすること。
建植広告物		(1) 面積は、1平方メートル以下とすること。

	(2)　上端は、地上から6メートル以下とすること。
へい垣広告物	面積は、へい垣面の面積の2分の1以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。

■景観形成道路(平等院周辺地区)

広告物等の種類		許可の基準
全ての広告物等		(1)　特別風致地区にあつては、原則として、自家用広告物等以外の広告物等は、表示し、又は設置しないこと。 (2)　派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。 (3)　サーチライト、レーザーその他の広範囲に光が漏れる照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。 (4)　点滅式又は可動式の照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。
広告塔	一般広告塔	(1)　面積は、1面当たり1平方メートル以下で、かつ、合計2平方メートル以下とすること。 (2)　高さは、地上から3メートル以下とすること。
軒下広告物	壁面から広告面が突き出しで直角なもの	面積は、1面当たり1平方メートル以下で、かつ、合計2平方メートル以下とすること。
建植広告物		(1)　面積は、1平方メートル以下とすること。 (2)　上端は、地上から3メートル以下とすること。
へい垣広告物		面積は、へい垣面の面積の2分の1以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。

■景観形成道路(宇治橋若森線地区)

広告物等の種類		許可の基準
全ての広告物等		(1)　派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。 (2)　サーチライト、レーザーその他の広範囲に光が漏れる照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。 (3)　点滅式又は可動式の照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。
広告塔	一般広告塔	(1)　面積は、1面当たり5平方メートル以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。 (2)　高さは、地上から8メートル以下とすること。
軒下広告物	壁面から広告面が突き出しで直角なもの	面積は、1面当たり2.5平方メートル以下で、かつ、合計5平方メートル以下とすること。

建植広告物	(1)　面積は、5平方メートル以下とすること。 (2)　上端は、地上から6メートル以下とすること。
へい垣広告物	面積は、へい垣面の面積の2分の1以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。

■景観形成道路(宇治橋通り地区)

広告物等の種類		許可の基準
全ての広告物等		(1)　派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。 (2)　サーチライト、レーザーその他の広範囲に光が漏れる照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。 (3)　点滅式又は可動式の照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。
広告塔	一般広告塔	(1)　面積は、1面当たり1.5平方メートル以下で、かつ、合計3平方メートル以下とすること。 (2)　高さは、地上から6メートル以下とすること。
軒下広告物	壁面から広告面が突き出しで直角なもの	面積は、1面当たり1.5平方メートル以下で、かつ、合計3平方メートル以下とすること。
建植広告物		(1)　面積は、1.5平方メートル以下とすること。 (2)　上端は、地上から6メートル以下とすること。
へい垣広告物		面積は、へい垣面の面積の2分の1以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。

■景観形成道路(本町通り地区)

広告物等の種類		許可の基準
全ての広告物等		(1)　派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。 (2)　サーチライト、レーザーその他の広範囲に光が漏れる照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。 (3)　点滅式又は可動式の照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。
広告塔	一般広告塔	(1)　面積は、1面当たり1平方メートル以下で、かつ、合計2平方メートル以下とすること。 (2)　高さは、地上から6メートル以下とすること。
軒下広告物	壁面から広告面が突き出しで直角なもの	面積は、1面当たり1.5平方メートル以下で、かつ、合計3平方メートル以下とすること。
建植広告物		(1)　面積は、1平方メートル以下とすること。

	(2)　上端は、地上から6メートル以下とすること。
へい垣広告物	面積は、へい垣面の面積の2分の1以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。

第９章
景観重要公共施設の整備

第９章　　景観重要公共施設の整備

景観計画区域内の道路法による道路、河川法による河川、都市公園法による都市公園等、良好な景観の形成に重要な以下に掲げる公共施設を景観重要公共施設とします。

○景観重要公共施設

・道路

京都府道　宇治淀線、京都宇治線、平等院線、宇治公園線、大津南郷宇治線
万福寺線

宇治市道　宇治橋線、JR 宇治駅前広場線、JR 宇治駅前線、宇治 395 号線、
宇治志津川線、京阪宇治駅前線、宇治 18 号線、宇治 6 号線、
乙方三番割線、宇治 233 号線、山王仙郷谷線、宇治 31 号線、
県神社御旅線、白川浜山本線、五ケ庄 71 号線、五ケ庄 78 号線

・河川

一級河川　淀川（宇治川）

普通河川　寺川

・公園

京都府立　宇治公園

宇治市立　黄檗公園

上記の景観重要公共施設の整備を行う際には本計画の方針に基づき景観に配慮するものとします。

●景観重要公共施設区域図

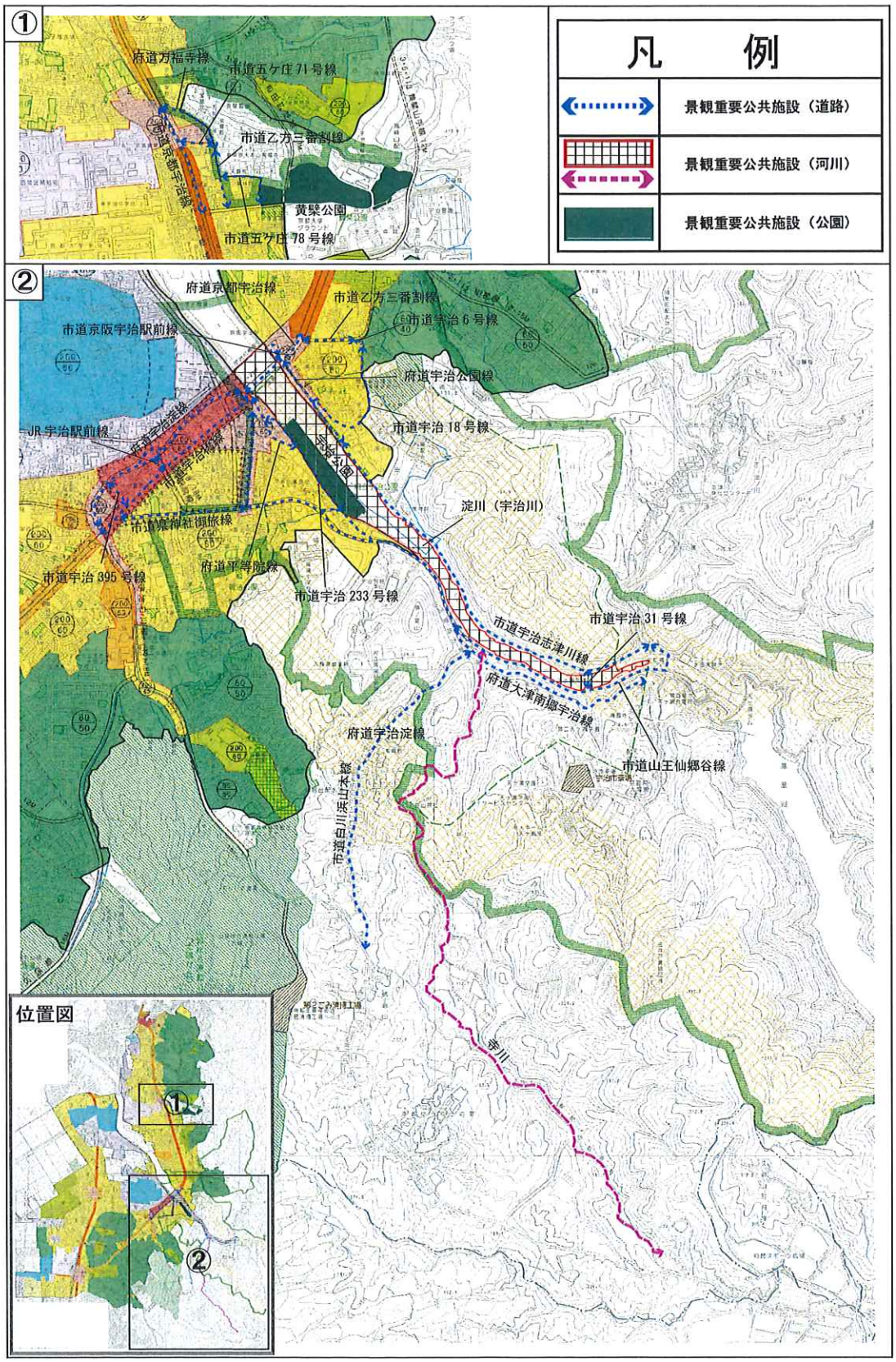

宇治市景観計画

平成20年　4月　1日　告示
（変更）平成21年12月11日　告示
（第2回変更）平成24年12月14日　告示
（第3回変更）令和　6年　　月　　日　告示

連絡・問合せ先
京都府宇治市都市整備部歴史まちづくり推進課
〒611-8501　京都府宇治市宇治琵琶33番地
TEL　0774-22-3141（代）